



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「マインド・コントロール」論争と裁判：「強制的説得」と「不法行為責任」をめぐって
Author(s)	櫻井, 義秀
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 109, 59-175
Issue Date	2003-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34042
Type	departmental bulletin paper
File Information	109_PL59-175.pdf



「マインド・コントロール」論争と裁判 ——「強制的説得」と「不法行為責任」をめぐる

櫻 井 義 秀

1 問題の所在

1-1 違法伝道批判と「マインド・コントロール論」

宗教法人世界基督教統一神霊協会（通称統一教会）の元信者が、教団に対して、信者として活動してきた期間に納めた種々の献金、及び教団関連企業から購入した物品購入代金の返還と、違法伝道の結果、不本意な宗教活動に従事させられてきたことへの慰謝料を請求した訴訟がある。「青春を返せ訴訟」とは、札幌で1987年に提訴された事件を皮切りに、全国で8件起こされた人格権、財産権侵害への損害賠償請求訴訟の総称である。

一般に統一教会に対する訴訟は2種類に分けられる。一つは、統一教会による資金調達活動によって被害を受けた一般市民が統一教会を提訴するものであり、最高裁で統一教会の敗訴が確定しており、教団は賠償金の支払いに応じている（註1）。これは、靈感商法として告発されてきた違法な物品販売に対する損害賠償請求訴訟である。統一教会側は、信徒団体が統一教会を支援するために任意に作った企業グループ（各地域の株式会社世界のしあわせ等）が、統一教会の管轄外で活動したものであるから、統一教会は被告に当たらないという主張を繰り返してきた。しかし、訪問販売員による物販は、全て統一教会員か、その関係者によってなされているのであるから、統一教会に使用者責任が認められるという判決が出ている。宗教的付加価値に値段はつけられないとはいえ、原価の数十倍の値段で壺や多宝塔等を販売し、そ

の際、被害者の恐怖心を煽る霊・祟り等のレトリックを駆使する販売方法が違法とされたのである。当事者である購入者が、販売者のいう宗教的効能を信じていないのであるから、これは詐欺等の消費者被害と考えざるを得ない。霊感商法に対する法的、社会的認識は、違法行為として確定したとみてよい(註2)。

もう一つの訴訟形態が、「青春を返せ訴訟」等の違法伝道訴訟である。元信者が違法に伝道された結果として統一教会員になり、合同結婚式に参加したのであるから、このような結婚は破棄したいとして、家庭裁判所、地方裁判所に婚姻無効を訴える訴訟も、違法伝道訴訟の一環と考えられる(註3)。

ところで、「違法伝道」というのは耳慣れない言葉であり、統一教会の布教行為に対する正確な理解なしには、極めて納得しにくい概念であろうと思われる。日本国憲法第19条では「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、同20条1項では「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」とあり、また、同21条1項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とある。個人の信じることに従って、教団を結成したり、或いは教団に加入し、布教を含む宗教活動を行うことは憲法に保障された行為である。従って、布教それ自体が違法ということはいえない。特定の布教行為の中に、他者の権利を侵害する行為が含まれておれば、それは民法709条の不法行為に該当し、布教者は布教されたものからの損害賠償請求に責任を持つ、というのが違法伝道の主張である。

不法行為の発生要件は、1) 加害者の故意・過失が認められること、2) 被害者の権利を違法に侵害していること、3) 侵害行為と損害との間に相当因果関係があること、4) 加害者が責任能力を持つこと等である(註4)。布教という行為を考えてみた場合に、その目的は教勢の拡大という組織的目標や個人的信仰のあかしという動機付けでなされることが多いので、布教者が布教の意図をもってそれに従事していることは明らかであり、教団や布教者に責任能力があることは当然に認められる。そうすると、2) 3) が問題になる。つまり、布教者の行為に、被布教者の権利を侵害する行為があったのかどうか。被布教者は損害を受けたのかどうか。その損害と権利侵害行為と

の間に、十分な事實的或いは法的な因果関係が認められるかどうか。以上の諸点を告発する側が立証しなければならない。

法の華三法行が行った詐欺事件は分かりやすい。病気に悩む人々を言葉巧みに教祖福永法眼の足裏診断に誘い込み、その後、被害者を数日間の研修に参加させ、御利益を授かるためと称して数百万円の物品を買わせるか、同教団の出版物を配布する布教活動に従事させた。教祖は2000年に逮捕され、被害者による損害賠償請求訴訟では、原告勝訴判決が続き、2001年教団は破産宣告されて解散させられた。明確な御利益の提示。法外な値段の商品。布教や販売方法の詐欺性、強迫性。教団自体が被害者による損害賠償請求が起きているながら、なおその行為を続けたことから、組織的に資金調達を目的としてこれらの行為がなされていたことが明らかにされている。先に述べた靈感商法、靈視商法もこの類であり、提訴してから勝訴判決を得るまでの労力が原告側にとって相当なものであったことは想像に難くないが、それでも、こうした布教、教団活動が不法行為であることは比較的明瞭である。

しかし、大方の教団にありがちな貧病争解決の御利益ではなく、自己啓発や社会貢献をうたった教団に勧誘され、信者になることを決心し、その後活動したことを当人にとって損失と認識し、教団に捧げた労力と献金の返還と、信者にされたこと自体を人格権への侵害として訴えるという論理は、宗教者や、宗教研究者の想像の域を超えていた。つまり、統一教会の布教行為に、脅し、騙し、無理やり信仰を強制するような外形的暴力があれば、不法行為という認識が容易であったが、見かけ上はそのいずれにも該当しない、熱心ではあるが普通の布教・伝道方法であった。信者生活において無償の労力奉仕や多大な喜捨、献金を行うことも、既成宗教・新宗教共によくある話であり、教勢を拡大している教団とは、そのような熱心な信者を抱えたところといえる。人生においてコミットする対象、集団の選択ミスは往々にして生じるわけで、その都度損害賠償を訴えていたらきりがないのではないのか。その決断をしたものの自己責任はどうになってしまうのか。このような疑問が「青春を返せ訴訟」には出されてきたように思われる。

そこで、訴訟の中で提起され、また、明確化されてきたのが、強制的説得

によって入信したのだという「マインド・コントロール」の論理である。筆者は、「マインド・コントロール論」の生成・発展、日本における導入とその展開について、既に論考をまとめているのでここでは説明を省略したい（註5）。

1995年3月20日の地下鉄サリン事件以来、オウム真理教信者の行動原理を説明する論理として「マインド・コントロール」という言葉がマスメディアに流行したが、言説レベルの「マインド・コントロール論」と、不法行為責任を追及するために、相当因果関係を説明する議論として主張された「マインド・コントロール論」は次元を異にする。後者に関していえば、この議論は社会心理学の「社会的影響力の行使、説得」という分野においてかなりの程度確立された議論であることは認められるが、宗教研究においては国内外でその妥当性を疑問視する意見が相当に強い（註6）。従って、裁判所では、教団による「マインド・コントロール」が信者にあったという事実認定せず、「マインド・コントロール」行為を直接不法行為と認定もしていない。オウム真理教信者の教団犯罪に対する判決において、弁護側は、教祖と教団による「マインド・コントロール」の結果、彼等は犯罪行為に荷担したわけであるから減刑を求めるという主張をしたが、認められなかった。「青春を返せ訴訟」において原告が勝訴した岡山判決、札幌判決でも、「マインド・コントロール論」に依拠せずとも、不法行為責任を問うるとした。

1-2 札幌地裁判決と「マインド・コントロール」論争

2001年6月29日、札幌地裁は、統一教会を相手取り元信者20名が提訴した14年に及んだ「青春を返せ訴訟」に、原告勝訴の判決を言い渡した。判決では、統一教会の正体を隠した伝道により、元信者が勧誘・教化され、高額の物品購入や献金を強要された事実を認定し、物的・精神的損害の賠償責任を統一教会に認め、総額約2950万円の支払いを命じた。札幌地裁判決の評価については論考を既にまとめているので、原告及び被告の主張、判決の論理等は省略し、ここでは「マインド・コントロール論」の扱いに関わる部分だけを取り出してみたい（註7）。

札幌地裁では、統一協会の勧誘行為の目的は「外形的客観的に観察して直截に表現すれば、原告等の財産の収奪と無償の労役の享受及び原告等と同種の被害者となるべき協会員の再生産という不当な目的にあったということになる」と組織が意図的に行った行為であると認定し、元信者の被害も認めた。教団による布教行為と信者の入信行為との因果関係については、まず、元信者が自発的にやったのか、強要されたかという個別の事実判定よりも、これらの組織的勧誘・教化の目的・手段の違法性を認めた。そして、被告である統一教会側は、信者は騙されたのではなく自主的に上記の活動をやったのであるとして、「マインド・コントロール論」を否定したが、裁判所は伝道目的の秘匿、欺罔的手段自体が違法行為であるから、信者の入信は違法行為の結果とみなされ、入信の原因が自己選択かマインド・コントロールかという議論は違法性を考慮する前提としないとした。統一教会側の、元信者はいつでもやめられたのにやめなかったのであるから強制はないという主張に対しても、だからといって違法な伝道の事実がなくなるものではないと判断した。また、統一教会の伝道が違法行為であるならば、原告達も同様に違法行為を行ったものであるから、教会に損害賠償を求めるのはおかしいという被告の主張に対しても、原告達は「教会員に欺罔などされた結果、情（原文通り）を知らないまま上記の行為に及んだのである」という判断を下し、損害賠償の請求権はあるとした。

要するに、布教行為の初期に、伝道目的の秘匿、欺罔的手段という不法行為が存在したので、このような教団側の働きかけを受けてからの元信者の行為と、発生した損害には、全て不法行為による賠償請求の理由があるという判断である。秘匿、欺罔ということ自体が、「マインド・コントロール」の要素であり、「マインド・コントロール」という言葉を用いないがその主張を殆ど汲んだ判決を考えられなくもない。しかし、それらの違法な布教勧誘の結果、元信者が入信を決心し、教団活動を継続していたのであるという判断は保留してある。そこまで踏み込んだ事実認定をするのであれば、まさに「マインド・コントロール論」による入信行為の説明を法廷が公に認めるということになる。その点は慎重に避けられた。しかし、「青春を返せ訴訟」の公判

において、原告、被告共に、「マインド・コントロール論」の是非を争点にしようとした時期があったのであり、とりわけ、統一教会側は公判の後期には、そのような主張をなしてきた。筆者自身が公判を傍聴してきた際のやりとりは次のようなものであった。

2000年12月5日、札幌地裁の上記公判において、教会側証人として、「カルト」「マインド・コントロール」問題の専門家として魚谷俊輔氏が出廷した。同氏は、「マインド・コントロール」論などは、アメリカでは既に学会によって否定された議論なのであって、宗教が、とりわけ統一教会が、「洗脳」や「マインド・コントロール」と呼ばれる特殊な心理技術を用いて、人を入信させることなどありえないと述べた。その際、同氏は、「マインド・コントロール論」はアメリカ心理学会（American Psychological Association: APA）でも、宗教を科学的に研究する学会（The Society for the Scientific Study of Religion: SSSR）でも否定されたと述べた。APAはマーガレット・シンガー等により作成された「マインド・コントロール」論に関する報告書を否定したし、モルコ、リール事件を審理したカリフォルニア州最高裁判所において、APAとSSSRの代表的な研究者が法廷助言書を提出して、この議論を否定したというものだった。

魚谷氏の話は、彼の著書『統一教会の検証』に基づいたものであるが、彼の上司であった増田義彦氏『「マインド・コントロール理論」その虚構の正体——知られざる宗教破壊運動の構図』との共同作業で資料収集にあたったと証言した。両氏共に、統一教会員であり、統一教会において宗教論争的な部門を担当する人物と見ることができよう。彼等の著作は内部評価である（註8）。証言において、あろうことか、筆者の「マインド・コントロール論」批判の論文も引用されたが、趣旨を取り違えていたように思われた。つまり、筆者は「マインド・コントロール論」による入信の説明は、宗教社会学の議論からは認めることができないと年来主張してきたが、「マインド・コントロール」という社会的告発に相当する宗教集団がひきおこした社会問題が存在していることは認めてきたし、そのような教団を批判する場合の方法に関して、「カルト」「マインド・コントロール」論に代わる批判の論点を持つべ

きであるという議論を展開してきたつもりであった。それは宗教社会学を専攻しているものとしてはごくありふれた学問的立場であるといえよう。しかしながら、筆者の意に反して、筆者の1996年の論文は統一教会側が「マインド・コントロール論」を否定する際に、日本の研究者による証拠資料として提出された。筆者は統一教会の入教・勧誘活動を是認するものではなかったし、「マインド・コントロール論」を批判することで、「青春を返せ訴訟」の原告の論理をうち砕こうという気など毛頭なかった。論文執筆の当時は、オウム真理教事件報道が全盛の時期であり、「マインド・コントロール」という言説によってオウム信者の行為を簡単に説明することはかえって問題の根の深さを見ないことにつながりはしないかという趣旨の論文を書いた。「マインド・コントロール論」批判の部分だけを有効活用され、「カルト」側を擁護する研究者という誤解をもたれたのは心外であった。しかし、これも一種の製造物責任として、知見の製造者である研究者は、この問題への対処を社会的に考えていかざるをえないだろう。

さて、魚谷氏の論調であったが、アメリカのアカデミズムの権威を借りて「マインド・コントロール論」を一蹴したという観があった。筆者も含めて若干の日本人研究者に言及はあったものの、氏自身が「日本の研究者は井の中の蛙で世界の研究情勢を知らない」という評価を著作の中で下しているだけに、日本のこの問題に対する後進ぶりを嘆くという態度であった。「権威」を用いて同意を促すというやり方は、社会心理学者が「マインド・コントロール」の初歩、説得の効果的技術として紹介してくれていることである。おそらく、原告、被告、司法関係者含めて、APAやSSSRがどのような団体であるのか、及びそのような学術団体の有力な研究者によって否定された報告書の内容（マインド・コントロール論を否定するべく提出された法廷助言書の内容）を十分正確に理解してはいなかったと思われる。そのような状況において、具体的な中身と脈絡を省略して、学会の権威によって科学的にはこうなっていると主張するのは不適切と言わざるを得ない。

1-3 本論文の意図と構成

本稿の目的は、APA が否定したとされるマーガレット・シンガーを代表とする「強制的説得論」報告の中身と、カリフォルニア州最高裁判所に提出されたマインド・コントロール論を否定する法廷助言書の中身を具体的に検討することにある。もちろん、筆者は宗教社会学を専門にするものであって、心理学・社会心理学の専門家が上記の報告書を検討する程に、また、法律の専門家が法廷助言書を子細に検討するほどのことは到底できない。しかし、問題の対象それ自体については、専門研究を行っているので、何がどのように論じられているのか、それを的確に紹介することは可能である。

また、違法伝道訴訟に関わる当事者や、「カルト」問題に関係する人々が、上記のカルト論争にとって極めて重要な資料を直接手に取る機会がない状況は改善されてよい。この問題を論じる研究者であれば、カルト問題を扱う関係機関のホームページ上で、上記の文書を読むことも可能であるし、既に読了されていると思われるが、一般の忙しい生活者や弁護士などの実務担当者には、英語から日本語への翻訳程度であっても、カルト論争の背景を知るための資料になりうると考える。大部になるが訳出した次第である。

翻訳文は資料として論文の末尾に置くこととし、以下では、上記の2つの文書に関して、内容の紹介と問題点を論じていくことにしたい。

2 詐欺的、間接的説得と統制の技術に関する専門調査部会報告 (Report of the Task Force on Deceptive and Indirect Techniques of Persuasion and Control : 以下、DIMPAC レポート) をどう読むか

2-1 レポート作成の経緯と内容概括

このレポートがどのような経緯で作成されたのか、レポートに書かれてあることから説明したい。アメリカ心理学会の内部組織である心理学における社会倫理理事会は、1983年の秋に、心理学的説得技術の用法に関するプロジェクト委員会を発足させた。そして、委員会は専門調査部会に以下の課題を託した。1) 自由を制限し、個人、家族、社会に悪影響を与える詐欺的、

間接的説得と統制の技術を明らかにせよ。2) 当該の研究領域をレビューせよ。3) 心理的なサービスを利用する消費者のために、詐欺的、間接的説得と統制の技術の持つ意味を定義せよ。4) この現象の倫理的、教育的、社会的含意を検討せよ。

そして、カルト問題の研究、社会的影響力の研究で高名なマーガレット・シンガー、マイケル・ランゴーニ、ルイス・ウェストを含む6名の委員によって、報告書が作成された。

報告書の要旨にはこう書いてある。「カルト集団と自己啓発セミナーは、詐欺的、間接的説得と統制の技術をかなり用いているということで物議をかもししている。これらの技術は個人の自由を危うくし、多数の個人や家族に深刻な結果をもたらしている。本報告はこの問題をレビューし、影響力を行使する新しい技術の存在を提言し、詐欺的、間接的説得と統制の技術の利用から派生する倫理的問題を考察することで、本報告に記載される諸問題を示そうというものである。」

内容を項目順に示すと次のようになる。(番号は筆者がつけた)

- 1 詐欺的、間接的説得と統制の技術に関する専門調査部会報告作成の経緯が説明された。
- 2 現代のカルト問題が発生した歴史的背景の説明がなされた。
- 3 カルト集団をどのように定義するかという問題が扱われた。
- 4 宗教的カルトの説明において、宗教的カルトの類型論と有害性が検討され、全体主義的カルトのみ問題とすることが言明された。
- 5 宗教的カルトのトラブル例が報告され、先行研究の問題性も指摘される。
- 6 洗脳・ディプログラミング論争における心理学者の立場は、教団側とジャーナリズム側の中間にあるとし、個人に関しては、「特定集団が詐欺的、間接的説得と統制の技術を用いて、特定の個人や家族に対して、ある時期、どの程度の危害を加えたのであるか？」社会的な次元では、「この特定集団或いは集団の幹部達は、詐欺的、間接的説得と統制の技術をどの程度悪用したのか？」を具体的に調査研究すべきであるとした。

- 7 心理療法カルトとして、心理療法従事者によるものと素人によるものの事例、及び裁判例を紹介した。
- 8 大人数グループでの「気づき」のトレーニング（自己啓発セミナー）発生の歴史的説明と問題点の指摘、裁判例の紹介を行う。
- 9 分析として、影響力の行使という概念を、選択を尊重する教育、治療的な行為から、服従を強要する統制的、破壊的な行為まで含むものとして捉え、後者の問題点を議論の対象として設定した。
- 10 心理学者が考慮すべき倫理的問題として、優越的な地位（専門家）を利用した心理療法並びに心理操作の技術を濫用することは許されないし、学会としてこのようなことをなす個人、団体には毅然とした態度をとるべきであるとした。
- 11 カルト集団やセミナー以外にも、政治・メディアにおける情報操作、コマーシャルや悪徳商法における心理操作などの問題があり、社会的影響力の行使については広く倫理的な問題として考えていかなければならないとした。
- 12 最後に提言の部分があるが、1）心理学者は社会的影響力を行使する技術についての理解を深める調査研究（実験研究）を行うとともに、その濫用により被害を受けた人々の回復に役立つ実践的研究も行うべきであること、2）学会として倫理綱領を改訂し、臨床心理の専門教育に役立てるとともに違反者には厳重な勧告も行うべきであること、3）心理技法の悪用があるということを広く市民に啓蒙し、対策として、規制を設けるための検討をすべきことを述べた。

2-2 レポートに対する APA の態度とモルコ、リアル裁判、及び法廷助言書

このレポートの内容を評価する前に、なぜ、このレポートが問題なのか、繰り返しになるが、確認しておきたい。専門調査部会によるレポートは草稿段階にあるもので（レファレンスがついていない）、これを倫理委員会が1986-7年にかけて検討し、1987年5月11日の時点で、同委員会がそのままでは受け取ることができないという決定を下した。同委員会が専門調査部会

に対して、その理由の文面を送った期日がそれである（資料として、この翻訳文も文章の最後に付加しておく）。

ところで、この間、カリフォルニア州最高裁判所において、モルコ、リール裁判が行われていた。青年男女が統一協会の修練会にバス停で誘われて参加し、強制的説得（或いは威圧的説得、本稿では強制的説得の訳語を使用）coercive persuasion を受けたとして、詐欺の不法行為責任を問うたものである。判決は、布教活動に一定の制限を設ける（不法行為責任を課す）ことは、宗教活動の自由を制限するということになるが、個人・家族を守り、公共の秩序を維持するという「やむにやまれぬ州の利益」と比較考量した場合に、後者の方が重要であるということで、原告の勝訴内容であった（註9）。

この裁判において、強制的説得の理論は学問的に認められないとする法廷助言書が APA と個人の研究者名（宗教社会学者、宗教学者が半数以上）によって提出された。その期日が、1987 年 2 月 10 日である。法廷助言書の中身は 2 つからなり、一つは強制的説得の理論が回心行為を説明しないということ、もう一つは違法伝道という判断は、信教の自由、特定教会を優遇（差別）しないという憲法の問題に反するというものであった。

APA は 1987 年 3 月 24 日、この法廷助言書の署名部分を取り下げた。つまり、学会として公認しないという決定をしたわけである。その一月半後に、DIMPAC も公認しないという決定をした。この間の経緯に何があったのか、筆者には推測できない。アメリカのカルト・ウォッチグループである American Foundation の Cultic Studies Journal に掲載された論文によると、APA は巨大組織であり、DIMPAC のような作業を進める委員会を持ちながら、他方で全く反対の立場表明になる法廷助言書に APA の署名をなすような理事をかかえているという事実だけがはっきりしているということになる。その著者は、APA がカルト問題というような厄介な事柄から素早く引き上げたかったのではないかと書いている。これは、DIMPAC への委員会の回答を読んでもらえばはっきりするが、APA は学会として、論争の渦中にある問題、裁判等に対して、賛成も反対もしない。特定の見解を学会として示しうるほどに、DIMPAC のレポートは心理学における理論と実証の十分な

フォローがなされていないという断りであった。おそらく、それは「マインド・コントロール」の議論を支持しないだけでなく、法廷助言書に署名した数多くの宗教学者、宗教社会学者とも態度を異にし、否定もしないということだったのかと考えられる。さらに言えば、先の論文では、APA 第 36 部会（当時は宗教問題に関心のある心理学者グループ、現在は、宗教心理学グループ）が 1990 年の年次総会において「洗脳証言に関する解決」と題したテーマ・セッションを設け、そこでは、「宗教問題に関心のある心理学者グループの理事会においては、現時点で、身体的強制を伴わない不当な説得（強制的説得、マインド・コントロール、或いは洗脳として知られている）が、特定宗教団体において使われている影響力の技術と同じであるということを、科学的に言明するに足りる十分な心理学研究がないというコンセンサスを持っている。」と述べたとされる（註 10）。

つまり、巷間いわれているように、シンガー等の報告書は全否定されたのではなく、ペンディングにされたのであって、学会は態度を保留したということに尽きる。

2-3 DIMPAC レポートの評価

筆者なりのレポートに対する評価をしてみたい。その前に、倫理委員会がレポートを外部評価してもらった際の講評のメール文が、先の委員会から専門部会への文書に付加されているので、それを簡単に見ておこう（<http://www.cesnur.org/testi/APA.htm>）。

2 名の評価内容は、1) DIMPAC では、詐欺的、間接的説得と統制の技術の濫用については詳細に述べているものの、それがどのような心理操作であるのか、具体的な事例によって、或いは、肝心なことだが、心理学の理論によって説明していないので説得的な議論になっていない、2) カルト団体についてのデータの質に難点があり、疑惑を報じる雑誌記事を元に議論することはできない、3) カルトによる危害、搾取と知っているがそれを明確に概念定義し、具体的なレベルで説明しきれていない、というものであった。一人は好意的な評価だが、4) カルト団体についての記述は道徳的判断として

なら同意できるが、それを心理学のレベルで論議可能かどうか疑問だとし、むしろ、心理療法の問題点については同意可能としている。もう一人は、殆どの論点において否定的評価を下している。

筆者自身は、おそらく社会学であっても（宗教社会学ではなおさらか！）判断を留保せざるを得ない内容であると思われる。その理由は、報告書が予め断っていることだが、1）「詐欺的、間接的説得と統制の技術」の具体的な中身が書かれていないし、入信の因果的説明の論理には疑問が残る、2）この技術を用いて実害をなす集団の特定を行っていない、3）新聞報道、係争中の裁判など、問題の所在を示すものが資料の大半であることなどである。

しかしながら、本報告書の目的が、心理学的な影響力を行使する際の倫理問題を提起するということであれば、十分な記述ではないだろうか。本文では、渦中の問題が、カルト視される集団による刑事事件や、巻き込まれた人々の精神的・財産に関わる被害であると特定しているのであり、いわば宗教そのものに関わる問題ではないと明言している。

シンガー達の主張は、精神を扱う専門職、或いはそれに準じる仕事を持つもの達の倫理を問うことにあり、直接的にはマインド・コントロールの議論を行っていない。文章の大半がカルト、セラピー、セミナーにおける「被害」の実態報告であり、それに対して、専門家集団はどのように対処すべきかという、職業倫理の確立を呼びかけている。

1970-80年代にかけて、アメリカでは各種のセラピストや自己啓発セミナーの集団における自己変容の技術化が進み、一つの産業の様態を呈した。カルト問題はその極端に問題となる側面を切り取ったものである。当時からアメリカでは、セラピーが一種のキーワード的働きをしており、これは競争社会アメリカの逆の側面を示している。おそらく、日本もアメリカのスタンダードを受け入れているので、セラピー産業が発達し、同種の問題が発生すると思われるし、既に「心の専門家」に頼りすぎる社会現象に警鐘を鳴らす人も出ている（註11）。

DIMPAC レポートはわずか十数年前の文書であるが、主張は現代的であり、感心する部分も多々ある。これを学会として公式的な立場にするかどうか

かは、内部的事情があったのではないかと推察される。どの学会もそうだが、研究者だけでなりたっているわけではなく、実践家、賛助団体を含んで、そこからの寄付収入に頼りながら学会経営を行っている。アメリカ心理学会には、シンガー達が批判した内容において、境界線上にいたような心理療法家や団体があったのかもしれないし、そこを配慮することが政治的判断としてなされたかもしれない。倫理条項はどの学会でも提案がなされているが、数万人規模の大所帯であれば、学会のメンバー全てが納得するものを提示することは実際には極めて難しい。規模のメリットを保持するためには、組織が割れるような議論はしないでおくというやり方が実際あり得る。およそ、学問的議論とは別のところに、この文書の処遇の理由があったのかもしれない。

3 法廷助言書をどう読むか

3-1 法廷助言書の概要

既にモルコ、リール裁判についてはカリフォルニア州最高裁判所の判決を述べているが、これは1983年の控訴裁判所における被告勝訴判決をくつがえたものであった。原告が控訴したために最高裁で争われたものであるが、DIMPACレポートの代表者であるマーガレット・シンガーとサミュエル・ベンソン両博士の専門家証言を拒否するよう、APAの有志が法廷助言書を提出した。法廷助言書とAPAの関係も既に述べたところである。

以下では法廷助言書の目次にそって内容をまとめてみたい。

- 1 法廷助言者の問題関心 法廷において、行動科学、社会科学の最新の知識が必要とされた場合、APAの学術的貢献、社会的役割から、APAのメンバーは喜んで専門家証言を引き受けてきた経緯がある。しかしながら、新宗教運動に対する偏見と学問的裏付けのない主張をなす、シンガー、ベンソン両博士の専門家証言には、学会として座視することはできないと考え、当該分野において研究実績のある研究者有志により法廷助言書を提出するはこびとなった。

- 2 緒言と議論の要約 原告の主張する「強制的説得」による回心、その結果として原告が受けた心理的被害（ないしは被害）に対する損害賠償を請求するような不法行為責任の法理は一切認めることができない。その理由は2つあり、第一に、シンガー、ベンソン両博士の主張は、許容性テストの基準を満たしていないために、証拠採用できない。第二に、特定教団の布教行為に不法行為責任を課すことは、合衆国憲法修正条項第一項に定められた宗教の自由という内容に反するものであり、認められない。

3 議論

- I 原告が論じる強制的説得の理論は科学的概念としては意味がなく、この理論を支持するために提出された専門家の証言は正当に除外された。

A. 科学の専門家による証言の許容性に関する基準

1. 法的基準 フライ基準による許容性限界の基準を満たさなければならない。具体的には、当該分野の学術団体において通説もしくは重要な知見として認められていることを、学術誌からの引用等で示すことである。
2. 科学的基準 当該分野で認める信頼性と妥当性を満たすものでなければならない。

- B. 原告が論じる強制的説得の理論は科学に関わる学会では受け入れられない。

1. シンガー博士、ベンソン博士の結論は、当該分野の学会では科学的な結論とは認められない。強制的説得により原告の自由意志が剥奪されたという主張は科学的言明ではない。自由意志を定義することは事実を扱う諸科学がなしうることでない。特定の刺激群に対して、ある一定の環境では、被験者に一様の反応が見られた場合、その刺激は特定の反応を「強制する」という言い方が可能かもしれない。仮に、このような観察方法で、統一教会の布教過程を眺めてみた場合に、統一教会に関する事例研究が明らかにしたところでは、声をかけられ、初期のセミナーに参加したもののうち、数%しか教団に残らないことが明らかである。90%強の途中離脱という反応を引き出した統一教会の布教方法は、「回心を強制したのか」それとも「離脱を強制したのか」。また、仮に、統一教会が、このような少数の回心しや

すい特性を持った人々を効果的に集めたとして、これが不法行為とどうして言えるのか。

2. 原告による強制的説得の理論は当該研究の学術文献では一般的に認められない。両博士は「強制的説得」論の理論的根拠を戦争捕虜の「洗脳」研究に見いだしているようであるが、学術的研究が実際に明らかにしていることは、2点で大衆紙のセンセーショナルな報道と全く異なる。第一に、戦争捕虜が受けた身体的拘禁、拷問、強迫と新宗教運動における布教、勧誘を比較することはできない。後者には、洗脳に必要であった物理的拘束の状況（逃れることは死を意味した）が欠けている。第二に、強制的説得と言われているものが、大学寮での新入生歓迎や軍隊の新兵教育ほどに手ひどいものかどうか疑問であり、この種のイニシエーションはイデオロギーを注入する各種の団体で行われており、特定の宗教団体に限ったことではない。

C. シンガー博士、ベンソン博士の方法論は科学に関わる学会では否認されてきた。

1. シンガー博士、ベンソン博士が依拠するデータは、文献として公表されておらず、検証できない。専門家同士のピア・レビューを受けない知見は、学会が共有できない。
2. シンガー博士、ベンソン博士が依拠する情報源は偏っている。ディプログラミングを受けた脱会者の証言を主要なデータとしている。そのために、宗教研究者が報告しているように、ディプログラミングを受けた脱会者はディプログラマーの考え方をそのまま証言する可能性があるということを否定できない。両博士は、途中で教団を自主的に離脱した人々について調査を行っていないために、脱会者の証言がディプログラミングのバイアスをどの程度受けているのか述べることができない。宗教研究者によってなされた現役信者の調査を参照すると、両博士が述べる統一教会とはかなり異なる教団像、教団の活動に対する信者の認識が伺われる。
3. シンガー博士、ベンソン博士は元統一教会員に発見されたと主張する危害が統一教会へ入会したことによってひきおこされたということを示して

いない。入信、教団活動と、脱会後に見られた元信者の精神的障害がどのように相関しているのかを説明していない。第一に、教会員であったことが原因であると述べるのであれば、同世代、社会的地位、健康状態等をコントロールしたうえで、統一教会員とそうでないものとの精神的障害発生の差異を調べなければならないが、これをしていない。第二に、精神的障害発生の別の要因について考察しておらず、そのような可能性を排除するような調査方法の設計もなされていなかった。つまり、1. 観察された疾患は入会前からあったのではないか、2. 疾患と会員であることの関係は、第三の媒介的要因によって説明されるのではないか、3. 疾患は、ディプログラムにより発症したものではないか、4. 疾患は教会脱会後に、新生活に適應する段階で発症したものではないか。

D. 科学的論証が不十分であるということを考えると、強制的説得という原告の主張は、原裁判所が結論づけたように、科学的装いをこらした否定的な価値判断にすぎない。要するに、両博士は、普通の人が統一教会の信念体系と生活様式を選択できたという事実を認められない、或いは認めるべきではないという道徳的評価を統一教会に下しているだけである。

II 原告が論じる強制的説得の理論を認知することは、合衆国憲法修正第一条を侵すことになり、法体系の基本的前提を損なうことになる。

A. このような条件で不法行為責任を課すことは、憲法修正第一条にある信教の自由の項目を侵すことになる。宗教的行為、教団の活動が、社会的に極めて逸脱したもので、他者の権利を侵害するようなものであれば、政府は公衆衛生や社会的安寧のために、特定の宗教行為に対して規制を加えることができる。しかし、原告が「強制的説得」として告発している具体的な布教行為、宗教的儀礼・活動等は、一般の宗教団体にも認められるごく普通の行為である。政府が憲法修正条項第一条をこえて、宗教に規制を加えなければいけないような公共的な利害が、統一教会の布教行為にあるのかどうかを、原告達は立証していない。

B. 原告による強制的説得の理論は、法体系の基本的な諸前提と調整不可能である。ある程度まで合理的に行為し、自己の行為に対して責任を十分に

とることができる個人を前提に、法体系は構築されている。ところが、原告のように、自己の選択を全て他者との関わり、環境的な要因のせいにして、それに対して一切の行為責任を負わないとすれば、法体系そのものが成立しなくなるだろう。

3-2 法廷助言書への評価

3-2-1 全体への評価

法廷助言書の内容は、宗教社会学の知見を十分に活用し、現在においても「カルト」問題や「マインド・コントロール」論に対する、宗教社会学的評価・態度の水準を示していると思われる。しかしながら、大きく言えば2つの点で問題を残している。

第一は、科学的厳密性に関わる問題である。細かく言えば、一つは宗教行為・宗教意識に関して、どの程度の客観的研究をもって厳密な人間科学、社会科学というのかという方法論に関わる問題であり、これはとてつもなく大きな問題である。もう一つは新宗教研究の具体的な調査状況から考えられる客観性の問題である。

第二に、法廷助言書は法的基準として、フライ基準の許容性テストに合致するために、専門家証言は当該学会で評価される必要性を主張しているが、どの程度の評価で許容性を満たすと判断されるのかという問題がある。もう一つは、不法行為責任について論じる際に、科学的客観性というものをどの程度法的問題に取り入れるべきか。これには法廷助言書とは異なる論理も可能ではないかというものである。

最後に、憲法修正条項第一条に規定された信教の自由に関するアメリカ社会の認識と対応はかなり独特なもので、普遍的な信教の自由を国内外の政策としているわけではないということを十分考慮に入れておく必要がある。論点のみ列挙すれば、第一に、カルト問題・対策に関して言えば、アメリカはイギリスと共に、信教の自由を個人レベルで確保することを重視し、フランスのようにセクト法を作り、国家レベルで人権の保障を考える社会とは対極にある。「カルト」の活動も反カルト運動も民間ベースで極めて活発である

が、政府は基本的に介入しない。第二に、国内的対応とは別に、対外的にアメリカは道徳的国家として、他国、地域の政治に積極的に介入する。これは冷戦体制から今日の反テロリズム戦争に至るまで枚挙にいとまがない。第三に、アメリカは教派や宗派のレベルでは宗教的多元主義であるが、市民宗教的価値で社会統合を図る等、柔軟な宗教の使い方をする社会であり、簡単にアメリカ社会における宗教のあり方、機能をこうだといいきることができないのである。このような諸点を考慮に入れた上で、法廷助言書の第Ⅱ部を読むべきであって、この点への立ち入った評価を今回は差し控えたいと考える。

以下では、上記で指摘した問題群のうちから、新宗教研究の客観性と、不法行為責任を考える上での法的因果関係についての2点だけについて、コメントを加えたい。

3-2-2 教団調査における客観性

最初に、新宗教研究における客観的な調査研究はどの程度可能かという問題である。

確かに、法廷助言書が科学の客観性を保障する諸手続を列挙しているのはその通りであるし、DIMPAC レポートがそうであるように、両博士の専門家証言は科学的手続きの厳密性を欠いている。それは法廷助言書の註16で示されているように、両博士がそのような手続き上の方法論を知らないわけではなかった。法廷助言書が指摘した調査研究上の問題点は、一つはサンプリングの問題であり、もう一つは複数の対立仮説を統制するための調査設計がなされていなかったということであった。

シンガー、ベンソン両博士をはじめ、臨床心理や精神医学の専門家が、脱会信者、とりわけ脱会カウンセリングを受けた（ディプログラムと呼ばれた時代のものでもよいが）人達を事例としているのは、ある意味で当然である。つまり、何らかの心理的、精神的問題を抱えた人達に対応する専門家である以上、クライアントはそのような人達である。活動中の「カルト」信者が、本人自ら、或いは家族に連れられて面談に訪れることはあり得ない。信者は救済、或いは癒しや覚醒を、世俗の専門家ではなく、教団に委ねているから

である。心理療法や精神医療の専門家は、疾病の原因を本人の素因でなければ、過去の経験や行為、環境に求めるであろう。クライアントの共通点は「カルト」への入信、活動経験であり、それは普通の人々の経験とはかなり異なるものである。そこに原因を求めるのは常識的であるが、疫学的方法により、同様の疾病を持つ人を、カルト経験者と被経験者に分け、発症率を比較する等の比較検討はなされてよかった。そうすれば、確かに、法廷助言書が述べるように、「カルト」信者特有の疾病を扱っているのかが判然としたと思われる。或いは、「カルト」ではない社会集団を経験した人達と比較することで、「カルト」特有の問題性も浮かび上がったかもしれない。クライアントのみならず、コントロール集団も含めて大量観察するというのは経費・労力のかかる調査になる。

しかし、ここまで厳密に調査研究を進めずとも、「カルト」経験者の方が一般の人よりも心理的落ち込み、変調の度合いが有意に高いという推測は可能である。つまり、社会的是認を受けられない集団に人生を賭け、そのあげくに失敗したとすれば、社会復帰は極めて難しい。本人の「カルト」経験を、家族を含めて社会が肯定的に受容しない限り、当人の経験は本人と、社会によって二重に否定され続けるからである。カルト視される教団で数年間過ごしていたことを人前で普通に語れるようになるまでは相当の歳月が必要であろうし、殆どの人はそのしないだろう。「カルト」への入信・活動が、脱会者にとって精神的重荷となり、疾病となる可能性が高いことは肯定できよう。問題はそれに対して、教団に責任があるかどうか。責任があるとしたらどの程度のものかという評価である。

法廷助言書のいうところによれば、確かに教団は多数の一般人を勧誘し、一定期間特殊な教化を行ったかもしれないが、それに対して離脱する、残留する、残留してもどのくらいやるか等、人によってかなりの差異があったのではないかということである。心理的危害があったと申し立てる方が少数で、現役信者及び途中離脱者(通常は捕捉が難しいので調査対象になっていない)の圧倒的多数はそのようなことを語らないと、教団調査に基づいて論じる。この知見を受け入れれば、教団の布教手法は「強制的説得」ではなかったし、

それが心理的危害をもたらしたということとはできないということになる。

しかしながら、これもまた厳密な統制的調査をせずとも（した方がいいこととはいうまでもない）、ある程度推測がつくことであろう。信者として活動を継続しているものは、熱狂的の信仰をしているときでも、冷めたときでも、それなりの理由があって続けているのである。心理的危害を加えられっぱなしであって、それを主観的に認識していても、自分がどのように組織に利用されているのかという客観的状況が認識できなければ、半ば諦めの気持ちであっても活動を継続することはある。このような人々は自分の気持ちは気持ちとして、活動の際には教団の理想的なペルソナを演じきるだろう。そこで一面識もないような相手から突然に、或いは文書で問われたような意識調査に、どの程度その人の心境が語られるのであろうか。いうまでもなく、現役信者の語りには、教団のディスコースが含まれており、そのような語り方、ふるまい方を身につけてこそ、信者で有り続けられる。教団に依頼した面接調査や意識調査等で通常明らかになるのは、このような語り方である。教団としての統制が強いところほどその典型例が見られるであろう。バイアスを受けているという点において、過去と現時点に関して自分が経験した組織がどうであったかを語る場合に、現役信者の語りは、脱会カウンセリングを受けた元信者の語りとは、どの程度異なっているのであろうか。単に否定的か肯定的かという評価ではないだろう。評価は異なっているとしても、事実経過については争いのない事実というものはある。調査研究においては、得られた回答の妥当性は常に検討の対象となる。

脱会カウンセリングのバイアスに関しては、脱会者の証言についてこれまで何度も語られてきたことであるが、現役信者の語りや教団調査のバイアスについては、あまり厳密には議論されてこなかった。法廷助言書が依拠した宗教社会学の調査研究も同様の吟味がなされなければならない。

法廷助言書の最終的な代表となったアイリーン・バーカー博士は、統一教会の著名な研究者である。セミナーに参加した人を、それでやめたもの、それ以上のセミナーに参加したが最終的にやめたもの、2年以上続けているものに分け、どのような原因で統一教会に人は入信するに至るのかを、本人の

志向性、教団の人間関係、時代背景など様々な要因から検討していった。さらに、セミナー参加者、信者達と同世代の若者をコントロール集団にとり、計4つのグループを比較対照したのである。結論は、最終的に信者であり続けたグループが、入信当時、人生の価値を他の集団以上に求めており、統一教会がそれを提供したのであるというもので、洗脳、マインド・コントロールによる入信の要因を全て否定している。パーカー博士の客観的な社会学的研究方法に対しては、筆者自身、古典的評価を与えるものである。

しかしながら、同氏による統一教会調査の経緯、教団との関係を含めて、同じイギリスの宗教社会学者から批判が出ている。つまり、統制的な調査設計を見事になし、模範的な新宗教の調査研究を行えたのは、イギリス統一教会との緊密な関係があったからである。セミナー参加者名簿の入手、各種セミナーへの参加、その他の「ホスピタリティ」を受けることで可能になったやり方であった(註12)。この調査研究の知見をその後統一教会がどのように利用したかはおしてしるべしであり、新宗教研究の調査に関して、学会レベルで議論があったと聞く(註13)。ここでは、法廷助言書に参照される研究にも様々な意見が出されているということだけを述べるにとどめ、統一教会の教団調査についての検討は稿を改めたい(註14)。

3-2-3 事実的因果関係と法的因果関係

さて、DIMPAC レポート及びシンガー、ベンソン両博士の専門家証言に対して、法廷助言書が、「カルト」視された統一教会による「強制的説得」による布教という事実、及び、その結果として入信し、教会活動が続けたことから受けた心理的危害の事実を否定した。仮に、そのような精神的「被害」があったとしても、それが統一教会の組織的勧誘・教化がもたらしたものだという科学的証明がなされていない以上、統一教会に不法行為責任を課するのは不適切であるという主張であり、さらに、特定宗教の活動に制限を課するのは、そのことが公共的安全や個人の人権問題に関わらない限り、合衆国憲法修正条項第一条に反するというものであった。

前節において、筆者は、法廷助言書が指摘した専門家証言の不備を認める

ものの、新宗教の教団研究において、教団側か、教団に反対する人達を通してしか、現実には調査しえないものであることを指摘した。理想的なサンプリング、統制的調査は特殊な研究条件でしか通常は行えない。そのような条件を得たということ自体、調査研究のコンテキストとしてはデータの妥当性ということで問題を含み、調査の倫理性・政治性という点でも現代ではかなり問題になるのではないと思われる。客観的研究というのは、あくまで調査研究の手続き的な面に関して問われることであり、後続の研究者が追試ないしは検討が可能ないようにデータ、資料の提示を行わなければならないだろう。

しかしながら、法廷助言書が強調するほどに、科学的研究や科学的証明は、この課題に関して簡単にいかないだろうという点は指摘しておいてよい。APAが「強制的説得」の手法が特定教団で用いられている可能性があるという点に関して態度保留をしたように、宗教社会学においても、入信過程の客観的分析は極めて難しいという見解に落ち着いている。論点のみ示せば次のようになる。

第一に、入信過程において、ある個人が入信を決断するに至るには、個人の志向性と、勧誘に始まる信者との相互作用における影響、研修・儀礼等における環境的影響等、複数の要因が作用していると考えられる。どの要因がどれだけ効いていたのかは、本人の特性、教団ごとの布教戦略、勧誘者との個別の関係にかなり左右され、教団ごとに一定の入信パターンがあるわけではない。典型例を示すとすれば、それは入信を観察する研究者の概念に沿った形で典型例に過ぎない。つまり、布教者や教団の組織的影響力を重視する見方に立てば、その極論は洗脳モデルになろうし、個人の決断に重きをおく見方を突き進めれば、合理的選択としての入信モデルになろう(註15)。或いは、教団ごとに、1. 知的回心、2. 神秘的回心、3. 実験的回心、4. 感情的回心、5. リバイバル的回心、6. 強制的回心、等のモチーフで特性を大まかに理解することも可能であろう(註16)。しかし、ある個人がどのような入信、回心のパターンであったのか、正確に知ることは難しい。

第二の問題は、理念型を想定することは可能でも、事実的事柄を測定する

ことが難しいということである。測定する対象は入信という外形的行為であるが、それに至った動機や決断は「回心」という心的現象を含み込んでいる。これは直接観察不能であるから、そのような意識状態を言語化した部分、すなわち当事者の語りで推測するしかない。しかし、現役信者を対象とした調査にせよ、脱会信者から聞いた証言にせよ、現在の状況から過去の出来事を回顧的に評価したうえで、過去の経緯を語ってもらっているのである。過去は現在の解釈枠組みの中で再構成される。そのような解釈をどのように分析したとしても、その人を回心させるに至ったその時点の真の動機、真の外形的影響物を特定することは不可能であろう。

法廷助言書が再三力説したのは、「強制的説得」論のような決定論的色彩の強い理論は、論理的にも、実証的にも考えることが難しいということであった。だからといって、統一教会信者が自発的に、自律的な判断で入信したと断定しているわけではない。何がその人を入信せしめたのかを特定する議論はこのように面倒であるが、教団で様々な活動をやリ、様々な経験をしたとして、どれが脱会後の精神状態に影響を与えたのかを特定するのもまた難しいことである。従って、この問題に関しては、自然科学のように強い事実的因果関係を立証することは難しいのであるから、3-2-2で述べた疫学的な因果関係の推定により、集団的影響を調べるのが理にかなっていると言える。

その場合、不法行為責任の議論が要求するのは、事実的な因果関係といっても、法廷助言書がいうところの科学的に厳密な因果関係でなくてもよく、高度の蓋然性が認められればよいとされている。また、そこに、法的な価値判断を加えて、損害賠償の範囲を特定できる程度に、被告の行為責任と原告の損害を関連させることができる因果性であればよいとされる(註17)。もちろん、自然科学的な因果関係のレベルに達した説明ができるのであればそれにこしたことはないが、既に述べたように社会的行為の説明には因果的説明が容易ではない場合が少なくない。無数の因果関係に言及せずとも、損害を与えた行為責任を帰することができる対象と範囲、或いは賠償の程度を特定できればよいとされるのである。これは、賠償の範囲が権利保護に対する考

え方や政策的判断と極めて関係していることも指摘されている。カルト問題に関わる損害賠償請求の裁判には、この点が大きく関わってくるのではないだろうか。

教団の布教手法に関する不法行為責任を追及する、或いは社会的批判を行うという目的からすれば、DIMPAC レポート、及び法廷助言書で議論の争点になっている「強制的説得」と呼ばれる布教方法により、ある人が入信し、活動を継続したのかどうかを、事實的因果関係のレベルで証明せずともよいのではないと思われる。宗教社会学の知見に従えば、新宗教教団における入信の必要十分条件は、布教されることと、布教者との相互作用を持つことだけである。これは統一教会のように知りあいから勧誘されるか、街頭・訪問の勧誘を受けるか以外に入信の外形的な契機がないような場合は分かりやすい。布教の際に、布教者の名称を隠したり、実際の活動内容を偽って教化を図ったりすれば、これは詐欺であり、布教されるものの知る権利を侵害したことになる。そのような布教方法の故に入信したのか、それ以外の要因・契機によるのかは問わずとも、入信し、活動を継続してきたことの事実に先行する事実として詐欺行為があるのであれば、元信者の入信に関わる責任を教団に帰すことは不合理ではない。インフォームド・コンセントという権利の概念を導入すると非常に分かりやすくなるが、個人の人生や財産をかけるような決断には相応の情報が必要であり、そのような決断を迫るものは十分な情報を与える必要がある。その後で決断した行為であれば当人が責任を負うべきであり、そうでなければ教団が責任を一部なりとも負うべきであろう。

法廷助言書でも触れていることであるが、モルコ、リールの原告、及びアメリカの統一教会信者一般は、勧誘された初期段階では、統一教会の活動の一端を示されたのみである。後に、セミナーを重ね、伝道や資金調達の活動に従事するに従って、徐々に活動の全貌を少しずつ理解していくに至る。だから、信者として活動している段階では、十分に情報が提供されている。確かに、信者として活動している間は主観的には納得していたのである。筆者は、この間信者が「マインド・コントロール」されていたという見解をとらない。問題は、教団のメンバーとしての認識枠組みが形成される過程におい

て、布教における情報の開示、研修において教化の仕方が適切であったかどうかである。

信念や行動様式を強制する度合いにおいては、大学寮における新入生や軍隊の初年兵が受けるイニシエーションの方が強烈であろう。しかし、その中身はおおよそ社会に知られているし、経験者が昔物語りに伝えているから、参加者は気持ちの準備が可能である。統一教会の活動内容や研修の中身は世間で広く知られていることであろうか。部分的には知られているだろう。しかし、研修の初期段階において、参加者に、ここは統一教会であり、この活動に参加すれば、伝道や資金調達のような活動に従事することになり、最終的には教祖文鮮明夫妻の司式する合同結婚式に参加して、祝福家庭を持つことになるという情報を十分伝えられているだろうか。その伝道活動や、資金調達活動が具体的にどういうものであるかということまで含めてである。これらの情報は信者になることを決断する上で極めて重要であったはずであり、この点が適切になされておれば、モルコ、リール裁判を始め、日本の違法伝道訴訟もなかったといってよい。とりわけ、日本の場合は、靈感商法という違法性が確定した資金調達活動に信者が従事することになっていたわけで、この情報は極めて重要であった。この情報が十分に伝えられておれば、違法な活動に従事させられ、青年期の数年間を浪費させられたことへの慰謝料という言い方は、原告の中からは出てこなかったはずである。

おそらく、教会側は、初心者に全ての情報を与えたところで消化しきれないから段階的に情報を伝えている、これはどこの教団も同じようなやり方をしており、教育的配慮によるものであると答えるかもしれない。確かに、宗教団体に限らず、政治・経済団体も参加者を募る場合に、当該団体に批判的な意見等も含めて予め情報を全て提供して、参加者に決断してもらうというところは少ないであろう。情報・消費社会に溢れているコマーシャリズムや様々な情報は、消費者の欲望を喚起したり、一定の方向に意識を向けたりすることをねらったものが多いであろう。それらに対して、情報を受け取ったものがその後の生活や行動に不具合が生じたときに、その都度告発しさえすれば、それが認められるというわけではない。ケースバイケースであろう。

統一教会が、布教の初期段階において、重要な情報を適切に伝えていなかったことは明白である。その情報があれば入信し、活動することはなかったという元信者に対しては、教団が責任を負うべきであろう。法廷助言書が述べていることであるが、布教に際してどのような方法をとらなければならないか等と法令により決められているわけではないから、統一教会が法律を侵したとか違反したということではない。しかしながら、合衆国憲法修正条項第一条でも、日本国憲法 20 条でも構わないが、信教の自由を保障することの中身には、自己の信教の自由が認められるためには他者の信教の自由をも十分に尊重するということが、宗教活動の内在的制約として盛り込まれているはずであり、教団は布教活動を行うにあたって、この点に十分配慮することが求められる。布教に際して、布教される側の信教の自由を法律的保護の範囲に含めるのであれば、入信する前に十分な情報を得て熟慮する期間、環境が保障されることも、布教される側の権利として考えられてよい。

このような配慮はどの程度すべきであるのか、しなかった場合にどの程度、布教者側の責任が問われるのか、法的判断をなすにあたっての社会的合意が問題になるであろう。裁判の中では、社会的相当性という言葉で表現される。不法行為責任を考えるにあたって、法的（相当）因果関係に必要な要素は、事実的因果関係の証明だけではなく、法的保護範囲に対する考慮である。法廷助言書は、前者については十分吟味しているが、後者への配慮が欠けているのではないと思われる。アメリカ社会がインフォームド・コンセントを重視しないわけではなく、これは従来の宗教のあり方、布教方法という概念に縛られているからであろう。教団も社会集団の一つであり、宗教にのみ許された社会活動上の特権があるわけではない。運動に参加を要請するのであれば、参加者から十分な同意を得るための配慮がいずれにせよ求められる。モルコ、リール裁判においても、統一教会の違法伝道訴訟においても、原告勝訴の場合は、布教方法の不適切性（詐欺的要素）が指摘された。これが不法行為とされたわけである。現時点においては、この点に関する改善を諸教団に求めるだけでも、布教行為や資金調達活動にまつわる様々なトラブルを解消できるのではないと思われる（註 18）。

4 結びに変えて：臨床・実践の方法と認識の方法

法廷助言書が述べるように、また、統一教会が札幌地裁の裁判でも訴えているように、強制的（威圧的）説得論、すなわち、マインド・コントロール論が信教の自由を侵害するという議論は、宗教活動一般が強制的説得によるものであるとされた場合、確かに問題がある。精神操作(mind manipulation)の問題提起は、特定集団による危害（「被害者」がクレームを出すことで明らかになる）にあった特殊なケースに議論を限定しているのであって、社会集団一般でも、宗教集団一般の議論でもない。その意味では、DIMPAC のレポートを問題指摘の文書として読めば、確かに、明確に社会問題の所在を示しているし、その点は十分に評価できる。

しかしながら、具体的な問題解決を志向する臨床の諸科学、政策科学と、理論的な問題にこだわる基礎科学的な研究とでは、方法論の前提となる、学問的な認識枠組みに差がある。倫理的な議論の前提となる、人の精神性や集団のあるべき姿については学問ごとに異なる立場があり、おそらく、その点において、学問領域ごとに認識の枠組みがかなり異なっていて、カルト問題のようなものに対する異なった評価が生まれてくるのではないか。

（臨床）心理学、或いは精神医学という学問の性質に由来すると思われるが、正常／異常の区別、治療行為（精神的な機能障害を疾病として病名を与え、治療の対象とする）の正当性というものは、科学的な議論によって保証されているものではなく、かなりの程度、時代状況や社会制度によって保証されているものである。その自明性から出発していいのかどうか、宗教学や社会学は常に考えてしまう。憑依や覚醒といった一種の正常ならざる精神状態に宗教性を認めたり、社会病理は制度側が逸脱者に付けたレッテルに過ぎないと言って、少数派の擁護をかってでたりするようなスタンスを持つのである。

明確に法的正義の基準が確定していない領域において展開される社会的相当性という概念も、宗教や宗教学には極めて馴染みにくい概念である。常識

を越えた地点に真理や価値を認めるという志向性があるからだ。もちろん、普通の宗教団体では、信者個人のレベルで、常識を越える行為が他者の幸福をないがしろにするものであってはならないという倫理的判断を持っているはずである。宗教研究においては、宗教団体、信仰の価値を前提としているために、反社会的宗教という形容矛盾でありながら、現実には生じている逆説的事実に素早く対応しきれないという限界がある。

繰り返しになるが、宗教学や社会学の倫理的な立場とは、「健康」「普通の行為」という基準だけで、一見逸脱的な行為や社会的に平均的な基準から外れた人を判断してはいけないというものである。特定の宗教的立場やイデオロギーに立たない限り、価値相対主義の虜にならざるをえない。それはそれで学問の面白みということだが、現実の問題に対しては、社会にある程度の基準やルールが存在し、それがうまく機能することを認めざるをえないし、それは現実に必要なことでもあろう。

極端にいえば、自殺や他殺の自由や自己選択を私たちの社会では認めないし、困って救いを求めている人がいれば、行為の意味を原理までさかのぼって考えることなく、反射的にお助けするという倫理感覚があってよい。シンガー博士達が立脚しているのはこのようなごく常識的な市民感覚であるし、これは科学的・学問的な議論とは別に、科学者・専門家の社会的なあり方として、別のコンテクストで考えられるべき事柄である。DIMPAC レポートはその名称もさることながら、主張の大半は倫理問題（被害の検証と対策）に費やされ、心理操作技術の存在の有無、理論的説明ではなく、そのようなものがあると仮定した場合に、どこが問題になるのかという解釈を行っているようにみえる。

この問題とされた事柄を直接扱うのではなく、それぞれの学問的立場から、問題の存在論について議論してきたのが、従来のマインド・コントロール論争ではなかったかと、最近筆者は考えるようになってきた。そのように考えるようになったきっかけは、やはり調査の過程で多くの「被害」の実態を知り、「被害者」の声を聞き、「そこにあった事実」の重さを実感として受けとめ始めたからではなかったかと思う。確かに問題はあつた。それがどのような

問題になりうるのか、本質的に規定することはできないし、学問によって可能になるような性質の事柄でもない。

社会学的に言えば、社会には歴史や文化によって規定された倫理・道徳・社会規範・伝統・エチケットといった一定の社会的合意がある。この合意に従って我々は生活している。しかも、この合意は時代の移り変わりによって、少しずつ変わっていく。昨日まで不問にされていたことが、今日は問題になるということがある。

漠然とした議論だが、この必ずしも明文化されていない合意の感覚を大事にした方がいいのではないと思われる。「カルト」問題とは、この感覚を持たない個人、集団に対して、社会が問題の所在をマーキングする現象として見ることができるのではないか。具体的には、「被害者」であり、彼等を支援する人々、団体による告発によるわけだが、このマーキング、或いは、ラベリングを単なるレッテルばり、自分達の主張に合うように事実を捏造したと見るのは、どうも方向が違うのではないかという気がしている。社会的に構成された概念としての「カルト」批判、「マインド・コントロール」告発の意味を、理論的問題としてはもちろん、社会問題としても考察していくことが、社会科学の研究には必要であろう。

註

註1 霊感商法・献金、違法伝道訴訟に関わる主な判決は、下記の通り。(表記は平成/月/日)

仙台高裁 13/1/16 統一教会の控訴棄却 原告への慰謝料、少額物品購入返還は認めない。

大坂地裁 10/2/26 違法献金、請求金額の半分で和解。2715 万円。

福岡地裁 11/12/26 物品訴訟、統一教会とハッピーワールドに責任あり。

福岡高裁 13/3/29 物品訴訟、一審の同額の完全勝訴。被害満額、慰謝料、弁護士料認める。

福岡地裁 6/5/27 原告勝訴

福岡高裁 8/2/19 霊感商法に対する統一教会の責任を認めた。

最高裁 8/9/18 高裁判決維持。上告棄却。原告 2 名、3000 万、210 万返還。霊感商法献金。

「マインド・コントロール」論争と裁判 ―「強制的説得」と「不法行為責任」をめぐる

奈良地裁 9/4/16 献金勧誘違法。献金勧誘システム違法，宗教法人の不法行為責任を認める。

最高裁 12/1/21 大坂高裁判決維持。上告棄却。

東京地裁 11/8/18 違法伝道訴訟提訴 原告3名 14/8/21 920万支払いを認める。

東京地裁 11/12/24 和解 小柳 11億円の和解支払いを認める。

東京地裁 12/4/24 霊感商法事件 7594万と利息約6000万。統一教会の使用者責任。

東京地裁 9/10/25 違法献金訴訟 賠償金と弁護士費用は認める。

東京高裁 10/9/22 違法献金訴訟 自由意志ではない。使用者責任。慰謝料。

東京高裁 12/10/30 霊感商法事件 地裁判決維持。

岡山地裁 10/6/3 敗訴 違法献金ではない。MCは多義的，原告に効果があったとは認められない。社会的相当性を逸脱したとまでは言えない。

広島高裁岡山支部 12/9/14 一審判決取り消し。損害賠償，慰謝料全額認める。172.5万円

最高裁 13/2/9 上告受理申し立て理由なし。高裁の判決確定。

名古屋地裁 10/3/26 全面敗訴 薬物，物理的強制を用いた入会ではない，人格権の侵害ではない。

名古屋高裁 12/7/18 和解勧告受け入れ 請求額の10.5% 630万円。

静岡地裁 9/8/7 和解。世界の幸せサークル連絡協議会が9名に計500万円の和解金支払い。等。霊感商法の違法性が判例により確定されて以降は，統一教会側が，提訴された後，和解で賠償金を支払う事例が多い。

註2 霊感商法の社会問題性については，十数年前に調査，指摘済みである。櫻井義秀「消費者被害 ― 霊感商法を中心に」『北星学園女子短期大学紀要27号』1991年，53-91頁。

註3 1996年4月25日に，最高裁は福岡高裁が下した婚姻無効判決に対する信者側の上告を棄却した。

註4 遠藤浩，幾代通編『民法入門 改訂版』有斐閣，1980年，173頁。有泉亮，我妻榮『民法2 債権法』一粒社，407-480頁。なお，不法行為法については，潮見佳男『不法行為法』信山社，1999年を参照したが，相当因果関係論の展開については，十分フォローできないままに執筆していることを断っておきたい。

註5 櫻井義秀「オウム真理教現象の記述をめぐる一考察 ― マインド・コントロール言説の批判的検討 ―」『現代社会学研究』第9号，1996年，74-101頁。櫻井義秀「日本における『カルト問題』の形態 ― 宗教社会学的『カルト』研究の課題 ―」南山宗教文化研究所編『宗教と社会問題の間 ― カルト問題を考える ―』青弓社，2002年，100-118頁。

註6 社会心理学の分野では，西田公昭『マインド・コントロールとは何か』紀伊国屋書店，1995年。榊博文『説得と影響 ― 交渉のための社会心理学 ―』ブレーン出版，2002年。なお，この分野の翻訳書の出版は多数あるが省略。洗脳や「マインド・コントロー

- ル」という概念で入信・回心を説明することに疑問を提示する論文として、櫻井，前掲書以外に、島田裕巳「宗教とマインド・コントロール」『季刊 AZ23 号』。渡邊学「カルト論への一視点——アメリカのマインド・コントロール論争」『中外日報』1998 年 12 月 15 日，17 日。島蘭進「マインドコントロール論を超えて——宗教集団の法的告発と社会生態論的批判——」『精神医学』40-10，11，1998 年，1044-1052 頁，1144-1153 頁。
- 註 7 櫻井義秀「『宗教被害』と人権・自己決定をめぐる問題——統一教会関連の裁判を中心に——」『現代社会学研究』15 卷，2002 年，63-81 頁。
- 註 8 魚谷俊輔『統一教会の検証』光言社，1999 年。増田義彦『マインド・コントロール理論 その虚構の正体——知られざる宗教破壊運動の構図』光言社，1996 年。なお，同書には，本稿で翻訳を試みた法廷助言書の翻訳が掲載されている。増田訳も参照しているが，法律・社会科学に関する術語の訳は異なっているものもある。また，本稿の翻訳では参照・引用文献に，いちいち訳をつけることをしなかった。
- 註 9 棚村政行「アメリカにおける宗教団体の法律問題」『21 世紀の民法』法学書院，1996 年，764-766 頁。
- 註 10 Alberto Amitrani, Raffaella Di Marzio, “Mind Control” in New Religious Movements and the American Psychological Association, *Cultic Studies Journal* vol. 17, 2000, pp.110-111 pp.116-117
- 註 11 井上芳保「消費社会の神話としてのカウンセリング」日本社会臨床学会編『カウンセリング・幻想と現実』現代書館，2000 年，212-257 頁。小沢牧子『こころの専門家はいない』PHP，2002 年。
- 註 12 櫻井義秀「『カルト問題』の動向——AFF2002 大会に出席して——」『中外日報』2002 年 8 月 6，8 日 これは筆者が「新宗教と危害」という部会において，パーカー博士が統一教会調査の経緯についてフロアから質問された際，回答したのを筆者が直接聞いたものである。
- 註 13 Eileen Barker, *The Making of a Moonie, Choice or Brainwashing?* Gregg Revivals 1984 James A. Beckford, ‘Some Questions about the Relationship between Scholars and the New Religious Movements’, *Sociological Analysis*, 1983, 44-3: 189- 196
- Roland Robertson, ‘Scholarship, Partisanship, Sponsorship and “The Moonie Problem”: A Comment’, *Sociological Analysis*, 1985, 46-2: 179-184
- 註 14 教団調査方法論の検討に関しては，次のものを参照のこと。櫻井義秀「『カルト』調査研究の課題」『宗教と社会』8 号，2002 年，245-249 頁。統一教会調査研究についてのレビューは別稿を用意している。櫻井義秀「『カルト問題』の形成——日本の統一教会を事例に——」伊藤雅之・榎尾直樹・弓山達也編『スピリチュアリティの社会学』世界思想社，2003 年刊行予定。
- 註 15 Brock kilbourne, ‘Paradigm Conflict, Types of Conversion, and Conversion

「マインド・コントロール」論争と裁判——「強制的説得」と「不法行為責任」をめぐる

Theories,' Sociological Analysis 1988, 50: 1 1-21

註 16 John Lofland, norman Skonovd, 'Conversion Motifs,' Journal for the Scientific Study of Religion, 1981, 20-4: 373-385

註 17 幾代通『不法行為』筑摩書房, 1978 年, 111-150 頁。水野謙『因果関係概念の意義と限界——不法行為帰責論の再構成のために』有斐閣, 2000 年。

註 18 日本弁護士連合会『宗教トラブルの予防・救済の手引』教育資料出版会, 1999 年。山口広, 中村周而, 平田広志, 紀藤正樹『カルト宗教のトラブル対策』教育資料出版会, 2000 年。弁護士が法的保護の観点から, カルト問題の解決をめざした例と考えれば, 宗教への無理解・無配慮という批判を敢えてせずともよいのではないか。保護の対象は, 一般市民であり, 宗教人（宗教職能者或いは強い信仰者）ではないからである。

付記

本稿を執筆するきっかけは, 全国霊感商法被害対策弁護士連絡会が主催した 2002 年 3 月 15 日の講演である。講演原稿に大幅に手を入れ, 資料として, DIMPAC レポート, 法廷助言書の全訳を加えた。筆者が DIMPAC レポートの翻訳と考察を試みたのは, 西田公昭氏の示唆による。また, 法廷助言書の翻訳と考察は, 増田, 魚谷両氏の著書への応答でもある。本論文を作成するにあたり, 直接, 間接的な教示を「カルト問題」に関わる多くの人から受けたことを記し, 感謝の意を述べておきます。

資料 1

詐欺的、間接的説得と統制の技術に関する 専門調査部会報告 翻訳

(Report of the Task Force on Deceptive and
Indirect Techniques of Persuasion and Control)

部会委員

Margaret Thaler Singer, Harold Goldstein, Michael D. Langone, Jesse S. Miller, Maurice K. Temerlin, Louis J. West

[報告書は、CESNUR: Center for Studies on New Religions のホームページに掲載されたものである。<http://www.cesnur.org/testi/DIMPAC.htm> 訳文の責は櫻井にある。]

要旨

カルト集団と自己啓発セミナーは、詐欺的、間接的説得と統制の技術をかなり用いているということで物議を醸している。これらの技術は個人の自由を危うくし、多数の個人や家族に深刻な結果をもたらしている。本報告はこの問題を検討し、影響力を行使する技術を認識するための枠組みを提言し、詐欺的、間接的説得と統制の技術の利用から派生する倫理的な問題を考察することで、本報告に記載される諸問題を示そうというものである。

本文 詐欺的、間接的説得と統制の技術に関する専門調査部会 報告

近年、宗教、政治、心理療法の領域に登場したカルト集団は、有害な技術を用いて信者を勧誘、教化、統制しているということで社会的批判を浴びて

いる。これらの技術は巧妙な操作、詐欺であり、対象者に明らかにされていない。それを悪用されたケースが心理学者のクリニックやカウンセリングにたどりつくことになる。

アメリカ心理学会は、例えば態度変容の専門調査委員会のように、心理学の技術とその実践の倫理的問題を扱ってきた。しかし、詐欺的、間接的説得と統制の技術は適切に検討されてこなかったし、それらを適切に用いるための倫理条項も検討されてこなかった。

従って、心理学における社会倫理理事会は、1983年の秋に、心理学的説得技術の用法に関する計画委員会を発足させた。(1984年、アメリカ法律家協会は、カルトに関する個人訴訟の小委員会という同様の委員会を作った。)計画委員会が出した結論として、メディアと一般市民は、影響力行使の過程を未熟なレベルでしか提示していないが、この問題の重要性は認められるし、詐欺的、間接的説得と統制の技術に関する専門調査会の発足をアメリカ心理学会に求めるものであった。

委員会は下記の3点を基本的な前提とした。

- 1) 個人が十分に情報を提供されて自律的な意志決定を行えるよう自由を確保することが我々の文化である。
- 2) その際、「自由とは本人にとって可能な選択肢のいずれかを用いるということであり、それはその人の権利でもある。代替可能な選択肢を持ち、社会的に力のある人間ほど、自由を行使できる。」(Bandura 1974 p.815)
- 3) 詐欺的、間接的説得と統制の技術は、個人の代替可能な選択肢を制限することによって、そして、選択肢の必要条件や帰結について間違った評価を下させたり、実際にある選択肢を認識させなかったりすることによって、個人の自由を制限するのである。

これらの前提の元に本報告では諸研究が検討されていくが、委員が従事した専門的研究によって以下のことが明らかになったと思われる。個人が自発的に自分のために意志決定を行っているという幻想を抱きながら、十分に情

報を与えられずに、当人にとって有害な決定を下しうる状況に追い込まれるのだ。この現象をよく理解するために、委員会は専門調査部会に以下の課題を託した。

- 1) 自由を制限し、個人、家族、社会に悪影響を与える詐欺的、間接的説得と統制の技術を明らかにせよ。
- 2) 当該の研究領域を検討せよ。
- 3) 心理的なサービスを利用する消費者のために、詐欺的、間接的説得と統制の技術の持つ意味を定義せよ。
- 4) この現象の倫理的、教育的、社会的含意を検討せよ。

本報告が適切な量になるよう配慮して、委員会は、専門調査部会に対して、詐欺的、間接的説得と統制の技術が多用されていると論争されている領域に対象を絞るようもとめた。そのため、本報告では人が他人を欺く具体的な事例（詐欺、街頭の騙し、信用詐欺、いかさまの銀行検査官、ごまかし）は扱わない。これらは警察が骨をおる種類の騙しである。また、これらの詐欺的、間接的説得と統制の技術を用いた詐欺、説得、威迫行為そのものを扱うのでもない。むしろ、これらの技術を用いて影響力と統制を体系的に、組織的に加える諸団体、カルトや自己啓発セミナー（或いは Cushman 1986 「大衆マラソン状況における心理療法組織」 mass marathon psychology organization）を扱うことになる。

歴史的背景

今世紀に入って、個人の自律性が信じられている以上にもろいものだということが様々な出来事によって明らかになった。1930年代のロシアにおける弾劾裁判において、人々は誤った罪の告白と他人が罪を犯したと告発するよう操作された (Mindszenty 1974)。世界中の報道機関は困惑し、驚いたのだが、少数の問題提起を除いて、ほどなく沈黙させられた。1940年代後期、50

年代初頭の中国、革命大学校において、国家をあげて国民が新しい哲学を信奉し、新しい行動様式を取るよう思想改造計画はつきすんだ（Chen 1960－Lifton 1961,－Schein1961）。次に、朝鮮戦争時、連合軍の捕虜が、社会心理学的な影響力を与える技術を加えた中国の思想改造計画の下で、教化された。このとき、「洗脳」という言葉が登場し、個人の意志や認識に反して、思想や行為を操作することを意図した技術には、洗脳という言葉が通俗的に使われるようになった（Britannica 1975）。しかし、ほどなく、影響力の行使に関する社会的関心は薄れた。しかしながら、学会では貴重な、しかし問題もはらむ研究が行われた。Asch1952 の同調性研究、Milgram1974 のショック実験、Zimbardo 1977 の囚人役割実験等は、集団行動における社会心理学的影響力を研究する代表的なものであった。こうした影響力の過程に一般の人々が関心を示す事件が発生する前に、学問的な業績があったのである。

1970 年代初期、チャールズ・マンソンが中流の若者達を支配した悪魔のようなやり方は世間を驚愕させ、1976 年にはカリフォルニアの小規模なテロリスト集団である Symbionese Liberation Army がパトリシア・ハーストを誘拐し、彼女の行動様式を操作・統制した（Hearst 1982）。1970 年代半ばには、合衆国の数千の家族が、新しいグル達、メシア達の影響力、彼等の子供達への精神操作に当惑し、警告を発した。1978 年の 11 月 18 日、ジム・ジョーズは 912 人の信者とともに、ギアナの密林で集団自殺を遂げた。彼の最後の説教、支配の実態は、世界中に影響力、説得、思想改造、洗脳概念を呼び起こさせた。人民寺院以後、身内のものがカルト集団に加入している家族達の声があがりはじめた。政府はその声に応じて、宗教カルトにおける「マインド・コントロール」の技術に関するヒアリングを実施した。これらのヒアリングは最終的に法律違反を起訴することにつながった（統一協会の脱税）が、宗教の自由に関与することへの懸念により、かなり限定的なものになった。こうした現状に不満を持った親たちは自力救済を求めて、精神衛生の専門家に救いを求めたのである。こうした家族達の救済を求める動きは、当初殆どのケースが、様々な宗教・思想的なカルトに加入し始めてから、人格に急激

で驚愕的な変化が生じてしまったものであった (Singer 1978, 19, 86 Langone 1983-)。

しかし、シンガーとウェストが述べているように、歴史上、今に至るまで、自称メシア、グル、ハーメルンの笛吹き男 (Pied Piper) (各種セラピー、セミナーの主催者達 [櫻井註]) 達は変動する時代に合わせて出現したものである。説得者達が新しい領域に入り込むと、我々がカルトの関係 (他に適当な言葉がないので) と呼ぶものに巻き込まれたもの達の家族が相談に訪れるようになった。従属を強いる状況と規定されるカルト的关系は、疑似成長 (教育?) 団体、商業団体、異端視された教団、カルト教団、その他影響力を行使された状況に見られる。支部を持つような大規模で強力なカルト団体も各国にあり、広大な土地を持ち、政府補助金を受けるような団体を傘下を持つような教団もあり、それらの影響力は増大してきている。先に述べた政府の取り調べ以外にも、信者と家族の生活、社会一般への有害な効果を懸念する国際的な関心が高まり、ドイツでこの問題を考える全国集会が開催されたり、スペインではテレビ討論がなされたり、カナダでは政府が研究会を持ち、フランスは調査委員会 (Vivien 1985) を設け、ヨーロッパ議会でも対策が検討された。合衆国でも多数の会議がもたれた。

推定の仕方にもよるが、合衆国だけで3千近くのカルト集団があると考えられる。殆どが比較的小規模であるが、万を越す信者、年間数百万ドルの収入を持つ団体もある。前者に関して言えば、出入りはあるにせよ、この15年の間に少なくとも一千万人ものアメリカ人がカルト集団に加入していたと推測される。人民寺院の信者とジョーンズタウンの死者数から示されるように、この数値には高齢者と幼児も含まれる。しかし、18-30歳の成人は勧誘された人々である。サンフランシスコ地域の最近の調査によれば、半数の住民がカルト団体から招待状を受けたといい、既に3%は信者になっているという (Zimbardo 1985)。これらの事柄を研究した精神衛生の専門家達は、カルト集団に加入するような人たちのパーソナリティ類型を特定することはできないと考えている。心理的障害を抱えたものがないわけではないが、殆どが申し分ない家族の出自で、成績優秀、精神的バランスのとれたもの達がカル

トに勧誘されている。あえて素因を考えるならば、おひとよしの理想主義、状況的ストレス(失恋とか学業に関わる青年期特有の危機である)、依存、失望、信じやすい人、問題のある家庭、或いは集団が個人を操作するやり方に無知であるとかである。本報告では、どのような個人的要因を持つ人がカルトの誘惑に弱いかといった議論は行わない(Langone 1981, Zimbardo 1985-)。また、社会心理学的影響力を組織的に行使することで個人の行動や信念に劇的な変化をもたらすような集団や状況の構造といった事柄も分析しない。その代わりに、カルトや集団的「気づき」のトレーニングで例証されてきた心理学的影響力を与える技術とその帰結に論点を絞ることにする。

カルト集団

定義の問題

学者の中には、カルトの否定的なニュアンスを避けて、カルトという言葉を使わずに、新宗教という言葉を用いるものがある(Bromley and Shupe 1981, Kilbourne and Richardson 1984, Robbins and Anthony 1981)。確かにカルトとして知られる数千の団体が無害であるという点においては説得的であるにもかかわらず、この見解は間違っている。新宗教は新しいという点でのみ、既成宗教と異なっているのではない。多くの点が異なる。社会的に公認される制度・組織を備えていないというだけではない。それ以上の問題がある。もしカルトと呼ばれる集団が全て新宗教と名付けられるのであれば、カルトという用語に何が起きるであろうか。英語から消えてしまうのか。マンソン・ファミリーのような集団も新宗教か？ 非宗教的なカルトであるSymbionese Liberation Armyとか、後述する増殖している心理療法カルトも新宗教になるのか？

ウェブスター第3版の辞書(1966)には、カルトの幾つかの定義が出ている。第一は、非正統的宗教、疑似宗教。第二は、科学的実験や証明を経ないで、教義や信条、原理によって実施される治癒儀礼の体系。第三は、特定の人物、観念に対して向けられる過剰な献身、或いは献身の対象となるものや

人物。これらの定義は、新宗教という用語では不適切な、過激な特性を持つ多くのカルト集団を明確に表している。

さらに、上述したように、このようなカルト集団は政治、心理療法、宗教、教育、ビジネスと様々な社会的領域で成長している。従って、新宗教という言葉だけに頼ることは、非宗教的なカルト、過激なカルトへ転換する逸脱的退行傾向、カルトと非カルトの境界を曖昧にする傾向などを軽視することにつながる。この種の見解の代表的なものとして Kilbourne と Richardson¹⁹⁸⁴ は心理療法と宗教的カルト（彼等の用語法では新宗教）は機能的に等価の働きをなすと述べたが、Kriegman と Solomon¹⁹⁸⁵ はこの論理を次のように批判した。

「Kilbourne と Richardson は心理療法と新宗教（カルト）が機能的に等価であることを仮定する。心理療法と新宗教は苦難を感情的に改善するのだと。麻薬売人、占星術師、健康／瘦身プログラム、休暇への逃避も同じ機能であると。それらは彼等の表現を使えば、限りある市場で競合しているもの同士であると。しかし、問題は、それらの違いは何か、それらを求めるもの達の違いは何かということである。」

カルト集団が問題になるのは、心理療法とは異なり、全体主義的特徴を持ち、個人の欲求を充足するより個人を搾取するという傾向を持つからである。以下の定義は、単なる非正統的で創唱的な宗教と、カルト的集団の差異を示すものである。

「全体主義的特徴を持つカルトとは、特定の人物、理念、ものに過剰なまでの崇拜・献身を行い、倫理的に問題のある教化と制御の操作的な（詐欺的・間接的）技術を用いて、集団の指導者の野望を達成し、信者や家族、地域に実害や潜在的な損害を与える集団や運動である。倫理的に問題のある操作的技術には、友人や家族からの隔離、衰弱させる、被暗示性や卑屈な態度を増幅する特別な手段、強い集団圧力、情報操作、個人的決定や批判的思考の停止、集団への従属を高め離脱を困難にさせる技術などが含まれる。」

全体主義的カルトは程度の差はあれ3つの特性を持つ。第一に、集団や指導者への熱狂的なコミットメントがある。第二に、メンバーを搾取する操作

を行う。第三に、有害である、またはその危険性がある。全体主義的カルトは、それらの集団の理念ではなく、まさに行為によって新宗教運動、新しい政治活動、心理療法（この用語は非正統的ではあるが、比較的無害な集団に用いる）の革新などとは区別されよう。それゆえ、本報告ではカルトの用語は上述のように全体主義的カルト（現代的用法でもある、否定的な意味合いを持つものとして）を意味することになる。

宗教的カルト

宗教的カルトの類型

社会学者達は宗教的カルトに関して様々な分類の枠組みを提示している。Wilson 1976 は、救済が神秘的存在に由来する知識からえられるのか、自己自身の力によって自由になるのか、救済を与える共同体への加入によってえられるのかの点から3つに分類する。Campbell 1979 も、開明・覚醒的（神秘的）、実用的（順応）、サービス提供型の3つのカルトに分ける。Anthony と Robbins 1983 は、退廃した現代社会を憂える二元論的カルトと、自身の内面で精神的転換を勧める一元論的カルトに分ける。Wallis 1984 は、現世拒否、現世肯定、現世協調型の新宗教に分類した。これらの社会学的分類は彼等の社会学理論の上では確かに有効であろう。面白くはないが、当座の間に合わせとしに十分な分類として、宗教的カルトや新宗教がよって立つ歴史的宗教伝統との関連を見るやり方がある。これによれば、聖書に基づく（キリスト教的）、東洋的（ヒンドゥー、仏教、道教、スーフィー／イスラム）なもの、サタン崇拝、複数の伝統を折衷したものとなる。このアプローチでは、新宗教とカルトの違いを、自分たちが関連づけた宗教伝統、教義の差異よりも、実際の行動で区別するようである。新宗教は種々の宗教伝統に由来する教義や実践において異なり、それらを類型としてのカルトの定義に盛り込んでいるが、カルトの全体主義的特徴を示していない。

宗教的カルトの有害性

カルト論争の殆どは、特定のカルト集団が個人と社会に危害を与えるという点をめぐってなされている。このような批判は逸脱集団に烙印を張ることをもくろむ残酷物語に過ぎないという指摘されているにもかかわらず (Bromley, Shupe, Ventimiglia, 1983), いわゆる「残酷物語」が事実に基づくものであることを示す証拠がかなりあがっている。この種の証拠は質量ともに玉石混淆であり、一方的すぎるかもしれないが、多くの宗教カルトが信者とその家族の生活に物理的・精神的危害を相当程度加えていることは明らかだと思われる (Langone & Clark 1985)。他にも特定集団によりおこされた法・政治、経済的に虐待とみなされる事柄を詳細に述べた報告書があり、それらのカルトは宗教的なものであった (Antidefamation League 19xx—Williams 1980)。

宗教的カルトと一般社会において、どちらがどのくらい物理的・精神的危害の頻度が高いのかを比較するような信頼すべきデータはない。さらに、カルトは多種多様であり、その数も多く、外部の人間からはうさんくさいものに思われるため、そのような比較可能なデータは今後とも得難い。しかしながら、現在のカルト集団のリストから 10 ないし 15 の団体を無差別に選びだし (Hulet 19xx), 体系的に慎重な調査をおこなったならば、かなり一般化できそうな証拠がでるかもしれない。このような手間暇がかかる調査がないにも関わらず、逸話や幾つかの集団に関する調査に基づいて結論が出されたのであり、それらは幾つかの理由で研究者の関心をひいてきたのである。

もっとも衝撃的なカルト関連の虐待は、殺人、暴力、児童虐待を含む。人民寺院 (Reiterman & Jacobs 1982) の大量自殺は歴史上初めてではないにも関わらず、顕著な例であろう (Robbins 198x)。取締官の報告によれば、小規模なサタン崇拜カルトに関係していることが明らかな、動物と人間の儀礼的殺人 (殺害) の事例が増えているという (Baird 1984—Mafadden 1984)。疾病管理センターでは、インディアナ州の Faith Assembly 信者の母体死亡率は州平均の百倍であり、出産前後では 3 倍であるという (MMWR1984)。他方、Fort Wayne にある News-Sentinel 誌は、セクト入信後に死亡した信

者や信者の家族、65名に言及している (News-Sentinel June 1, 1984)。麻薬リハビリの共同体から宗教に転じた Synanon を調査した弁護士は、郵便受けに入れられたガラガラヘビに咬まれた (Anson 1978)。また、至上主義者の集団は殺人や脅迫に関連している (Maddis 1985-)。バグワン・ラジニーシ・グルの3名の高弟達は、殺人未遂、殺人共謀、第一級の強姦（攻撃）容疑がもたれており、それらはコミュニンの信者達を服従させるために指導者達によってなされたと考えられている (Cult Observer March/April 1986)。パーモントの Northeast Kingdom Community Church では多くの子供達が殴打を受けていたと報告され (Grizzuti-Harrison 1984)、国家機関が112名の子供達を保護したが (Burchard 1984)、その法的裁定の申し入れには議論があった (Boston Globe June 23, 1984)。62名の若者が、一人の子供の死体が発見された後、House of Judah から保護された (New York Times July 9, 1983)。そして、宗教カルトでは子供に対する数多くの殴打や、医療を受けさせないなどの事例が報告されている (Landa 1985-Markowitz & Halperin 1984)。数百の新聞や雑誌記事、議会の公聴会記録において、宗教カルトの元信者や家族の経験が語られ、家族達や脱会者が手記を公開している (Adler 1978-Underwood & Underwood 1979)。

多くの証言が1970, 80年代に大衆紙に出ており、それらはカルトの操作や搾取によって自分たちがいかに不幸になり、脱会不可能となったかを説明するディプログラムを受けた元信者のものであった。ディプログラムとは、通常、3日か1週間の集中的な相互作用〔信者とディプログラマー：註櫻井〕で構成され、カルトの信者に彼等が所属した集団や影響力を与える操作の技術に関して情報を提供するものであり、今後もその集団に加入し続けるかどうかを十分な情報を与えた上で判断してもらおうというものである。一般的な言い方では、ディプログラミングには誘拐が含意されているが、現代の多くのケースではカルトのメンバーに圧力をかけないで同意を得た上でなされるようになっている。脱会カウンセリングの用語がこの過程を表現するのに使われており、中には脱会を目的としないという趣旨から、再評価のカウンセリングという言い方を好む専門家もいる (Langone 1983)。カルト信者の経

験に関する臨床的報告は、一般に公刊された個人的証言から作られており、それらは予想されることではあるが、簡潔すぎる個人史であり、分析的ではない (Addis, Schulman-Miller & Lightman 1984—West & Singer 1982)。カルト信者の多く、脱会信者も、既に臨床家と相談した家族に連れられてやってくる。臨床家によって検査されたカルト信者の大半にカルト入信前のストレスが認められ(失恋, 学業不振), それらのストレスによって影響力を行使される非暗示性が増幅されたようであった。回心者は一般的に詐欺的, 間接的説得と統制の技術を連続して受けていた。臨床家により信者達に何が起こっていたのか説明に差異はあるものの, 人格上の突然の変化を経験していることには見解の一致があり, それがまた親たちがこの問題を警戒する引き金にもなっている。カルトの価値, 信念, 態度, 実践の諸側面において, 多くの信者がかなりの葛藤を抱えていたのであるが, 朗唱やその他の乖離を促す技術の使用によって葛藤は抑圧されていたのである。どのようにして回心が生じたのかという先に述べた突然の変化は, 実はそうではなかったのである (Ash 1985 のような臨床家は, 影響力を受けている間に持続的な乖離をカルト信者が経験しているのであると考えている。DSM III 300.15 によれば, 突発性乖離障害)。これらの変化と緊張によって, 家族はディプログラミングなどによる介入と奪回を決意し, 混乱の中で事態が進み, 中には精神異常をきたした信者がカルトから追放されるということもおきる。

臨床例の中で出てくるカルトの元信者は2, 3年のカルト生活を経験している。世俗的生活に再適応するのは容易なことではなく, 元信者のかなりのものが, 抑圧, 不安, 罪意識, 怒り, 不信, 人間関係の問題, 「浮動」と呼ばれる一種の乖離状態, 薬物によるフラッシュバックに似た症状などを示す。Skonovd1983 は多くのインタビューからカルトを去る人々の様々な理由を説明した。元信者と両親達のネットワークの中では, 三分の一の元信者が強制的ディプログラムによらずにカルトを去ったとされる (Conway & Siegelman 1979—Solomon 1981)。インフォーマルな報告と正式な調査研究によれば, カルトの自発的な脱会者は相当数に及んでいるという話である (Barker 198x—Levine 1985)。2つの研究が, カルトに対する否定性と反カルト運動

への接触に関連があることを指摘した (Solomon 1981, Wright1983)。これらの著者達はカルトへの否定性が反カルト運動への接触から生じたとはまでは言っていないが、ここには自主的選択があったと言えるのではないか。つまり、カルトへの加入により悪影響を被った信者と親達はより助けを求めるであろうし、その結果反カルト運動に接触しやすくなるのであろう。(櫻井註：宗教社会学では、反カルト運動、ディプログラミングの中でカルトへの否定性が生まれると考えている)

調査の知見は臨床報告と一致している。Conway と Siegelman1985 は、臨床例を反カルト運動から得ているが、カルト的儀礼への参加と様々な抑圧指標の相関を指摘している。Spero1982 は 15ヶ月に及ぶ精神療法を 65 人のカルト信者に施して、次のような知見を得た。a) 特定のものに明確な嗜好を示す認知上の狭窄、b) 抑圧的傾向を躁病的に否定する、バランスのとれた心理状態の欠如、過度に何度も反応する、抑制された反応ではなく感情的に動揺しやすい、非現実的、理想主義的な目的性を持ったテーマを持つ、等の特徴である。Galanter1983 は、66 名の統一協会信者のうち、36%が離脱後に深刻な感情の問題を抱えていたと報告する。Deutsch1975 は、アメリカ人のグルを信奉する 14 名を調べて、精神医学上の乖離状態にあったと結論づけている。Rorschachs は 4 名の統一協会信者の臨床例から、また、Deutsch と Miller1983 は、信者達がヒステリー、依存の兆候を示しているとした。Schwartz1983 は、子供がカルトに加入した親達の調査をただ一人行っており、臨床的な所見に同意している。つまり両親達は、感覚麻痺、拒絶感、反発、猜疑心、絶望、怒り、拒否、打ちのめされた感覚、罪意識、狂わんばかりの自責感、茫然自失、恥、挫折感を持っている。

他の調査研究によれば、宗教カルトと関連する危害の程度は、臨床例ほどではないものもある。Levine と Salter1976, Levine 198x は、百名以上のカルト信者への構造化されたインタビューを通して、変化の突然性、変化の大きさについては認めるものの、機能的な欠損については確たる証拠がないとした。Ross1983 は、ミネソタ多面人格テストを含むバッテリーテストをメルボルンの 42 名のハレ・クリシュナ教徒に行い、それらの数値は、加入後 1 年

半後には多少の精神衛生上の低下は見られるが、3年後には快復しており、総じて平常値の中に収まっているとした。Ungerleider と Wellish1979 は、カルト信者と元信者 50 名を面接調査し、ミネソタ多面人格テストにおける虚偽性のスコアに上昇は見られるものの、法的なレベルで精神的疾患の証拠はないとした。Buckley と Galanter1979 がなした Divine Light Mission の調査でも、Galanter1983 の統一協会信者の研究でも、三分の一の信者達が精神衛生の治療を受けていたのに、教団加入後はかえって改善の兆候が見られたという。

方法論的考察

従来の研究は全て方法論的欠点を持つ。サンプリング（救助を求めるものか、研究者にすり寄る団体から自発的に調査に応じたものたちか）、不適切な精神発達度測定の基準、対象者・被験者の側で動機付けのバイアスがあること（よく見せようと男性女性とも演技する）、微妙な精神病理（乖離など）を検査する基準が立てにくいこと（Ash1985）、用語の偏向と混乱、過度の一般化、証明されない因果的推論、データ採取の問題など（Balch1985）。

洗脳・ディプログラミング論争

カルトによる危害はどの程度集団内での活動に因果的に関連しているのだろうか。例えば、なぜ「児童虐待とカルト」という問題を立て、「児童虐待とメソディスト」「児童虐待と社会学者」という問題を立てないのだろうか。多くの人は、カルトはメソディストや社会学者と違い、統制的で、回心した時点で誰かに搾取されているにもかかわらずそうっていないかのようにみせる微妙な制御の技法を使うのだと答えるであろう。だから、もっとあからさまなやり方でやられたら、或いは十分な情報を与えられたのであれば、きっと抵抗したに違いないと考えるのである（Andersen & Zimbardo 1985）。

操作による危害を強調することは洗脳・ディプログラムの論争を喚起した。元信者、彼等の両親、ジャーナリスト達が一方の極におり、彼等は、朝鮮戦争における教化や中国の思想改造計画とカルトにおける回心を比較して、著

名な新聞で洗脳と表現した。隔離、集団の圧力、身体を衰弱させる、従属の強制などの点で共通点を指摘した。彼等はディプログラムを支持した。ジャーナリストの用いる言葉は、一般の人がこの種の問題を論じる際に参照されたのである。しかし、他方の極にカルト信者、カルト団体の広報担当者、社会学者の一団がいる。これらの人たちは、信者を「かかし」のように扱う洗脳モデルの妥当性を批判し、元信者が搾取の実態を告発していることをほうむりさろうとする。それは、洗脳という言葉が身体拘束と生命の危険を含意しているが実態は違うであるとか、カルト集団の詐欺的勧誘を無視しようとすることからくる (Shuler 1983)。

そして、中間にカルトを研究する臨床家と研究者がいるのである。彼等は朝鮮戦争時のような身体拘束を伴う洗脳が現代のカルトにおける回心ではまれであること、洗脳は影響力の行使を考える際、軸の極にあること、回心は神秘的なものではなく、個人の性格や行動が重要な要素をなしていること等を認識している (Langone 1985)。しかしながら、これらの専門家達は、けしてカルト的回心と伝統的な宗教上の回心の差異を看過しないのである。彼等がディプログラムをどう評価するかは、ディプログラムの手続きをどう倫理的にとらえるかによって分かれる。「カルト信者は洗脳されたのか」という問いを、個人と社会の2つの次元において、次の二つの問いに置き換えるべきである。個人に関しては、「特定集団が詐欺的、間接的説得と統制の技術を用いて、特定の個人や家族に対してある時期、どの程度の危害を加えたのであるか？」社会的な次元では、「この特定集団或いは集団の幹部達は、詐欺的、間接的説得と統制の技術をどの程度悪用したのか？」

結論

要するに、宗教的カルト研究から導き出されるただ一つの信頼できる結論は、様々な人々が様々な理由で、様々な団体に加入し、それぞれのやり方で影響を受けているということであろう。しかしながら、かなりの人々が加入する理由は、カルトによる詐欺的、間接的説得と統制の技術のためである。さらに、カルト信者のかなりの人たちが危害を受けている。但し、カルト信

者は表面上何の問題もないか、自らすすんでやっているように見えるのである。

心理療法カルト

先行研究の検討

Temerlin と Temerlin1982, Hochman1984, Singer1986, West & Singer1980 のそれぞれの論文は新しい現象を指摘している。心理療法カルトである。カルト的セラピストは、患者をコントロールするために、強圧的、間接的、詐欺的心理学的な技術を用いている。これらのセラピスト達は、クライアントと搾取的な関係や診療以外における関係を結んではいけないという倫理的な禁止事項を破り、治療技術を悪用してセラピストにとって利益となる関係を持つ。セラピー・カルトは、長期間にわたる治療の歪みや腐敗から生じたり (Temerlin and Temerlin 1982-), 集団心理療法や (Hochman 1984), 規模の大きい気づきのトレーニング, 専門家ではないものが主催する様々なセラピー等から生じたりと多様である (West & Singer 1980-)。

Temerlin1982 は 5 つの精神衛生の専門家が行う悪徳集団を調査したが、そこでは心理療法の教師が倫理的禁止条項を無視して、患者達と複数の関係を結んでいった。つまり、患者達は彼等の友人、愛人、親戚、従業員、同僚、生徒などであった。同時に、彼等は共通のセラピストを敬い支援するために集まった「兄弟」になっていた。

これらのカルトは、専門家がクライアントと、報酬とサービスとの交換、守秘義務などを守る倫理的な関係から逸脱したときに生じるもので、クライアント達が互いに抑圧的で心理学的に依存し合う集団を形成するのである。指導者達はクライアント達から転移されるというよりもむしろ崇拜される。クライアント達に自律性が形成されるのではなく、セラピストに服従し、依存する関係に導かれる。彼等の思考様式は最終的には Hoffer が True Believers1951 にみた、或いは, Lifton1961 が全体主義と名付けたようなものになる。すなわち、クライアント達はセラピスト達の理論を無批判に受容す

るよう強要され、外部世界に対して妄想を抱き、カルトを作ったセラピスト達のエリートの世界に自分たちをおき、無私の献身をセラピストに捧げることになる。これらの集団は規模的には15-75人くらいの成員を持ち、メンバー達は10-15年もその集団に居続ける。これらの研究の著者達は、心理療法カルトに所属することで、メンバー達が非倫理的な用いられ方をした心理療法技術と診療関係の否定的な側面を押しつけられ、精神疾患に陥っていると結論づけた。

Hochman1984 は、今は廃れてしまった心理療法の学派、すなわち、Center for Feeling Therapy について言及する中で、心理療法カルトに成長した集団のメンバー達は、医療が原因となる多くの疾患を抱えていることを患者の調査から明らかにした。

「破壊的カルトというものは、カルトの規律と要求に服するように個人を作りかえ、疑問や批判を抱かせないためのタブーを設ける。そして、カルトのメンバーが自分たちは無知蒙昧で危険な外部者に囲まれているのであるという一種のエリート意識を感じるような分離を作るのである。」と、Hochman は語る。

この集団は10年ほど続き、350人もの患者がロサンジェルスハリウッド地区に住居を借り、共同生活をしていた。100人以上が通いの患者で、手紙でセラピーを受けるものもいた。セラピストは資格を持っているものもいたが、元患者もいた。この集団の恩恵は居住したメンバーに限られ、彼等は21世紀を支配するセラピー運動の指導者になるのであると動機づけられていた。指導者達が広めようとした理論とは次のようなものであった。現代の個人は理性的狂気により活動している。しかし、5年の間に、表現、感情、活動、チャリティ、接触において、「100%達成」すれば、人は古いイメージを捨てさり、感情を全て体験することができる新しい正気の状態になるとされる。この野心的目的こそが、人間進化の新しい次元というわけである。このようにして、セラピー・カルトは宗教カルトにも共通に見られる技術を使っている。つまり、思考停止の決まり文句を使うことを勧めることで、批判的思考を禁止するのである (Singer 1983)。

判例

幾つかの民事訴訟と、カリフォルニアの医療保障の消費者問題を担当する部局における公聴会によって、Center of Feeling Therapy で発生した事件が明らかになった。以下の判例は示唆的だが、これだけというわけではない。State of California: Psychology Examining Committee Case 392, L-33445 v. Binder; State of California as cited, v. Corriere, Gold, Hart, Hopper, and Karle, Case L-30665, D. 3103 through 3107; State of California as cited v. Woldenberg, No. D-3108, L-30664; Hart et al. v. McCormack et al., Superior Court of the State of California, for the County of Los Angeles, No. 00713; Raines et al. v. Center Foundation, Superior Court of the State of California, County of Los Angeles, No. 372-843 consolidated with C 379-789; Board of Behavioral Science Examiners, No. M 84, L 31542 v. Cirincione, Franklin, Gold, and Gross.これらの判例において、被告は、心理学、医療、心理療法の基準から逸脱しているという嫌疑がかけられた。

国務省は、心理療法を施していたというスタッフの主張は認めずに、彼等は体系的に社会的影響力を行使することに従事し、洗脳や強制説得という認知された基準に見合う方法で従属的地位をメンバーに強要していたと考えた。被告とセラピスト仲間は初めに、メンバーから社会的支援(友人、親戚、通常的环境、職業上の役割、財産)と心理学的自信(嘲りや肉体を酷使させることで)を奪うことで、クライアントを無力な患者の地位に追い込み、ついで、罰と報酬の機制(地位喪失の脅し、不安と罪責感の操作、体罰、セクシャルハラスメント等)を通して大量の事柄を学習させる。その中身は、被告の利益になる資金操作を含むものであって、被害者が心理的問題を受け入れるよう精神的に衰弱させ、被暗示性を高めるものである。被告はメンバーを仲間同士分断させ、支配するために、人種、宗教、民族にかかわる中傷、肉体に対して或いは言葉での辱め、精神的虐待、性的虐待、狂気と暴力への恐怖等を使い、以下で述べるように身体的にも、精神的にも消耗する状態へ追い込んだ。被告達はセンターの患者を隔離し、強制説得に応じやすくさせるために、彼等の代理として養子を諦めさせ、中絶させた。連中の狂気はひ

どいもので、親になれないというたてまえであったが、患者達は親こそ自分たちを狂気にしたのだと思いこまれ、親を嫌悪するようしこまれていた。セラピスト達は、患者と性的親密さを持っていたと考えられ、患者を殴打したり、患者同士で殴打させたり、無免許のセラピスト達に監督もせずセラピーのセッションを任せていた。クライアント達は下着を取るよう指導され、一時間半も足を曲げて窮屈な姿勢で立たせられたりしたし、被告はセンター敷地内にジムを建設するという名目で個々の患者から数千ドルの寄付を集め、実際はアリゾナで他のセラピスト達と一緒に農園を購入していたのであった。患者の中には帰りたいと申し出るものもいたが、彼等はセラピスト達に床に叩きのめされ、衣服をむしり取られた。二時間近くも殴られ続けたものもいとされる。患者は集団の前に裸で立たせられたり、患者の目の前で別の患者の生殖器を検査するよう命じられたりした。センター内で整備をやっていた青年が大学で音楽を勉強するため戻りたいと言ったとき、彼のセラピストは彼が赤ちゃんのようにになりたいと言ったとして、8週間もの間、おしめをして、ベビーベッドに寝かせ、ベビーフードを与えたのである。別の患者は罰として25ポンドも太らされた。セラピーの最中にヌード写真が撮られ、その様子がフィルムに収められたが、センターが壊されたとき、その虐待ぶりを隠すために捨てられた。虚偽の広告も容疑に入っている。それによるとセラピーを完了するまでには所定の金額で6-12ヶ月かかるとされているのだが、患者がセッションを中止しようとするときそれ以上の金がかかり、センターのセラピーはセンターが続く限り、患者達にセッションを受けさせるよう仕組まれていた。

Timnick1986は、かつてセンターをもっとも現代的なセラピーのコミュニティと呼んだのであるが、上記の公聴会によってカリフォルニア史上、もっとも長期にわたり、金がかかり、心理療法の悪用という複雑な側面を露わにした事件が明らかになったと報告した。この事件では、100名以上の患者が詐欺、性的搾取、虐待の損害賠償を請求している。民事法廷は既に患者達のために600万ドルの和解を提案した。公聴会の証言では、心理療法カルトが詐欺、操作的、強制的技術を用いて患者達を囲い込み支配していたことが明ら

かにされた。患者達の福祉はセラピスト達の福祉に転用されていたのである。治療計画と目的はセラピストの私的利益とセンターの利益になるように転換させられていた。セラピスト達は患者を自立させ、自分で目的を探せるように支援するという普通のやり方をせずに、体系的な組織的影響力の行使を制度化し、カルト的、統制的従属の状態を強いたのである。

専門家ではないカルト（心理療法カルト）

専門職により指揮された心理療法カルトとは対照的に、Singer1983, 86 は非専門家によるカルトに似た集団の発生を報告している。この種の団体は個人・グループセラピーどちらにも関わる戦略、技術、方法を用いて、社会に浸透してきており、これらの技術を用いて、信奉者を勧誘し、統制して、集団にとどめおく。ある個人が他人の意志決定を自分に従属させるような状況を、カルト的な関係と定義できよう。その際、信奉者達は、その人物が特別の才能や知識を持っていると信じ込まされている。シンガーは、非専門家たちが様々な心理学的技術を用いて、指導者が心理的或いは別の特別な技術や才能、知識を持っているのであると信じ込ませた集団を報告している (Singer1986)。一例として、男性と女性の指導者がウェイトコントロールに関して特別な科学的方法を知っているというダイエットカルトについて書いている。そこでは、信奉者達は職場をやめるだけではなく、財産を指導者に差し出すことが要求され、家族と友人達との絆が切断され、片田舎に指導者達と移り住んだ。連日、4、5時間の催眠術と、自己催眠の実習と、過換気症に陥らなければならない声で話し、大声を聞くという実習と講義が続く。信奉者の人格を変えることが目的であろう。しかし、ウェイトコントロールのプログラムは全くない。疑似セラピー、疑似成長のセラピーがなされているだけである。

先に、シンガーは(1983)、頻繁な面接の技術やエンカウンター療法等を用いる非専門家により運営される集団で、そのメンバーがどのような体験をし、自己呈示の過程を強要されたり、禁じられたりしたのかを報告した。集団の中には参加者に、指導者と住むことを勧めるものもあるし、その逆のも

のもある。しかし、多かれ少なかれ、この種の団体は友人や親戚との縁を切ることを求め、集団に対して、社会的にも心理的にも依存し始めることを勧めるのである。これらの長期間継続している集団の中には、非専門家どころか犯罪歴を持つものが指導していることがある。効能書きとしては、参加によって心理的、精神的恩恵が受けられるであろうということである。実際にそのようなものがあるのかどうかは確かめることが難しい。研究がこれらの集団、或いは集団のメンバーを十分フォローしていないからである。その上、これらの団体は法律的規制の境界にあり、指導者達は彼等の治療法を公開しない傾向にある。

これらの諸団体のメンバーが心理的なダメージを被っていることは明らかであるし、証拠もある。間接的、詐欺的、強制的方法による心理・社会的操作は明白である。

大人数グループでの「気づき」のトレーニング（自己啓発セミナー [以下自己啓発セミナーの用語を使用]）

歴史的背景

人間性の開発運動（Human Potential Movement: HPM）は1950、60年代に花開いた。感性開発（sensitivity）やエンカウンターグループは急速に広まり、コミュニケーションの増大、体験の深化、意識の領域拡大等を約束していた。ビジネス、教育、他のグループは感性開発の名で研修プログラムを販売していたが、心理学者によって主催されるものは若干で、その他大半が、心理学者により開発された技術を用いる非専門家によって運営されていた。そして、商業的にパッケージされた自己啓発セミナーが販売されはじめ、それらは様々なセール方法、影響力の行使、教化、行動統制の技術などを抱き合わせたエンカウンターや感性開発を含んでいた。現存する自己啓発セミナーの大半は、William Penn Patrick が創始したリーダーシップ研修（Leadership Dynamics Institute: LDI）と称するベンチャーに端を発する。これは商売の路線にのった複数の自己啓発セミナーの中身を取りまぜた最初

のものであった。

Church と Carnes1972 は、自己啓発セミナーのはしりで、参加費用が 1000 ドルのエンカウンターグループのセッションを、次のように書いている。そこでは、参加者は 4 日間、実質的に地獄の亡者のような扱いを受けることになり、クラスでは殴打され、飯、睡眠抜きで、棺桶につっこまれ、性的恥辱を受け、嘲笑されるのである。能書きでは、このエンカウンターグループこそ、指導者と管理者を養成するのであるという。セミナーでは、参加者の悩みが取り除かれるとされているが、全面的服従と参加者の勧誘が強制されている。Holiday Magic Cosmetics, Mind Dynamics, 自己啓発セミナー、その他のマルチ商法を率いるパトリックは、Holiday Magic 社で管理職に就きたいものは誰でも自己啓発セミナーに出席しなければならないと命じた。参加者はセミナーでこれから何が起こるのか全く知らされておらず、セミナーを卒業したものはそこで起こったことを口外しないよう約束させられた。このベンチャーはカリフォルニア法廷においてマルチ商法の提訴中に倒産した。

これに続く自己啓発セミナーには変化が見られたものの、同じような性格を持つものも残っていた。新しいグループの殆どが、参加者に秘密を誓わせ、友人・知人にマルチ商法に参加するよう勧誘させるのである。自己啓発セミナー卒業生達の地位は、彼等が連れてくる新規参入者の数次第であった。しかしながら、もっとも批判されるべきは、セミナー中はもちろんのこと、組織の全ての次元において、詐欺的、間接的、強制的な説得と統制の技術が広範に用いられていたことであった。

先行研究の検討

これらのセミナーについては多くの研究があるが、有名なものは est (Erhard Seminars Training) である。ジャーナリストによる記事は何百とある。以下は est に関する論文である (Bartley 1978—Tipton 1982)。自己啓発セミナーとして名高い Lifespring の研究は、Haakern & Adams 1983 他にあり、Actualization プログラムについては、Martin1977 が書いている。

もし、消費者が研修の言葉に技能向上の研修を念頭に置いたとしたら、それは誤読になる (Rudestam1932)。自己啓発セミナーは技能向上を目指すものではなく、集中的な教化プログラムに近い。セミナーでは、LDI 時代は海兵隊然として威張りくさっていた指導者が態度を柔らかくし、参加者に自分たちの生活はうまくいっていない、今の悲惨さの原因は自分であることを信じ込ませる。そこからの救済は提供される信念の枠組みを受け取り、トレーナーのジャーゴンを拝聴し、それから先は無給のボランティアとして新規の参加者を勧誘して組織に関わり続けるというやり方に変わった。個々の商業的なセミナーについての特有の言語は別として、セミナーの見取り図は上記のままである (Baer & Stolz1978—Zilbergeld1983)。Rinkelstein, Wenegrat, Yalom1982 は、Lifespring, Actualizations, est を集中的セミナーの例としてあげている。著者達は、これらのグループでは、非専門家達が商業的に、個人の成長に役立つ潜在的に強力なツールを用いていると述べる。それは強力な感情をも喚起する。著者達は、トレーナー達が絶対的権威を持ってふるまっていることを議論するなかで、トレーナー達は研修生達を「けつの穴ども」と呼びながら激しく批判し、彼等の生活は何の意味もないと繰り返しながら社会的地位や生活を貶めるのであると報告している。Finkelstein1982 らは、est の「真理への道 Truth Process」研修 2 日目の様子を次のように報告している。

このエクササイズをやっている間、研修生は床に寝ころび、目を閉じ、任意に選んだ個人の問題を瞑想する。トレーナーの命令で、研修生達はその問題が発生した状況をイメージし、その時の身体感覚と問題に関連したイメージを体系的につきつめていく。トレーナーが研修生達に過去のイメージ、子供の時からのイメージを想起しなさいと命じると、強烈な感情がわき起こってくる。ほどなく、室内は、むせび泣く声や吐き気をもよおした音、止まらない笑い声などで騒然とし、時々、過去から忠告を与えてきた人物達への絶叫によって中断される。——二日目の午後、「危険の過程 Danger Process」において、25 名の研修生達が聴衆に向かってひな壇にたつ。トレーナーは壇上のものに、自分らしくしていると檄を飛ばし、気取ったり、薄ら笑いを浮か

べたりするようなもの、或いは客席の研修生と目配せするようなものを叱責する。研修生達は壇に並べられてこの扱いを受け、例外なく、失神するか、泣きじゃくる。そして、これで社会的不安から解放されたと後に物語るのである。

第一週に続く次の週の半ばに、研修生達は週末からのレポートを出し、劇的な進歩が見られたであるとか、いい感じが途中でなくなってしまったとかいうのである (Finkelstein 1982)。著者は 45 万人もの人が合衆国でこの手のセミナーを受講したと書いている。しかし、これらのグループに関するレポートは初期のエンカウンターグループや HPM と似ている。

「心理学的危害に関わる証言や逸話に匹敵するほどには客観的な報告は多くない。それらの証言は est の唱道者や被害者のものであり、方法論的吟味に堪えない。より客観的で厳密な調査報告では、est の研修修了生達における良好な心理学的変化の証言と証拠が、est を受けた結果であると主張するものとなっていない。そのかわり、ポジティブな結果を説明するのは、期待して受講したのであるからそれに応じた効果があったはずであるという曖昧な説明である。est の研修において心理学的危害があったという報告は逸話の域を出るものではないが、精神疾患患者や境界例の人には参加を勧めるべきではないということはいえる。(Finkelstein 他 1982, p.538)」

自己啓発セミナーを受講したことで心理学的危害を被ったという報告は、Fenwick 1976—Haaken と Adams 1983 にある。Fenwick は心理学者であり、est の研修で参加観察を行った。Haaken, Adams は心理学者、社会学者であり、Lifespring で参与観察を行った。Fenwick は est 研修の選択を承認する形態に着目した。つまり、セラピーをもう受けたかどうかを尋ねられ、今受けているか今後受けるならば、それは人生に勝利したも同然というわけである。彼女は、研修生の中には意図的に、或いはわけも分からずに、このように自分たちの心理状態を誤解し、この人たちが受けてきた不適切な精神医療がはからずもこうした個人事業の教育的サービスの受容に表れていると指摘している。彼女の結論は次のようなものである。

「est のトレーナーは心理療法として適切と考えられている予防措置をと

りもしないし、実際とることができない。彼等は心理的防衛や抵抗を除去するべく、現実直面法 confrontation の技術を使う。そして不安を増大させるために他の技術を用いたり、より原初的段階に持ち込むために退行を勧めたりする。このような活動の意味するところはおおよそ2つの論理的可能性が考えられる。1 現代の心理療法における実践の基準から考えた場合、est が対象者を選ばずに用いる技術は、一定の対象者には危害があるし、極めて危険である可能性が高い。2 est での調査結果から、もし何の問題もないと調査結果が出るのであれば、心理療法の最も基礎的な原理には、何の根拠もないということがはっきりするだろう (p.171-2)。」

Fenwich はさらに筆を進めて、Lieberman と Yalom^{19xx} のエンカウンターグループの研究を引用する。それによると、参加者の 19% が心理的因果関係として否定的な経験をしており、五人に一人は、これに参加した効果は、危害を及ぼされたことだとこたえている。

Haaken と Adams¹⁹⁸³ は Lifespring を心理療法の視点から分析した。参与観察の知見として、研修の効果は病理的なものといえる。第一に、研修初期に、研修者の自我の機能が体系的に破壊され、退行が促進された。第二に、研修の観念化された、或いは解釈的な図式は、論理的思考を退行させるものであった。第三に、研修の構造と内容は、人生初期のナルシスの葛藤と防衛を促進させる傾向になり、これが、参加者をしてよりより状態に到達したという高揚と感覚を覚えさせるものになる (p.270)。

Cushman¹⁹⁸⁶ は、est, Lifespring, Psi World, Transformations, Summit Workshops のようなグループを「大衆マラソンにおける心理療法集団」と名付けた。多くの著者達が est の研修について報告しているように、彼もこれらの集団において用いられる高度に強制的で権威主義的な統制方法について指摘している。彼はそれらの集団を、制限を課す集団と呼ぶ。実際、状況を統制したり、報酬と罰を用いたり、他のものを引き入れるよう参加者に促したり、ボランティアや卒業生へのコンパニオンとしてその後も組織活動に没頭させる等のやり方をとっているからである。

自己啓発セミナーが教育的経験を提供すると宣伝しているにもかかわらず

ず、心理学者や精神医療専門職の著者達はこれらの集団が心理学的な技術を用いていると述べている (Cushman1986—Simon 1977, 1978)。Glass 他 1977 は、est は教育的なプログラムを提供するといっているけれども、実際は疑似セラピー的な集団であると述べる。Simon 1978 は次のように書いている。est は研修参加者に強力な心理学的効果を与える。est の研修においてエージェントが参加者に働きかけた漸進的、退行的反応がそれである。それは、心理療法の目的を達成するために非制度的なやり方を発見したエアハートのやり方に似ている。

その他の訴訟の事例

自己啓発セミナー関連の訴訟は 30 件をこすが、紙幅の関係上割愛せざるを得ない。

結論

先行研究の検討により、自己啓発セミナーとして国民に知られるようになり、減速したとはいえなお急成長しているこれらの団体が強力な心理学的技術を用いて個人の心理的防衛を取り除き、退行的行動を起こさせたり、論理的思考を減退させたりしていることが示唆された。さらに、研修の売り込みの際に、研修の中身が何であるかは事前に消費者に知らされていないという点において、詐欺に近いセールスをやっていることも明らかである。消費者は教育的なものということでプログラムを購入するよう勧められるが、実際は、そのプログラムは心理的な経験を誘発する高度に体系だてられた教化過程なのである。消費者達は、研修の強度、彼等が会得するであろう新しい認知の枠組み、参加者は潜在的に危険なセッションにさらされるということ、恐るべき心理的動揺を目撃するだろうということ、さらに、研修の主催者は参加者がリスクにさらされるということなど気にもとめていないということなどに関して、不十分な、或いは不適切な情報しか与えられないのである。このような行為は、アメリカ心理学会が、成長のための集団 growth group を運営する際提言した内容に反するものである。

分析

これまでの記述で明白になったことであるが、カルトと自己啓発セミナーへの批判は、これらの集団が詐欺的間接的（強制的でもある）説得と統制の技術を用いて、リーダーが自分の目的に利する一方で、メンバーとその家族、さらに社会一般が損失を被っているという観察に基づくものであった。そして、これらの集団により提起された問題は心理学的、倫理的な諸点についてである。心理学的側面は、行動と態度を変化させる技術とその帰結に関するものであり、倫理的問題は様々な状況においてこれらの技術を用いる適切さに関するものである。本章では影響力を行使する技術とその倫理的含意について論じてみる。

影響力の連続性：一つの仮説

図1は影響力の連続性を描出したものであり、詐欺的、間接的な説得と統制の技術がいかに他の技術と異なるかを示してみた。間接的技術では、連続性の端にあるものとして内省と明確化があげられている。その対極には物理的拘束、罰、公衆の面前における強制された罪の告白などがある。図にあげた技術は影響力を行使する4つの方法に分類している。つまり、教育的／治療的、助言的／治療的、説得的／操作的、統制的、破壊的である。さらに、教育的／治療的、助言的／治療的な影響力行使の方法は、メッセージの中身によって効果的にコミュニケーションを行う点を強調する、選択を重視する形態があげられる。それに対して、説得的／操作的、統制的、破壊的な影響力行使の方法は、影響力によって望ましい反応を得ることだけを強調する服従獲得型の形態があげがわれている。

この図式に従い、影響力を行使する特定の社会的相互作用が、例えば、服従を得る形態、説得的／操作的方法、押し売りの技術など。さらには、特定

影響力の連続性

影響力の種類	影響力行使の方法	技 術
選択を尊重 (メッセージは 中身が重要)	教育的／治療的	反省・内省 解明・解説 論議 情報提示 質問の歓迎 創造的表現
	助言的／治療的	問題や代替案の指摘 考え方，解決案の提示 解決の示唆 論理的議論 催眠
服従を獲得 (反応を重視)	説得的／操作的	従属を導く論理的議論 感情に訴える 従属を導く論理的議論技法：一貫性，互酬性 社会的承認，権威，嗜好，神聖さ 詐欺 催眠
	統制的／破壊的	社会的支援を分断 選択的報酬と罰 自己と批判的思考の侮辱 疑問と批判を抑圧する乖離状態を強いる 残忍さ／脅迫を慈悲と愛情にすりかえる 罪の意識を仕込む 従属を自発的に行わせる 身体衰弱 物理的拘束／体罰 公衆の面前で懺悔させる

図 1 影響力行使の連続性

の環境が，社会的影響力を駆使する技術が当該の環境においてどの程度用いられたのかということで評価されるかもしれない。例えば，研究者がこの図式に従って，一見ばらばらの影響力を行使する社会的相互作業を分類する手

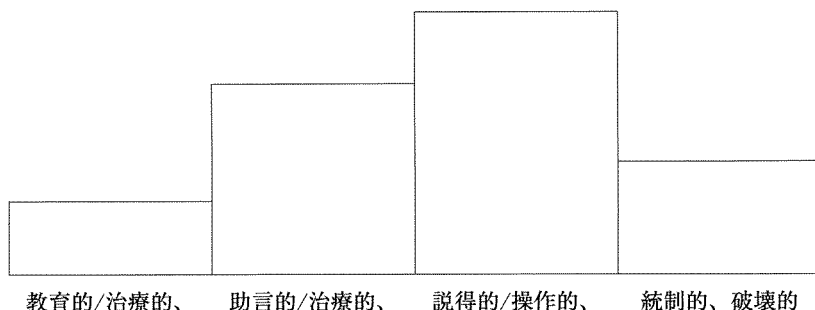


図2 仮説的影響力の特性

段を開発することができれば、統一協会の Booneville における 3 日間セミナーや心理療法の短期セミナーなどのような期間を区切られた環境について観察し、図2で例示したように当該環境の履歴的变化を作ることでもある。そして、影響力の特性について論じ、人民寺院に顕著な統制的／破壊的影響力行使の特性について語ることができよう。

影響力を与えるものの目的と影響力の連続性

特定の影響力を与える形式、方法、技術、それに影響力を与えるものの目的はある程度関連していることは明白である。図3では、影響力の連続性に、影響力を与えるものが中心の目的と、影響力を受けるものが中心の目的を両端として連続性を考えたものを加えてみた。これら2つの連続性の軸は4つの象限を構成するが、影響力を行使するものの態度を考察するのに役立つであろう。影響力行使の影響力を与えるものの形態が選択重視であるときは、それらはインスピレーションを受ける態度（影響力を受けるものの自己犠牲的な行為を求めるものであり、そのメッセージを受け取るか拒否するかは、当人の権利及び能力として尊重する）であるか、影響力を受けるものに対する自己啓発的態度（倫理的な心理療法）である。他方、影響力を行使するものが服従を要求する形態である場合、彼等は影響力を受けるものに対して世話人の役割を果たすか、搾取するものであり、どちらになるかは、影響力を行

使するものが自分の利益のためにやるか、影響力を受けるもののためにやるかによる。影響力を受けるものへの搾取的な態度は非倫理的であると考えられてよい(例外は警察の隠密操作であろうが)。世話するものの態度が倫理的かどうかは、世話を受けるものが選択する能力が与えられているかどうかによる。このような態度は赤ん坊や知能発達障害の成人には認められるが、心理療法においてまともな大人に適用されることはあり得ない。インスピレーション的、自己啓発的態度は殆ど倫理的であると言えるが例外もある。例えば、橋から飛び降りたいと願う人の話や、自然災害が発生して大人は皆助け合わなくてはならないときに、自分のことだけしかやらない幼兒的態度を、心理学的な説明をこらして認めたりするのは、ナイーブすぎるであろう。

図3 影響力を与えるものの目的と影響力の連続性 [本文中にはない：櫻井註]

心理学者が考察すべき倫理的問題

アメリカ心理学会の倫理綱領の序文では (APA1981 p.633), 「個人の尊厳と価値」を尊重するとうたわれている。また、心理学者は「人間行動への知識と一般の人々が自己認識を深めることへ貢献する」ことに努力せよとも書かれている。倫理綱領は、人類の福祉を促進し、人間の基本的権利を守るために、心理学の専門職が自分たちの専門知識を用いることと述べている。心理学者(心理療法家)は倫理綱領に明示された目的にのみ専門技能を用いることが倫理的義務づけられているのであり、「他者による濫用を故意に見逃す」ことがないように義務を課されてもいる。我々は外部の専門集団の特権や義務には尊敬を払うのであるが、一般市民への利益にかなう最大限の情報提供を課されてもいる。

長い間の慣行として、自殺のおそれがあるような場合、つまり、治療的介入が適切と思われる精神疾患を抱えた患者を除いては、心理学者は患者に対して自己啓発的態度を説いてきた。しかしながら、この30年間に、夥しい数の態度変容の技術が生み出され、それらが個人やグループセラピーに実験的

に用いられるのを心理学は目撃してきた。この変化が心理学の専門職とその消費者にとってメリットであったことは議論の余地がない。しかし、他方で技術的な革新への関心の高まりが、こうした変化の倫理的側面をしばしば覆い隠していた。技術の効用ばかりが注目され、技術の適用に伴う倫理的問題は看過された。

このような危険性を指摘したのは我々が初めてではない。行動改善の領域では、幾つかの集団が技術の濫用に対して行動を起こした（APA19xx, AABT1977）。しかし、積み残された課題は多い。Corsini (19xx) は、192 の心理療法を例にとり、それらの大半が 1960 年以降に開発されたものであると述べた。しかも、それらの技術的革新こそが、この報告の課題となっている詐欺的、間接的な説得と統制の技術を用いたものである。しかし、これらの革新的心理療法において、セラピストの影響力の行使が倫理的問題を含みうることを詳しく研究したものはまれであった。これらの技術が患者へのパドックスを含む指導であったり、トランスを欠いた催眠指導であったりと、患者の無知と自己選択の排除の故に効果を持っていたものであったにもかかわらず。

詐欺的、間接的な説得と統制の技術が、心理学の職業集団の外部で濫用されるよりも先に、内部でそのような危険性があったという事実が、心理学を震撼させるのである。自己啓発セミナーや新しいセラピーを開発し、ビジネスに仕立て上げることに専門的な資格はいらない。とんでもない話がごろごろしている。心理学者は、倫理綱領に従って、心理学内部はもちろん、外部についても、心理操作の技術の濫用を告発しなければならない。この点に関する提言は報告の最後でなされる。

心理学以外の人々に関わる倫理的問題

心理学者は我々がここで問題としているような技術を研究してきたのであるから、それを用いることが他の人々にどのような影響を与えるのかに関して意見を出すことが適切である。もちろん、この問題を十分に理解するためには他の職業集団についても理解しなければならない。詐欺的、間接的な説

得と統制の技術は、政治、ビジネス、教育、医療、法、メディア、心理サービス産業、宗教にも使われている。我々の関心は後者2つに絞られているが、幸いにもその他の領域については、例えば、195x年にCance Packardが広告の「隠された説得者」を批判している。

消費者保護法が悪徳商法の取り締まりを念頭においていることから、最近のテレビにおける暴力番組やコマーシャルが子供に悪影響を与えるという議論は重要である。1950年代にキャンパスでなされたマッカーサー主義者の説得と統制の技術に対するリベラル側の反論が、現在では保守主義の陣営にも見られる。ABCのテレビ番組Viewpoint(メディア側が視聴者から詰問される)のような現象や、メディアの公正Accuracy in Mediaのような団体が急速に増加しており、メディアがいかに自分たちに影響力を行使しようとしているかについて、一般市民が関心を持ってきていることがわかる。また、優越的地位にある人物との相互作用によってどのくらい批判的思考や自己選択の範囲が損なわれるかについての認識が高まってきたために、医療や、心理学も含む支援を与える職業に関しては、インフォームド・コンセントが倫理的実践の基本となってきた。心理的要因がいかに裁判官達を操作し、欺くかについての研究は司法に大きな衝撃を与えた。そして、政治団体の中にはカルト的な性格があるということが明らかにされた(LaRouche movement Mintz1985)。政治の領域では、政治的なレトリックと戦術には伝統的に寛容であったが、詐欺的、間接的な説得と統制の技術の倫理的問題が提起されたのである。

これらの問題は、一個人や集団が他者に影響力を行使する際のやり方に関わる倫理をめぐるものである。しかし、これらの問題の中には、倫理的問題が別の観点から曖昧にされてきたものもあった。つまり、特定の時点で特定の患者の医療ニーズにだけ誠実に関わってきた医者は、インフォームド・コンセントがなぜ倫理的な手続きとして必要であるのか理解していない。おもちゃを子供に売りつけようとする広告業者は、そのコマーシャル手法が長期的にはどのような結果をもたらすのかを考えていないだろう。選挙で勝つことだけを考える政治家は、彼等が墨守すると誓った憲法を忘れていることが

ある。自由で秩序ある社会を維持するには、一市民が他者に影響力を行使する仕方を決めておかなければならないという観念が憲法にはある。憲法とそれに基づく各法には、名誉毀損法のように社会的影響力を規制する成文法がある。また、伝統には慣習的なルールが定められているが、この2、30年、次第に曖昧になってきた。それは我々がよりどころとしていた伝統それ自体が疑問視されてきたことがおおい。ある意味で、アメリカの歴史的なプロテスタント倫理の衰弱と多元主義の勝利を反映した現象かもしれない。この変化には肯定的側面もあるだろうが、否定的な側面もある。

「アメリカは宗教的多元主義を扱うことに極めて成功している。しかし、その結果として生じた道徳的多元主義はやっかいな問題になるであろう（Berger, 1986/9 宗教と社会報告）。」

メインストリームの宗教や道徳に対して反対の立場を主張するカルトや自己啓発セミナーの隆盛は、バーガーが暗に指摘した道徳的対立を煽っている。多元主義社会というものは自由であり、他に対して寛容であろうとする。しかし、極端な道徳的多元主義は、多元主義社会を全体主義社会へ変えようとするもの達に無防備になりかねない弱さを持っているのである。社会にとっても最も大事なことは、道徳的（倫理と同義）アナーキズムに陥ることなく、多元主義を可能にする倫理的コンセンサスを作ることである。

この挑戦にはジレンマが伴う。我々が広範にわたる重要な倫理問題（社会的影響力を行使する際の倫理問題を含む）においてコンセンサス作りを行う際に、どのような倫理的規範によって他者に社会的影響力を行使することを規制することになるのか。例えば、メディアによる合意形成の操作は問題解決のために倫理的に認められる操作であると考えるAさんが、メディアを用いて、そのように考えないBさんのメディアの操作に関わる倫理的問題への立場を変更させるとしたら、これは倫理的に認められるのであろうか。

政策形成における操作を認める寛容さは、公共政策の問題を倫理的な論議に巻き込むことになる。その際、合理的な倫理に基礎をおく学問、専門職集団は、非公開でまずこの議論を始めるべきである。心理学は、説得過程の心理的メカニズムを研究してきたという経緯から、その中心的役割を担うべ

きである。説得の倫理的境界の問題を合理的に議論するためには、その前に我々が他者を説得する広範な過程について理解しておかなければならない。その他の倫理的な問題に関わる最低限のコンセンサスに到達するために、この問題を明らかにしておかなければならない。そうでなければ、我々の議論は詐欺を非難するだけのものになろう。

カルトと自己啓発セミナーにおける詐欺的、間接的説得と統制の技術を研究することで、説得過程の非倫理的極致を明らかにしたが、それは連続する影響力の軸について一つの極を示すものであった。社会心理学の研究は、影響力の他の局面を理解する際にも適用可能なものである。しかし、さらなる調査研究が必要である。社会的影響力の倫理的側面を明確にすることに役立つよう、集められた大量の調査データを集約し、関連づける必要がある。倫理・道徳的問題（セクシャリティ、死刑、中絶、麻薬、刑罰の重さ等）に関して社会的に対立する集団は、倫理的境界の枠内で互いに影響力を行使し合うことが可能である。相手を操作する一方的なゲームではなく、お互いに議論を尽くして納得したうえで道徳的なコンセンサスを生み出すことを目指してやるべきである。

提言 調査研究

提言

心理学者は、社会的影響力を行使する技術、特に詐欺的、間接的なものに関わる行為の機制、効果、その倫理的含意を理解することにつとめなければならない。

討議事項

社会的影響力の行使に関わる実験研究は、カルトや自己啓発セミナーで観察される態度変容を理解するために使える。多くの点で、自己啓発セミナーは実験室で発見された機制の実例のように考えられる。しかしながら、実験

研究が明らかにする以上に、実例は複雑であり、捉えにくい部分もある。突然の劇的回心という当事者や臨床家の説明は、他人から影響を受けやすい人だからこそ可能になった催眠状態に似た過程の存在を示唆していることが多い。これらの過程は、本来このように理解されるべきなのであるけれども、そのように理解されていない。

さらに、影響力の連続性という概念についても研究がなされるべきであろう（図1参照）。この提案は、影響力を行使する技術の倫理的含意を明らかにすることに役立つ。しかし、逆説的なことではあるが、実験に倫理的規制を加えることで、倫理的分析を要請する影響力の過程そのものへの心理学的な理解が妨げられることもあり得る。社会的影響力に関する多くの古典的な実験が、現代では実施できないであろう（Milgram 19xx）。従って、心理学者はこれらの過程を研究するにあたり、より制限の少ない方法を用いなければならない。例えば、参与観察の方法論を革新していかなければならない。それは社会学者や人類学者が使ってきた参与観察法よりも、心理学的な微妙な問題に対応するものであろう。

提言

詐欺的、間接的説得と統制の技術に関わる研究は、これらの技術をいかにして無害なものにするのか、これらの技術により障害をおった人たちはどう適切な治療法により回復していくのかを考察するものでなければならない。

討議事項

心理学研究の多くが、人々の態度改善に貢献するものであったために、態度変容を導くもの達が悪質な目的を持つ可能性もあるということを忘れがちであった。個人の態度変容について専門家たろうとすれば、責任をもって、いかに人々が変えさせられまいとして自分を防御するのかを研究しなければならない。この領域では、Andersen と Zimbardo 1985 の論文を例外として殆ど研究がなされていない。しかし、繰り返すが、実際にこの課題は相当に扱いにくいものであり、従来の方法論に変わるものが必要である。

カルト信者とその家族は、カルトの影響力に関する直接的な情報提供を必要とする一般の人とは異なり、特別な手当を必要とするが、この領域もさらに研究されなければならない (Addis 他 1985-、Singer 1986)。

専門職の倫理と教育

提言

アメリカ心理学会は、自己啓発セミナーや革新的心理療法、その他の団体で用いられている詐欺的、間接的説得と統制に関わる技術の倫理的含意を考慮した上で、学会の倫理綱領とその事例集を改訂すべきである。

討議事項

この作業部会は、多くの人々が自己啓発セミナーや各種セラピーに参加することで被害を被っている事実を調査により明らかにした。参加者の死亡はまれであるが、少数者であれ被害の状況は深刻である。しかも、アメリカ心理学会に加盟する多くの賛助団体が批判されていることから、これらの団体の活動を調査することが、学会としての公正さと客観性を保つために求められる。

このような調査は問題とされる活動の倫理的な含意を丹念に検討すべきであると考えている。例えば、ある種の自己啓発セミナーや革新的セラピーにかなりのリスクがあると考えられるのであれば、これらの団体がリスクをおってもやれるだけの中身があり、そのリスクを最小限にするための実質的で適切な基準をもっているということを確かめもせず、団体を保証、推薦するような心理学者に訓戒を与えることが必要である。倫理問題は調査や伝統的なセラピーにも同じように注意を喚起するであろう。セラピーの本流から外れるものや疑似セラピーにも勧告を与えてよいのではないか。

心理学は、専門外の人々が用いる心理学的な技術に相当するものに対して、ストレートな研究と物言いをすべきであろう。そうしなければ、心理サービス産業における虐待と不法行為の増大によって、倫理的に行っている心理療

法者達に影響が及ぶような規制が加えられることになろう。不法行為の責任を問う訴訟の増大は、保険料の金額を増加させるだけではなく、心理療法家を患者嫌いにさせるであろう。自己啓発セミナーで受けた被害を訴えた裁判で1名につき50万ドル相当（約6500万円）を得たものがあったが、それに匹敵する経験をしたと逆恨みする患者がいるかもしれない。根拠のない訴訟は却下されるであろうが、それにしてもかかる費用、費やされる時間、心理的消耗がひどい。

多くの福音主義教会の牧師達が自分たちの行動を規制する倫理綱領を作り上げることに熱心であることは興味深い。それは、彼等自身がキリスト教の周辺で人を集めている熱狂主義者やペテン師たちと同一視されまいということからである（Cultic Studies Journal Spring/Summer 1986）。倫理的な心理学者達も、心理サービス産業の周辺にいる熱狂主義者やペテン師達から自らを区別することに努力すべきであろう。

対外的活動の方針

提言

詐欺的、間接的説得と統制の技術を非倫理的に応用する恐るべき結果を顧慮して、心理学者は一般市民に対してこのような技術について啓蒙することに関心を持つべきである。

討議事項

この領域は予防に関心を持つものにとってまたとない機会を与える。我々が若い人々を遠ざけたいと願う悪癖（麻薬、10代の妊娠、非行）こそ、若い人々が追っかけてしまうものである。コカインは彼等の好みである。しかし、若者は操作されたり、騙されたりすることを望んでいない。彼等は今欲しがっているものを安易な方法で手に入れようとする。しかし、病理学的な事例を除いて、彼等はマインド・ゲームの対象者になることを望んでいない。従って、マインド・ゲームはどのようになされるのかを教える予防的な試みは可

能性がある。そのような試みは大人に対してもなされるべきである。心理学者と学者に協力できるフリーランスのライター達は、詐欺的、間接的説得と統制の技術とは何か、どのようにそこから身を守るかを知らせる論文や本を書くことが要請される(Cialdini の Influence 1985 などがいい本である。)。実業界や政府機関の人事担当者が、自己啓発セミナーや他の心理学的プログラムを適切に評価するのを助けるために、ガイドラインを提供しうる専門家も必要であろう。例えば、Lifespring はアメリカ空軍に研修プログラムを売ることには失敗したが、それは ABC20/20 の調査のためであった。管理職達が心理サービス産業における多くのプログラムから適切な情報を元を選択することを支援するのは、ジャーナリストだけに任せた責務ではない。

提言

詐欺的、間接的説得と統制の技術により被った不利益の補償を求める訴訟件数が増大しており、それは消費者にとっても倫理的な心理学者にとっても重大な危機である。そのため、アメリカ心理学会は、非専門家が詐欺的、間接的説得と統制の技術を体系的に用いることで態度変容を生じさせようとすることに對して、厳格な規制を提唱すべきである。

討議事項

医者が何を食べたらいいかを人に強制することができないように、心理学は心理学的技術の使用を独占することができない。しかしながら、技術の濫用については声を大にして意見することが義務であろう。少なくとも、倫理的な心理学者を青ざめさせるようなやり方で、非専門家が専門的心理学的技術を組織的に使用していると認められた場合には、規制を主張してもいいのではないか。このような可能性について研究すべきであろうと思われる。

資料 2

専門調査部会に対する倫理委員会の回答

アメリカ心理学会のレターヘッド

1987 年 5 月 11 日

覚書 (Memorandum)

間接的、詐欺的説得と統制の技術 (DIMPAC) に関わる専門調査部会員へ

心理学の社会・倫理的責任に関する委員会 (Board of Social and Ethical Responsibility for Psychology) から

専門調査部会への最終的回答

心理学社会倫理委員会は詐欺的、間接的説得と統制の技術に関する専門調査部会の活動に感謝するが、委員会の報告をそのまま受け取ることはできない。総括的に言えば、同報告書はアメリカ心理学会が認めるのに必要な科学的厳密性と公平な研究方法をとっていない。

報告書は 2 人の外部の専門家と 2 人の委員により慎重に吟味された。彼等は別々の観点から報告書に欠点があることを認めた。評価内容は同封されている。

本委員会は以下のことを専門調査部会のメンバーに注意してもらいたい。専門調査部会の任務をもって、社会倫理委員会やアメリカ心理学会が同報告書に表明された立場を支持或いは認めるといったことを意味したのではないことを。また、この報告書が委員会では認められなかったという注釈なしに、配布や出版されることがないように要求する。

最後に、本委員会は熟考を重ねた結果、この問題に対して見解を示せるほどに情報を得ることができなかったということである。

委員会はこのように複雑で問題となる領域で報告書を作成した専門調査部会の労力をたたえと共に、専門調査部会員の尽力に感謝する。

資料3

カリフォルニア州最高裁判所宛 法廷助言書

原告及び控訴人 デビット・モルコ

原告及び控訴人 トレーシー・リール

被告 世界基督教統一神霊協会他

州最高裁第 25038 号

控訴裁第 A 020935 号

高等裁第 769-529 号

下記のものによる法廷助言書

1987 年 2 月 10 日

団体

アメリカ心理学会 (1987 年 3 月 24 日署名取り下げ)

個人

アイリーン・バーカー, ジョセフ・ベティス, デビット・ブロムリー, デー
ウッド・フォスター, ウィリアム・R・ガレット, ジェフリー・K・ハッデン,
フィリップ・E・ハモンド, レイ・L・ハート, ペントン・ジョンソン, リチャー
ド・D・カホー, ジェームズ・ルイス, フランクリン・リッテル, ニュートン・
マロニー, マルティン・E・マーティン, J・ゴードン・メルトン, ドナルト・
E・ミラー, ティモシー・ミラー, メル・プロセン, ジェームズ・リチャード
ソン, トマス・ロビンス, ヒューストン・スミス, バーナード・スピルカ,
ジョン・ヤング

第一控訴区第二部控訴裁判所判決とサンフランシスコ高等裁判所 (サンフ
ランシスコ郡及びサンフランシスコ市) の検討

スチュアート・R・ポラック裁判長 殿

アメリカ心理学会等の法廷助言書代理弁護士

ロバート・H・フィリボシアン, モートン・B・ジャクソン

ブルース・J・エニス, ドナルド・N・バーソフ, キット・エーデルマン・ピアソン

目次

判例一覧

法廷助言者の問題関心

緒言と議論の要約

議論

- I 原告が論じる強制的説得の理論は科学的概念としては意味がなく、この理論を支持するために提出された専門家の証言は正当に除外された。
 - A. 科学の専門家による証言の許容性に関する基準
 1. 法的基準
 2. 科学的基準
 - B. 原告が論じる強制的説得の理論は科学に関わる学会では受け入れられない。
 1. シンガー博士, ベンソン博士の結論は、当該分野の学会では科学的な結論とは認められない。
 2. 原告による強制的説得の理論は当該研究の学術文献では一般的に認められない。
 - C. シンガー博士, ベンソン博士の方法論は科学に関わる学会では否認されてきた。
 1. シンガー博士, ベンソン博士が依拠するデータは、文献として公表されておらず、検証できない。

2. シンガー博士, ベンソン博士が依拠する情報源は偏っている
 3. シンガー博士, ベンソン博士は, 元統一教会員に発見されたと主張する危害が, 統一教会へ入会したことによってひきおこされたということを示していない。
- D. 科学的論証が不十分であるということを考えると, 強制的説得という原告の主張は, 原裁判所が結論づけたように, 科学的装いをこらした否定的な価値判断にすぎない。
- II 原告が論じる強制的説得の理論を認知することは, 合衆国憲法修正第一条を侵すことになり, 法体系の基本的前提を損なうことになる。
- A. このような条件で不法行為責任を課すことは, 憲法修正第一条にある信教の自由の項目を侵すことになる。
- B. 原告による強制的説得の理論は, 法体系の基本的な諸前提と調整不可能である。

結論

判例一覧

Ashwander v. TVA, 297 U.S. 288 (1936)
Beck v. Alabama, 447 U.S. 625 (1980)
Bowen v. Roy, ___ U.S. ___, 106 S. Ct. 2147 (1986)
Braunfeld v. Brown, 366 U.S. 599 (1961)
City of Newport Beach v. Sasse, 9 Cal. App. 3d 803, 88 Cal. Rptr. 476 (1970)
Frye v. United States, 293 F. 1013 (D.C. Cir. 1923)
Goldman v. Weinberger, ___ U.S. ___, 106 S. Ct. 1310 (1986)
Holy Spirit Ass'n v. Tax Commissioner, 55 N.Y. 2d 512, 435 N.E. 2d 662 (1982)
Huntingdon v. Crowley, 64 Cal. 2d 647, 51 Cal. Rptr. 254, 414 P. 2d 382 (1966)
Lewis v. Unification Church, 589 F. Supp. 10 (D. Mass. 1983)
McDaniel v. Paty, 435 U.S. 618 (1978)
Metropolitan Edison Company v. People Against Nuclear Energy, 460 U.S. 766 (1983)

- NAACP v. Claiborne Hardware Co., 458 U.S. 886 (1982)
New York Times v. Sullivan, 374 U.S. 276 (1964)
Newby v. Alto Rivera Apartments, 60 Cal. App. 3d 288 (1976)
PASE v. Hannon, 506 F. Supp. 831 (N.D. Ill. 1980)
People v. Bledsoe, 36 Cal. 3d 236, 203 Cal. Rptr. 450, 681 P. 2d 291 (1984)
People v. Kelly, 17 Cal. 3d 24, 130 Cal. Rptr. 144, 549 P. 2d 1240 (1976)
People v. Martinez, 150 Cal. App. 3d 579, 198 Cal. Rptr. 565 (1984)
People v. Marx, 54 Cal. App. 3d 100, 126 Cal. Rptr. 350 (1975)
People v. McDonald, 37 Cal. 3d 351, 208 Cal. Rptr. 236, 690 P. 2d 709 (1984)
People v. Roscoe, 168 Cal. App. 3d 1093, 215 Cal. Rptr. 45 (1985)
People v. Shirley, 31 Cal. 3d 18, 181 Cal. Rptr. 243, 641 P. 2d 775 (1982)
Reynolds v. United States, 191 U.S. 367 (1878)
Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963)
Thomas v. Review Board of Indiana Employment Security Division, 450 U.S. 707 (1981)
Towns v. Anderson, 195 Colo. 517, 579 P. 2d 1163 (1978)
Unification Church v. INS, 547 F. Supp. 623 (D.D.C. 1982)
United States v. Ballard, 322 U.S. 78 (1944)
United States v. Lee, 455 U.S. 252 (1982)
Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972)
STATUTES:
California Code of Evidence:
Rule 352 39
Rule 801(b)
California Civil Code:
1572
1709
1710

引用文献

- Anthony & Robbins, New Religions, Families, and “Brainwashing” in In Gods We Trust 263 (T. Robbins & R. Anthony eds. 1981)
Balch, What’s Wrong With the Study of New Religions and What We Can Do About It, in Scientific Research and New Religions 25 (B. Kilbourne ed. 1985)

- E. Barker, The Making of a Moonie (1984)
- J. Biermans, The Odyssey of New Religious Movements (1986)
- Bird & Reimer, Participation Rates in the New Religious Movements, 22 J. for the Scientific Study of Religion 1 (1982)
- D. Bromley & A. Shupe, Strange Gods (1981)
- Coleman, New Religions and "Deprogramming;" Who's Brainwashing Whom? in Cults, Culture, and the Law 71 (1985)
- Comment, The Psychologist as Expert Witness: Science in the Courtroom, 38 Md. L. Rev. 538 (1979)
- Deutsch & Miller, A Clinical Study of Four Unification Church Members, 140 Am. J. Psychiatry 767 (1983)
- Flinn, Criminalizing Conversion: The Legislative Assault on New Religions in Crimes, Values and Religions 35 (Day & Laufer eds. 1986)
- Galanter, Charismatic Religious Sects and Psychiatry: an Overview, 139 Am. J. Psychiatry 1539 (1982)
- Galanter, Psychological Induction into the Large Group: Findings from a Modern Religious Sect, 137 Am. J. Psychiatry 1575 (1980)
- Galanter, Unification Church ("Moonie") Dropouts: Psychological Readjustment After Leaving a Charismatic Religious Group, 140 Am. J. Psychiatry 984 (1983)
- Galanti, Brainwashing and the Moonies, 1 Cultic Studies Journal 27 (1984)
- Griffith, Young & Smith, An Analysis of the Therapeutic Elements in a Black Church Service, 35 Hosp. and Com. Psychiatry 464 (1984)
- I. Horowitz & T. Willging, The Psychology of Law: Integrations and Applications (1984)
- James, Brainwashing: The Myth and the Actuality, 61 Thought 241 (1986)
- Kelley, Deprogramming and Religious Liberty, 4 Civil Liberties Rev. 27 (1977)
- Kilbourne & Richardson, Psychotherapy and New Religions in a Pluralistic Society, 39 Am. Psychologist 237 (1984)
- S. Levine, Radical Departures (1984)
- Lewis & Bromley, The Cult Withdrawal Syndrome: A Case of Misattribution of Cause, 26 J. for the Scientific Study of Religion (1987) (forthcoming)
- Lewis, Apostates and the Legitimation of Repression (Institute for the Study of Religion, G. Melton ed. (1986))
- Lewis, Reconstructing the "Cult" Experience, 46 Sociological Analysis 151 (1986)
- Loveland & Singer, Projective Test Assessment of the Effects of Sleep Deprivation,

- 23 J. of Projective Techniques 23 (1959)
- Lunde & Wilson, "Brainwashing" as a Defense to Criminal Liability: Patty Hearst Revisited, 13 Crim. L. Bull. 341 (1977)
- Lunde, Psychiatric Testimony in "Cult" Litigation, 5 Bull. of the Am. Academy of Psychiatry and the Law (1987) (forthcoming)
- J. Melton & R. Moore, The Cult Experience (1982)
- J. Monahan & L. Walker, Social Science in Law (1985)
- Monahan & Walker, Social Authority: Obtaining, Evaluating, and Establishing Social Science in Law, 134 U. Pa. L. Rev. 477 (1986)
- J. Neale & R. Liebert, Science and Behavior: An Introduction to Methods of Research (1980)
- W. Prosser, Law of Torts SS 11 (1971)
- Reich, Brainwashing, Psychiatry, and the Law, 39 Psychiatry 400 (1976)
- Richardson & Kilbourne, Classical and Contemporary Applications of Brainwashing Models: A Comparison and Critique, in The Brainwashing/Deprogramming Controversy 29 (D. Bromley & J. Richardson eds. 1983)
- Richardson, The Active v. Passive Convert: Paradigm Conflict in Conversion/Recruitment Research, 24 J. for the Scientific Study of Religion 163 (1985)
- Richardson, The "Deformation" of New Religions: Impacts of Societal and Organizational Factors, in Cults, Culture and the Law 163 (1985)
- Richardson, Methodological Considerations in the Study of New Religions, in Divergent Perspectives on the New Religions (B. Kilbourne ed. 1985)
- Richardson, Psychological and Psychiatric Studies of New Religions, in II Advances in the Psychology of Religion 209 (L. Brown ed. 1985)
- Richardson, van der Lans & Derks, Leaving and Labelling: Voluntary and Coerced Disaffiliation From Religious Social Movements, 9 Research in Social Movement, Conflicts and Change 97 (1986)
- Robbins & Anthony, Brainwashing and the Persecution of Cults, 19 J. of Religion and Health 66 (1980)
- Robbins & Anthony, Deprogramming, Brainwashing and the Medicalization of Deviant Religious Groups, 29 Social Problems 299 (1982)
- Robbins, "Uncivil" Religions and Religious Deprogramming, 61 Thought 277 (1986)
- Robbins, Goodbye to Little Red Riding Hood, 10 Update: A Quarterly Journal of New Religious Movements 5 (1986)
- Robbins, New Religious Movements, Brainwashing, and Deprogramming, 11 Rel. Studies Rev. 361 (1985)

- Saliba, Psychiatry and the New Cults: Part I, 7 Academic Psychology Bulletin 39 (1985)
- A. Schefflin & E. Opton, The Mind Manipulators (1978)
- Schein, The Chinese Indoctrination Program for Prisoners of War: A Study of Attempted 'Brainwashing', in Readings in Social Psychology 3321 (Maccoby, Newcomb & Hartley eds. 1958)
- Shapiro, Of Robots, Persons, and the Protection of Religious Beliefs, 56 S. Cal. L. Rev. 1277 (1983)
- Singer, Coming Out of the Cults, Psychology Today 71 (January 1979)
- Singer, Psychological Variables in Allergic Disease 38 J. Allergy 143 (1966)
- Solomon, Integrating the "Moonie" Experience: A Survey of Ex-Members of the Unification Church, in In Gods We Trust 275 (1981)
- Solomon, Programming and Deprogramming the "Moonies": Social Psychology Applied, in The Brainwashing/Deprogramming Controversy (D. Bromley & J. Richardson eds. 1983)
- Strasser & Thaler, A Prisoner of War Syndrome: Apathy as a Reaction to Severe Stress, 122 Am. J. of Psychiatry 998 (1956)
- T. Ungerleider, The New Religions (1979)
- Ungerleider & Wellisch, Coercive Persuasion (Brainwashing), Religious Cults, and Deprogramming, 136 Am. J. Psychiatry 279 (1979)
- 4 Witkin, Summary of California Law (1974)
- Wright, Post-Involvement Attitudes of Voluntary Defectors from Controversial New Religious Movements, 23 J. for the Scientific Study of Religion 23 (1984)
- 1 J. Ziskin, Coping With Psychiatric and Psychological Testimony 65 (1981)

法廷助言者の問題関心

アメリカ心理学会 (APA) は自発的な非営利の団体であり、科学者、専門家からなる 6 万人余の会員を有する。同学会は 1982 年以来合衆国における心理学者達の主要な学会であり、アメリカで大学と認定された機関において博士号を取得した心理学者の大多数を擁している。同学会の目的は会則にあるように、「科学、専門職としての心理学、人類の福祉を推進する手段としての心理学」を発展させることである。なお、これらの目的を追求するために、同学会は、心理学研究を奨励し、研究法の水準をあげ、学術大会や学術出版

物、特別報告書等を活用して人間行動に関わる情報を社会に伝えてきた。同学会は、会員の専門的な関心や活動領域に応じた45の研究部会をもっている。1200人余りの会員が第36部会「宗教問題の心理学」に所属している。

本件で中心的な問題は、原告が原裁判所に提出しようとした心理学的証拠を適用することと、その証拠の方法論的な厳密性に関わることにある。同学会が基本的に考えていることは、精神衛生の専門家と、行動科学・社会学者達が専門家として証言することで、知識の最先端の問題に直面している法廷に有益なアドバイスをなすうということである。従って、妥当な事件であれば、同学会はこの分野の専門家による証言の証拠能力を支持したり、特定の訴訟事件に関わる信頼できる行動科学の情報を法廷に提供しよう努めたりしている。例えば、同学会は、Metropolitan Edison Company と People Against Nuclear Energy の訴訟 460 U.S. 766 (1983) において、環境に関わる事件が心理学的危害となるかどうかについて述べた。しかし、同学会は、法廷における心理学の証言を適切に行うということを奨励するために、科学的、方法論的な厳密性を欠いた専門家の証言を意図的に使おうというもの達には注意する義務を負う。

同学会は、本件に関して法廷に専門的知識を提供できると信じている。この方面に関して極めて関係の深い多くの研究をなしてきた行動・社会学者達が、原告側の専門家を精査するのであれば、喜んで証言したいと申し出ている。同学会は、本法廷が直面している英米法と憲法上の重大な問題を解決に導く社会科学上の証拠という客観的な分析を提供するであろう。

個々の法廷助言者は、学者と専門家達であるが、アメリカ心理学会と問題関心を共にしている。同学会同様に、個々の法廷助言者達は、妥当な訴訟事件において、行動・社会学者による専門家としての証言が法廷に有益な支援をなすことができると強く信じている。また、彼等は、法廷において社会科学にみだりに言及されるべきではないということも確認したいと考えている。そのような濫用が法廷の決定を誤らせるばかりか、社会科学一般を貶めることにもなるからである。特に、宗教的实践に関する権利という重要で慎重な取り扱いを有する問題について、新宗教運動に対する非科学的で否定的

な価値判断を覆い隠すために、科学的専門家の知見が用いられてはならないと考えている。

個々の法廷助言者達は、宗教と宗教的問題に関して冷静で客観的な研究を、個人としても専門職従事者としても心がけてきており、彼等の業績は新宗教運動研究者の中では最も優れたものと評価されている（〔原註では法廷助言者各人の経歴が列挙されているが、本論文では省略する：櫻井〕）。彼等の多くが統一教会のような運動に関する学術的成果を公表してきた。アイリーン・パーカー、デビット・ブロムリー、ジェームズ・リチャードソン、ジェームズ・ルイスを含む多くの研究者が、統一教会を含む新宗教運動に入信することの問題について、実証的な調査を行っている。従って、個々の法廷助言者達は、本件における法的問題の核心にある科学的な問題に関して、客観的な分析を提供するだろう。

緒言と議論の要約

本件においてまず問題になるのは、宗教集団の元信者が宗教的回心をなしたことにに関して、当の宗教団体に不法行為賠償責任を課すことである（註1）。原告の告訴の要点は、被告統一教会が、原告達を統一教会に入会させるために原告の自由意志を奪うというやり方で、組織的に操作してきたというものである。この行為のパターンは、原告が「強制的説得」と名付けたものであって、原告の非自発的な統一教会入会を導いたものであり、この入会によって、原告が現在損害賠償を求める精神的、身体的危害を生じさせたものとされる。原告は、彼等が強制、脅迫、或いはその他の物理的手段により教会の環境を離れたり、教会から離脱したりすることを制限されていなかったと繰り返し認めているにもかかわらず、強制的説得の主張を進めるのである。

原告の主張する法理はカリフォルニア州法やその他の法においても認められていない。Lewis v. Unification Church, 589 F. Supp. 10, 12 (D. Mass. 1983) を参照のこと。そのため、原告は自分たちの主張を不法行為責任論として確立された3つの法理にあてはめようとした。すなわち、不法監禁、詐欺、

意図的に精神的苦痛を与える虐待である。原裁判では、原告が回復を求めている新しい利害を弁明するものにこれら訴訟原因は該当しないと適切に判断した。Molko v. Holy Spirit Association, 179 Cal. App. 3d 450, __ Cal. Rptr. __ (1986); Order Granting Summary Judgment in No. 769-529, October 20, 1983 (未刊) (“Trial Court Order”) を参照のこと。原告は自分たちが意志に反して強制的に拘束された、入会を選択したときに統一教会の活動内容について騙された、或いは教会員が勧誘の際に、厳しい精神的苦痛を与える虐待を加えようとしたという主張をしてはいなかった(註2)。その代わり、強制的説得の過程において、原告の思考し、選択する能力が奪われていたと主張するのである。

カリフォルニア州法が原告の訴訟原因を現時点では認めていないということだけでは、原告の権利回復請求を否定する十分な理由にはならない。しかしながら、本件で問題になっているのは、原告が主張する新しい訴訟原因を認めるために、カリフォルニア州の慣習法を拡大すべきかどうかということである。法廷助言者は、本法廷において科学と法に基づいた議論を行い、立法機関の指令や指示なしに原告が提案した新しい不法行為責任を作るのは、司法制度上、不適切であり、賢明ではないということを示すだろう。

原告の主張において唯一科学的な根拠になっているのが、心理学者であるマーガレット・シンガー博士と、精神医学者のサミュエル・ベンソン博士による証人申請された専門家証言である。彼等は強制的説得を次のような過程と定義する。教会の勧誘者が潜在的な入信者である一般人に対して社会的影響力を組織的に操作し、被勧誘者から自由意志と判断能力を失わせる過程である (Declaration of Margaret Thaler Singer, Ph. D., July 6, 1983 (“Singer Declaration”) at 3 (R.754); Declaration of Samuel G. Benson, M.D., June 30, 1983 (“Benson Declaration”) at 1 (R.765))。

シンガー博士とベンソン博士は、「社会的影響力を組織的に操作する」ことが何を意味するのか、それが人の意志をどのように威圧するのかに関してヒントをあげるにとどまっている。しかし、この強制的と称する過程の一つの決定的な特徴は、被勧誘者に対する過度の愛情、お世辞、善意の表現である

ことが分かる。この組織的な操作という申し立ての含意する他の特徴は、祈祷時間の多さ、宗教的課題の講義と内容補足の議論、教会員が被勧誘者をまめに世話すること、極めて組織化された娯楽活動、歌やハイキング等のグループ活動、被勧誘者が罪を感じるように討論をし向けることなどである(註3)。

原告の強制的説得論が意味を持ちうるかどうかは、この専門家による証言を認めるかどうかにかかっている。もし、それが認められなければ、原告は強制的という主張に対する何らの事実的根拠を持たないことになる。法廷助言者は、精神衛生の専門家と社会学者による専門家としての証言が最先端の知識に関わる問題に直面している法廷に有益な指針を与えられると確信している。そういうわけで、心理作用に対する環境の効果を申し立てている本件において、心理学的証言を証拠採用すべきではないと軽々に論じようとは考えていない。

しかしながら、法廷助言者が第Ⅰ部で示すように、本件において、原裁判所がシンガー博士とベンソン博士の証言を除外したのは正当であった。二人の証言は、カリフォルニア証拠法 801 条で発布された許容性テストに組み込まれた信頼性と妥当性の基本的な科学的基準に合致していないのである。とりわけ、シンガー博士とベンソン博士の出した結論は、いかなる意味においても科学的ということができない(I-B)。また、結論を導出した方法論は、信頼できるか妥当な結論を生み出すことができる当該分野の専門家集団において、一般に受け入れられている方法論とはかけ離れたものであった(I-C)。科学的な正当性を失えば、原告によって申し立てられた強制的説得という「科学的主張」は、統一教会の信念と実践に対して一般人が下した否定的評価以上のものではなくなるのである(I-D)。

第Ⅱ部において、法廷助言者は、仮に原告が信頼できる事実を提示したとしても(できなかったが)、彼等が論じる法理を採用すれば、乗り越えられない障害に直面することになることを示したい。本件において原告は、集団瞑想や祈祷、布教、罪の告白、霊的浄化への精進といった統一教会における主要な宗教活動に不法行為責任を課すことのみを求めている。「信教の自由」を保証した憲法修正第一条によれば、政府は宗教活動を規制することはできず、

それが可能であるのは、規制のやむにやまれる理由を示すことができた場合のみである。原告は本件においてそのような主張をしていないし、原告の主張を正当化するような公衆衛生、社会的安寧を確保する政府のやむにやまれる利害もない。統一教会に責任を課すことは、政府が宗教を規制するという差別的な適用を意味することになる。これらの理由で、原告の新奇な法理を採用することは、憲法修正第一条の宗教の自由を侵すことになるだろう(II-A)。原稿の新奇な法理はまた、法体系の基本的な前提と相容れないし、この理由からも、認められるべきではない(II-B)。

こうした憲法修正第一条の壁と、原告が主張する事実と法的理由の薄弱さを考えれば、法廷助言者は本法廷に、従来の判決の原則に沿って、原告が申し立てる新奇的訴訟理由を認めることなく、憲法上の問題を回避すること勧めるものである。参照。Ashwander v. TVA, 297 U.S. 288 346-348 (1936) (Brandeis, J., 補足意見)。

議論

- I 原告が論じる強制的説得の理論は科学的概念としては意味がなく、この理論を支持するために提出された専門家の証言は正当に除外された。
- A. 科学の専門家による証言の許容性に関する基準

1. 法的基準

カリフォルニア州証拠法 801 条 b 項は、専門家による証言に関して次のように述べている。「事柄に応じて、専門家に依頼し、それにより問題の対象について意見を形成することが理にかなっているような場合」この箇所を解釈するにあたって、本法廷は、科学的証拠の許容性を判定する際に、Frye v. United States, 293 F. 1013, 1014 (D.C. Cir. 1923) のフライ基準として一般に認められたものを適用している。People v. Kelly, 17 Cal. 3d 24, 30-34, 130 Cal. Rptr. 144, 549 P. 2d 1240 (1976) フライ基準の意味はこうである。「法廷は、十分に認知された科学上の原則や発見から推論をしていく専門家の証言

を証拠として採用できるが、その際に、その推論がなされるやり方は、特定分野の専門家に広く受け入れられるほどに確立したものでなければならない。」〔Frye v. United States, 293 F. at 1014. 参照 *Huntingdon v. Crowley*, 64 Cal. 2d 647, 653-654, 51 Cal. Rptr. 254, 414 P. 2d 382 (1966); *People v. Roscoe*, 168 Cal. App. 3d 1093, 215 Cal. Rptr. 45 (1985); *People v. Marx*, 54 Cal. App. 3d 100, 126 Cal. Rptr. 350 (1975)〕。本法廷では、精神衛生の専門家から証言を得る際の許容性をはかる適切な基準として、フライ基準を何度も適用している〔*People v. Bledsoe*, 36 Cal. 3d 236, 247, 203 Cal. Rptr. 450, 681 P. 2d 291 (1984); *People v. Shirley*, 31 Cal. 3d 18, 53, 181 Cal. Rptr. 243, 641 P. 2d 775 (1982) (註4)〕

フライ基準の許容性限界を満たすために、専門家証言を提言するものは証明済みの信頼性を示さなければならない。参照〔*The Psychologist as Expert Witness: Science in the Courtroom*, 38 Md. L. Rev. 538 (1979)〕。この義務の中身は、専門家の方法論や技術が当該分野で認知された専門家の中で一般に認められるものである、と立証することである〔*People v. Marx*, 126 Cal. Rptr. at 355〕。専門家の方法論が一般的に認められているかどうかを判断するために、法廷は当該分野の専門家達により承認された学術雑誌で専門家の意見を確認することができる〔*People v. Bledsoe*, 36 Cal. 3d at 250; *People v. Roscoe*, 215 Cal. Rptr. at 49〕。この許容性のテストは、精神衛生の専門家証言にも十分適用できる。精神衛生の専門家証言は、かなりの程度許容性テストに合致するだろう。そして、「精神医学と心理学は厳正科学とは言えないにしても、陪審員が特定の見解を評価するにあたって、基礎的知識を提供するべく、十分な信頼すべき情報を与えることができる」という合意された見解を法廷助言者は認めるものである〔*Towns v. Anderson*, 195 Colo. 517, 519, 579 P. 2d 1163, 1164 (1978)〕。このような証言の完全性を確保することが肝心である。この州の裁判所は、ごく一般の陪審員が科学的専門家を装った証言を無批判に追認してしまう危険性があることを繰り返し述べている〔*People v. Bledsoe*, 36 Cal. 3d at 251 (フライ基準を満たさない心理学の証言は、「特別な信頼性と信憑性のオーラを作り上げることで、不公平な偏見を

助長する」) *People v. Roscoe*, 215 Cal. Rptr. at 48 (同様)]。本件のように一方に対してのみ偏見と敵意が社会的に蔓延しているような場合、一般の陪審員が、社会一般の敵愾心を確認するために、科学的と称する主張を受け入れやすくなる状況があるので、このような危険性の可能性が高まる。こうした状況において、法廷は専門家証言の許容性を監視する義務を、特段の注意を払って成し遂げなければならない。

2. 科学的基準

801条に定めた許容性のテストは、信頼性と妥当性に関する専門的基準を組み込むものであるため、本件における許容性の法的問題を解決するのには、科学的方法論に関する理解が欠かせない。信頼における社会科学、行動科学者は、科学的検討の適切な結論に基づき、法廷において許容可能な専門的助言をなしうる。科学的検討とは、「観察から導き出された客観的知識を追求することである。」「科学的研究の中心は原因の探求である。」〔J. Neale and R. Liebert, *Science and Behavior: An Introduction to Methods of Research* 9-10 (1980) (以下 *Science and Behavior*)]。しかし、科学者は特定の条件においてのみ、観察された現象に対して、因果的説明を自信を持ってなすことができる。

科学的調査であるかどうかは、経験的世界にある事実、つまり、我々が実際に確認可能ななものかを扱っているかどうかである〔J. Monahan and L. Walker, *Social Science in Law* 33-34 (1985) (以下 *Social Science in Law*)]。仮に、ある事柄に関する主張が、直接観察する方法によって探求できない場合、それは科学的研究の対象ではない〔Neale & Liebert, *Science and Behavior*, (前掲書), at 9 (註5)]。

科学的探求は、観察可能なものを測定することで、主張の正当性を確認されなければならない〔Monahan & Walker, *Social Science in Law*, (前掲書), at 34.]観察と測定の妥当な方法は、自然界と全く同じである実験室の中に限定されてはいない。例えば、複雑な人間と社会の行動を研究する社会科

学，行動科学は，自然界において，ある事象の発生と観察された現象との間の相関関係を決定する変数間の関係だけを調べることができる。しかし，いかなる因果的説明の妥当性も経験的事実に基づくのである。もし，ある主張が観察も測定もできないようなものであれば，それは確認も反論もされないのである。テスト不可能な主張は科学的妥当性を持たない〔参照，J. Ziskin, *Coping With Psychiatric and Psychological Testimony* 65 (1981)（「科学の際だった特徴は，科学は科学的知識をテストできるということである。」）或いは，以下を参照。I. Horowitz and T. Willging, *The Psychology of Law: Integrations and Applications* 22 (1984)（「観察と実験によって知識を生産し，検証することを重視する実験方法は，実験心理学の要諦である。」）〕。

もちろん，法廷に供するにあたっては，科学的分析は観察できる現象についての信頼できる結論を生み出さなければならない。科学的方法論を実践する際，信頼性は，信頼性（reliability）と妥当性（validity）という2つの要素から記述される。特定の方法論的アプローチは，それが一貫した結論を生み出す程度に応じて信頼性が検討され，方法論自体は，それが測定されるべきものを正確に測定しているかどうかで妥当性が検討される〔Monahan & Walkker, *Social Science in Law*, (前掲書), at 43-45〕。それに対して，妥当性は二つの側面を持つ。内的な妥当性とは，方法論とそれに基づいた分析が，研究者によって導かれた推論を正当化するに十分であると認められるかどうかに関わる。つまり，方法論が，観察される結果に関して，もっともらしい対立仮説群を排除するように設計されているかどうかである〔前掲書参照。45-50〕。外的妥当性とは，研究の知見が一般化される程度に関わっている〔前掲書，50〕。外的妥当性，或いは「一般化」を測定するために，科学者は，その知見が次のような諸点において一般化されるかどうかを考察する。1）一般化された場合，当の研究対象の人々が，一般の人々と重要な点において異なっていないかどうか。2）調査研究に直接関わらない状況に，それらの知見を適用していないかどうか。3）時間が経過しすぎていないかどうか。このように研究の信頼性と一般性を考慮することで，個々の研究者が共通の結論に至ることが可能になる。先行研究を追試する研究が増え，異なった方法

論の研究群が共通の仮説を支持するようになるほど、データのゆらぎや異常によって知見を説明する可能性が減ってくるのである〔Monahan & Walker, *Social Authority: Obtaining, Evaluating, and Establishing Social Science in Law*, 134 U. Pa. L. Rev. 477 (1986)〕。

法廷助言者は、当該学会の強い了解事項によれば、シンガー博士、ベンソン博士の証言を排除する法廷の決定を支持すると主張するものである。なぜなら、両名の証言は、当該学会における一般的な了解の基準に合致していないからである。二人の理論は、学会において新しいものではない。当学会は、十分な精査の結果、二人の理論的仮説、方法論、結論の全てを認めなかった。物理的暴力と脅しを欠いた「社会的影響力の組織的操作」によって個人の自由意志が強制的に奪われるという主張は、経験的事実を欠き、他の研究者によって確認されていないものである（I-B）。シンガー博士とベンソン博士が結論を導き出した際に採用した方法論に関しても、当該分野の殆どの研究者によって否定されている。

B. 原告が論じる強制的説得の理論は科学に関わる学会では受け入れられない。

1. シンガー博士、ベンソン博士の結論は、当該分野の学会では科学的な結論とは認められない。

科学の観点から言えば、自由意志と呼ばれる言いようのない人間の性質に、強制的な行為がどのような効果をもたらしたのか、これを測定することは極めて難しいし、理にかなったやり方ではないというものさえいるだろう。仮にやるとしても、科学者は自由意志が何であることを定義し、環境が自由意志にどのように影響するのかを記述し、自由意志が圧倒されるほど効果が大きい臨界点を決めなければならない。このような研究においては、人間存在の哲学的深みに入らざるをえないし、そうした意味において自由意志を定義し、議論する権威があると主張する真面目な研究者はいないだろう〔参照。Balch, *What's Wrong With the Study of New Religions And What We Can Do*

About It, in *Scientific Research and New Religions* 25 (B. Kilbourne, ed. 1985) (「記述的なラベルとして、洗脳という言葉は全く意味がない。なぜなら、自由と支配というつかみ所のない問題について検証不可能な仮説を立てているからである。」) (註6))。

信頼できる科学者が行いうることは、環境刺激に対する観察可能な反応の幅を測定することである〔参照、I-A. 2〕。科学的見地からいえば、強制とは、ある環境において多くの人々が示す行動がある範囲に限定されることから推定される、一つの外的環境の特徴である。統計学的な意味において強制を測定するとき、心理学やその他の行動科学者は、ある刺激が、多くの人々が一般的に示す行動の範囲にどの程度影響を与えるのかを測定することで、特定の刺激の組み合わせを強制的程度として推定することができる。例えば、乞食の身なりをしたものが金を恵んでくれと言ったとき、少し与える人がいたり、多くあげる人がいたりするが、大多数の人々はそのまま通り過ぎる。物乞いは強制ではないことがわかる。しかし、路上強盗が犠牲者の喉元にナイフを突きつけて、金を出せといったとすれば、多く的人是は出すだろう。武装した強盗はより強制力を持つ。

科学者は、普通の乞食に対する平均的な行動反応と、武装した強盗への平均的な反応との相違を、観察不能な「意志」と呼ばれる漠然としたものの効果に帰属させない。それは二つの状況に典型的に見られる行動反応の幅に関する経験的な事実の問題である。もし、他の行動が可能であるにしても、特定の刺激群の下におかれた大多数の人々の反応が殆ど差異を示さないという経験的事実があれば、その刺激群は効果的な統制効果を持つといえるだろう。逆に、特定の刺激群の下におかれた人々が様々な幅のある行動をした場合には、その刺激群が強制的であったとは科学的にいえないのである。

原告の強制的説得論を科学的に評価すれば、その信憑性は跡形もなく消えてしまう。経験的社会科学における重要かつ定評のある研究によれば、原告が「強制的説得」と記述した過程を経験した大多数の人々は、それが数週間に及ぶものであったとしても、統一教会への加入を選択しなかった、という事実が提示される。統一教会による新規勧誘セミナーの研究が明らかにした

ことは、平均すれば、統一教会のワークショップに参加した 10 人に 1 人も入会に至らず、2 年後に教会に残っているものは 20 人に 1 人以下だということである〔例えば、Barker, *The Making of a Moonie* 146 (1984) (1979 年に実施された 1000 人以上の被勧誘者を対象とした調査では、10%弱の人が 1 週間以上、教会に加入することに合意し、2 年以上、メンバーであったのは 4 % 以下であった。)。Galanter, *Psychological Induction into the Large Group: Findings from a Modern Religious Sect*, 137 *Am. J. Psychiatry* 1575 (1980) (1 週間以上加入したものは 9 % 以下、1 年以上のものは 6 % 以下である。); Bird & Reimer, *Participation Rates in the New Religious Movements*, 22 *J. for the Scientific Study of Religion* 1, 1-21 (1982); S. Levine, *Radical Departures* (1984). Saliba, *Psychiatry and the New Cults: Part I*, 7 *Academic Psychology Bulletin* 39, 51-52 (1985) J. Melton & R. Moore, *The Cult Experience* 44 (1982) D. Anthony & T. Robbins, *New Religions, Families and "Brainwashing"*, in *In Gods We Trust* 263, 264 (1981) (hereafter *New Religions*); Richardson & Kilbourne, *Classical and Contemporary Applications of Brainwashing Models: A Comparison and Critique* 29, 31, in *The Brainwashing/Deprogramming Controversy* (D. Bromley & J. Richardson, eds. 1983)〕。

マーガレット・シンガー博士が *Dole v. Holy Spirit Association*, No. 554520-8, February 23, 1984, at 83-84 の供述書記録において、これらの統計的数値が真実のものであると認めていることを前提にすれば、ここから導かれる唯一の科学的な結論は、統一教会における回心過程は強制的なものではないということになる。教会の勧誘行為は少なくとも 90% の人々を回心させることに失敗したばかりか、大多数の人々に回心することを思いとどませたのである。さらに、原告の専門家証人が心理操作として特徴づける環境に、統一教会加入者が留まっていたにもかかわらず、最初に加入させられた大多数の人々が、数ヶ月、1 年の後に去っていくのである(註 7)。こうした数値は驚くべきことである。回心過程を経験したグループ、つまり、ワークショップに参加することに同意した人々は、一般の人々よりも精神的充足を

より求める傾向にあったはずだからである〔Barker, Making of A Moonie, (前掲書), at 147〕。そうすると、シンガー博士とベンソン博士の主張である、統一教会の回心過程は強制的であるという議論は誤りであることが分かる(註8)。

また、証言は、統一教会に加入することを決断した少数のものにとっては心理学的に強制的である、ということもいってはいない。統一教会の回心過程は大多数の人々にとって強制的でなかったのであるから、単独で或いは交互作用として統一教会による回心過程と関係する幾つかの説明変数によって、その少数の個人が統一教会加入を決断した理由を説明しなければならない〔Id. at 144-45〕。例えば、勧誘行為に対して好意的に反応する共通の特徴を有した下位集団を定義することで、それは可能になろう。仮に、証言者が、この下位集団は統一教会に加入させられる回心過程において、典型的な反応をするということを類型的に示すことができれば、ある条件の下では、特定の下位集団に対して強制的になる刺激群であったという科学的議論を提示することもできよう。しかしながら、シンガー博士とベンソン博士は、そのような定義も、分析も提案されなかった。両氏は、統一教会による回心過程は固有の性質として強制的である、という誤った主張を繰り返すのみである。

さらに、仮に、行動科学者が統一教会に加入することを決意したものを、決意しなかったものから区別するために、決意した人間の特徴群を取り出すことができるとしても、そのような回心者を見つけたということ、統一教会に不法行為責任が課せられることの十分な理由とはならないであろう。ある特性を持った人々が統一教会に入りやすいということの証明は、それらの人々が自由意志を奪われたという証明にはならないからである。そのような下位集団に特徴的なもの、探求心とかコミュニティ願望などは、下位集団が宗教経験に感化されやすくなるものではあろう。科学者は、統一教会の回心過程を、こうした傾向を持つ大多数の人々が加入するという意味で説得的とみなしうるかもしれないが、このような見解はそれ自体で勧誘行為に法的に反対することを正当化するものとはならない。実際、宗教的経験を予め求めているような人にとって、統一教会に加入するという決定は合理

的なものである。このように、説得の能力が極めて優れていたということがそれ自体で不法行為責任を課す理由にはならない（註9）。

説得を受けたものに共通の特徴があり、それが特別に法的保護を必要としている場合にのみ、本来的に強制的ではない説得効果に対して法的帰結を加えることを、法廷は考慮すべきである。統一教会に加入することを決断したものにそのような特徴があると、原告証言は指摘していなかった。実際にある証拠から明白なことは、個人を統一教会加入に向ける特徴は、「弱さ vulnerability」ではない〔Barker, Making of a Moonie, supra, at 235（「説得に最も弱いと考えられる人々は、非加入の人達であることが明らかになった」） Accord Richardson, The Active vs. Passive Convert: Paradigm Conflict in Conversion/Recruitment Research, 24 J. for the Scientific Study of Religion 163 (1985) Richardson, Psychological and Psychiatric Studies of New Religions, in II Advances in the Psychology of Religion 209, 217, 220 (L. Brown, ed. 1985)〕その他の研究も、統一教会のメンバーは合理的思考と選択の能力において劣っているというような指摘を反駁している〔例えば、Ungerleider & Wellisch, Coercive Persuasion (Brainwashing), Religious Cults, and Deprogramming, 136 Am. J. Psychiatry 279, 281 (1979)（「50人以上ものカルト信者、すなわち統一教会員を知能、人格、精神状態についてテストした結果、これらの被験者が、自己と自己の資産に関して適切な判断や法的決定をなす能力がない、というデータは全く出なかった。」）〕。仮に、統一教会加入者に共通の特徴を見いだすとすれば、「強烈なイデオロギー的飢餓感」であった〔Barker, (前掲書), 282〕。

自由意志は明確に表現できないし、直接的な観察や測定の対象とならないために、自由意志の剝奪として結論づけられる事柄は、極めて不正確な試みにならざるをえない。科学者が、ある人が自由意志を剝奪されたと結論づけようとするのであれば、それは科学の領域を飛び越えてしまったことになる。そのような主張は、それが測定されず、検証もされないという理由で、科学の主張にはなりえない〔II A-2を見よ〕。従って、シンガー博士、ベンソン博士が、統一教会による回心を導く過程において、原告の自由意志が圧

倒されてしまったという証言をなすときに、彼等はもはや科学者として語っているのではない。彼等の主張は根本的に信頼できないと考えられるべきである。それは哲学的推察であり、科学ではない。科学は、回心を引き起こす過程がどの程度統一教会に加入することを決意させたかについて測定することができるが、このような科学的証拠は全て強制的説得論のなす主張を反駁しているのである。

2. 原告による強制的説得の理論は当該研究の学術文献では一般的に認められない。

シンガー、ベンソン両博士は「社会的影響力の組織的操作」を「強制的説得」として記述するとき、朝鮮戦争で悪名高かったマインド・コントロールと称する技術を科学的探求の基礎に意図的に据えた。北朝鮮と中国において捕虜となったアメリカ兵が、敵の信念体系を受け入れたようにみえる理由を説明するために、大衆誌は、マインド・コントロール或いは「洗脳」の洗練された技術によって、捕虜達の自由意志と判断力がつぶされたという議論を展開した。自由意志という主張を取り入れずに、科学者のあるものは、極度の肉体的困憊を伴う監禁、長期の隔離、必需品の剥奪、肉体的拷問、殺しの脅迫などの条件の下で、捕虜のあるものは、以前に保持していたものとは全く異なる信念体系を一時的に受け入れるようし向けられた可能性があると論じた。このような状況では、敵のイデオロギーを受け入れることが生き残るために必要だったし、そのように捕虜が考えたのかもしれない〔参照。James, Brainwashing: The Myth and the Actuality, 61 Thought 241 (1986)〕。

シンガー、ベンソン両博士は、統一教会による回心は自由意志の剥奪の結果であるという主張を正当化するために、戦争捕虜に対する洗脳論の妥当性を受け入れ、統一教会信者のケースに拡大した。この分析方法は2つの欠陥を持つ。

第一に、両博士はマインド・コントロール技術の効能を尊重するために、元々の戦争捕虜研究の知見を過大視している。そのような技術は神秘的でも、

新しくもなく、大衆紙がかきたてるほど絶大の効果があるわけでもない [D. Bromley & A. Shupe, *Strange Gods* 100 (1981) (以下 *Strange Gods*). See also Richardson & Kilbourne, *Classical and Contemporary Applications of Brainwashing Models*, (前掲書), at 31-32; Robbins, *Goodbye to Little Red Riding Hood*, 10 *Update: A Quarterly Journal of New Religious Movements* 5, 6-7 (1986) (註 10)]。

第二に、両博士は、統一教会における回心行為を、朝鮮戦争の捕虜における事例と区別する決定的な要因を説明することに完全に失敗した。つまり、統一教会においては、身体上の監禁、拷問、殺しの脅し、身体的・生理的な剝奪というコンテクストを完全に欠いているのである。シンガー博士が別の側面から認めているように、身体的拘禁と虐待は戦争捕虜において身体を衰弱させる主要な特徴であった [Strasser & Thaler [Singer], *A Prisoner of War Syndrome: Apathy as a Reaction to Severe Stress*, 122 *Am. J. of Psychiatry* 998 (1956). Accord Lunde & Wilson, “Brainwashing” as a Defense to Criminal Liability: *Patty Hearst Revisited*, 13 *Crim. L. Bull.* 341, 351 (1977) (「人が逃れられない状況において、頻繁に長期間強制的な技術と説得にさらされた場合にのみ、強制的説得は発生する。」) (註 11)]。

これらの理由により、圧倒的多数の学者は、戦争捕虜におけるマインド・コントロールの仮説を、新宗教のコンテクストに拡大することに反対してきた [James, *Brainwashing*, (前掲書), at 254 (「新宗教に勧誘されたものと、中国や北朝鮮において捕らえられ、死の恐怖にさらされた捕虜を比較することほどばかげた話はない。」) Barker, *Making of a Moonie*, (前掲書), at 134 (同じように、「比較は問題にならない」) Saliba, *Psychiatry and the New Cults*, (前掲書), at 51 (「中国の捕虜モデルを適用することは欠陥だらけだ。なぜなら、新宗教運動の信者は誘拐も監禁もされていない。」) Anthony & Robbins, *New Religions*, (前掲書), at 264-265 (比較は「あり得ない。」) Solomon, *Programming and Deprogramming the “Moonies”: Social Psychology Applied*, in *The Brainwashing/Deprogramming Controversy* 179 (D. Bromley & J. Richardson eds. 1983) Robbins & Anthony, *Brain-*

washing and the Persecution of Cults, 19 J. of Religion and Health 66 (1980); Reich, Brainwashing, Psychiatry, and the Law, 39 Psychiatry 400, 403 (1976)】。

この比較が不適切であることを詳細に述べた評論がある。「新宗教の幾つかにおける生活は厳しいものだが、中国や北朝鮮で捕虜達が堪え忍んだストレスや疲労と比べるのは滑稽というものであろう。さらに、新宗教集団として有名な団体の生活は、兵役に従事している人の生活ほど厳しくはない。捕虜が受けた辱めに相当するものはない。歴史上、宗教集団が入会を認める際に象徴的な辱めを課すことを認めたとして、新宗教が要求する個人の品位を軽んじるやり方は、大学寮のしごきほどひどいものとは思われぬし、軍隊に入隊した新兵が経験するほどのものではないだろう。政治犯の尋問と比較すべきものもない。新宗教に入信したものは人格の変化について世間からとやかく言われるだろうが、人によっては、入信後、精神の状態が改善するという利点もあるのである。洗脳の一部といわれる告白という形式は、新宗教でたいした役割を果たしていない。洗脳の特徴である報酬と罰の操作に相当するようなものもない。ある信念体系を、それと競合する他の信念体系を教えずに強調するという教化のやり方がある。しかし、これは新宗教にのみ特徴的なことではなく、全ての宗教、イデオロギー集団の特徴と思われる。新宗教において信念体系を強化する際、集団的圧力が最大の役割を果たしているにもかかわらず、これは宗教的信念やイデオロギーを形成する際の特徴一般と考えられる。新宗教は信者を獲得するために既成宗教の特徴である子弟への教化よりも、大人を回心させることに熱心であるが、この点において既成宗教は新宗教よりも、子供達に対して洗脳に近い教えこみをしているのではないか。」〔James, Brainwashing, (前掲書), at 254-255〕。

このような権威ある専門家達の一致した意見は、シンガー、ベンソン博士の主張となる基本的な仮説を根底から覆す。戦争捕虜のコンテキストでは、身体拘禁と虐待が強制的説得には不可欠であった〔James, (前掲書), at 255-56〕。統一教会は監禁も暴力もふるっていないために、戦争捕虜のコンテキストから導出された仮説は、それがどの程度妥当かどうかは別にして、統

一教会における回心を説明するために一般化して適用することはできない。従って、両博士の結論に関わる概念の枠組みは、当該学会において全く認められないのである。

C. シンガー博士、ベンソン博士の方法論は科学に関わる学会では否認されてきた。

シンガー、ベンソン博士が統一教会に関する所見を出すにあたって依拠した事実は、原告を含む元統一教会信者とその家族からのインタビューから収集されたものである〔Singer Declaration at 2-3, R. 752-753 (260名の元統一教会信者 Benson Declaration at 1, R. 765 信者数は不明)〕。これらの研究から両博士は、統一教会が与える回心行為の性質と影響力、教会に加入した信者が受けた影響力について結論を出した。

法廷助言者は実際の学問的研究に従事し、信頼すべき研究の方法論に通じた専門家である。法廷助言者は、原告側の専門家証言者の方法論を調べた結果、一人がコメントを寄せているが、「シンガー博士のやり方は学問的研究の基本ルールに則っていない。」と結論づけた当該領域における学会員の判断と意見を共有している〔Saliba, Psychiatry and the New Cults, (前掲書), at 47. 例えば, Barker, Making of a Moonie, (前掲書), at 128-29; Kilbourne & Richardson, Psychotherapy and New Religions in a Pluralistic Society, 39 Am. Psychologist 237, 246 n. 1 (1984)〕。特に、両氏の方法論は、以下の3つの重要な点において、当該領域の専門家で一般に認められている基準に合致しておらず、従って信頼性を獲得することができないのである。

1. シンガー博士、ベンソン博士が依拠するデータは、文献として公表されておらず、検証できない。

シンガー博士、ベンソン博士が依拠するインタビューの殆どは、それらは記録として書類になったものではない〔Singer Deposition in Dole v. Holy

Spirit Association, (前掲書), at 85)。これらの収集されたインタビューの情報は統計的分析を加えられもせず、定評ある学会誌に公刊もされていない。その結果、両博士が非公刊のデータから導出した結論は他の専門家によって検証されないで、そうと信じて受け取るしかない。データと結論を認知された学術誌に公表することは、信頼性と妥当性を確保するために必須である。同じ分野の研究者による査読は、どのような科学の領域であっても水準を保つ方法である。シンガー博士、ベンソン博士は他の研究者が積み上げてきた関連する経験的データに言及しながら、自らの理論を説明しようとしなかった。また、自分達とは異なる経験的な方法論で強制的説得論に反論する他の研究者の知見に応答しようとはしなかった。両博士がデータを公の検証にまかせ、強制的説得論と矛盾する経験的研究の知見について釈明することがない限り、二人の結論は当該領域の学会において信頼でき、妥当なものとはみなされない〔参照、Neale & Liebert, *Science and Behavior*, (前掲書), at 13-14 (「科学的方法というものは、全ての議論が組織的な検証にさらされなければならない。」) Monahan & Walker, *Social Science in Law*, (前掲書), at 34; 参照、Saliba, *Psychiatry and the New Cults*, (前掲書), at 45 (「シンガー博士の方法論を検討してみて気づく最初の問題は、博士の調査研究が十分に記述されず、結論を急ぎすぎていることである。」)]。

2. シンガー博士、ベンソン博士が依拠する情報源は偏っている

シンガー博士、ベンソン博士は二つの情報源からデータを得ている。第一は、元統一教会信者であり、その大部分は強制的に教会から離脱させられている。第二は、元統一教会信者の家族や友人である。どちらの情報源も偏向している証言の可能性がある、そこにのみ依拠した結論を妥当なものとは考えにくい。この偏向は、強制的説得の議論と統一教会に入会したことに由来する危害の議論において著しくゆがんでいる。

常識でも分かるし、また科学的分析が確認していることでもあるが、統一教会のように信者に献身的な生活を求める運動から離脱したものの中には、

幻滅した人が多いだろう。このような人は後悔し、活動に要求された物質的犠牲や、家族や友人から引き離されていたことに憤ることもあるだろう。このような状況では、過去の経験を悪く解釈してくれることを期待するかもしれない。彼等は最初に入会しようとした決断を家族や自分自身に対して説明する時に、合理化することを求めるかもしれない。洗脳のせいで入信したと説明することで、元信者は過去の行為とそれに付随して発生した問題に対する自分の責任を教会に押しつけることができる〔Richardson, van der Lans & Derks, Leaving and Labelling: Voluntary and Coerced Disaffiliation From Religious Social Movements, 9 Research in Social Movement, Conflicts and Change 97 (1986). Accord, Bromley & Shupe, Strange Gods, (前掲書) at 203-04. Kelley, Deprogramming and Religious Liberty, 4 Civil Liberties Rev. 27, 31 (1977). 参照。J. Biermans, The Odyssey of New Religious Movements 81-94 (1986)〕。

同様に、元信者の家族や友人からの情報は統一教会に対して敵対的なものとなろう。元信者に近いものは、元信者同様に、それまで共有していた信念体系を突然振りきって入信した元信者の決断に対する説明を求めるだろう。このような人々には、多くの場合、ディプログラミングの方法を強制的に元信者にかした自分達の決断を正当化する必要もある。このような理由で、身内や友人は、意図してかしないかで、反カルトキャンペーンを支持するし、公平な観察者ではないのである〔Saliba, Psychiatry and the New Cults, (前掲書), at 46. Accord, Melton & Moore, The Cult Experience, (前掲書), at 43〕。

近年の経験的調査研究が一貫して述べていることは、シンガー博士、ベンソン博士が結論を導き出したデータに、体系的な偏向があるということである。両博士がインタビューした本件における原告を含む元信者の大半が、教会を自発的にやめていない。彼等は誘拐されたり、拉致された後ディプログラムを受けたり、カウンセリングを施された(註12)。最近の数点の研究が示すところでは、ディプログラムを受けた人は、元所属していた組織に強烈な敵意を示すか、自発的に組織を離れた人々よりもしばしば洗脳や強制的説得

という言葉を主張するということである〔参照, Lewis, *Reconstructing the "Cult" Experience*, 46 *Sociological Analysis* 151 (1986) (154名の元カルト信者中, 42名が元統一教会信者); Wright, *Post-Involvement Attitudes of Voluntary Defectors from Controversial New Religious Movements*, 23 *J. for the Scientific Study of Religions* 23 (1984); Galanter, *Unification Church ("Moonie") Dropouts: Psychological Readjustment After Leaving A Charismatic Religious Group*, 140 *Am. J. Psychiatry* 984, 986 (1983) (66名の元統一教会信者); Solomon, *Integrating the "Moonie" Experience: A Survey of Ex-Members of the Unification Church*, in *In Gods We Trust* 275 (1981) (100名の元統一教会信者).〕。

ディプログラムされた元信者の大半が, 自らの入信を統一教会による強制的説得の結果と主張するのに対して, 〔Lewis, *Reconstructing the Cult Experience* (前掲書)〕, 自発的に離れたものの殆どはそのような主張をしない〔Wright, *Post-Involvement Attitudes* (前掲書)〕。これらの研究が示すことは, 「脱会者が洗脳イデオロギーを表明することは, ディプログラム過程において重要な経過点である。」〔Lewis, *Reconstructing the Cult Experience*, (前掲書) at 157 同見解は, Solomon, *Survey of Ex-Members*, (前掲書) at 289. 参照。Barker, *Making of a Moonie*, (前掲書) at 129.〕。シンガー博士は英国の法廷で「ディプログラマーは現役信者達に, 彼等がマインド・コントロールや洗脳によって, どのようにしてアイデンティティの移し替えが行われたのかのを説明する」と証言している〔(前掲書) at 129〕。ディプログラミング過程では洗脳の説明を強調することと, ディプログラムを受けた元信者が強制的説得を主張し, 自発的離脱者はそうではないことを併せて考えると, シンガー博士, ベンソン博士が観察したものは, 統一教会との関係を絶つことを求めた人物によるディプログラムの効果であって, 統一教会による回心過程の効果ではなかったことがよく分かる〔Lewis, *Apostates and the Legitimation of Repression* 21 (Institute for the Study of Religion, G. Melton ed. 1986) (「反カルト団体によりカウンセリングを受けた脱会信者を中立的証人とみなすことは極めて疑わしい。」)。Coleman, *New Religions*

and “Deprogramming;” Who’s Brainwashing Whom?, in *Cults, Culture, and the Law* 71 (1985) (「ディプログラムの過程は、統一教会の回心方法以上に、朝鮮戦争捕虜収容施設で行われたマインド・コントロールに近いのだという指摘がある。」)】。

ディプログラムされた元信者とその関係者からのみ情報を引き出し、それを額面どおりに受け取ることで、シンガー博士、ベンソン博士は、知見の内的・外的妥当性を根底的にゆるがす体系的な偏向を調査に入れてしまったのである（註14）。Point I.A.2を参照のこと。科学ではこれを「選択の問題」に由来するゆがみと呼んでいる〔参照。Monahan & Walker, *Social Science in Law*, (前掲書) at 53-54 (選択の問題は「調査研究より得られた推論の妥当性への深刻な脅威となる。」)〕シンガー博士、ベンソン博士のこの方法論は、厳しい批判にされされてきた〔例えば、Barker, *Making of a Moonie*, (前掲書) at 128 (「このような証拠にのみ依拠する心理学者は、調査方法の基本的な原則を無視しているのだ。」) Saliba, *Psychiatry and the New Cults*, *supra*, at 45-46 (「シンガー博士の方法論における第二の問題として、博士が収集したカルトのデータには公平性、客観性が欠けている。」) Balch, *The Study of New Religions*, (前掲書) at 30-32 Lewis, *Apostates*, (前掲書) at 22 Richardson, et al., *Leaving and Labelling*, (前掲書) at 176 & n. 8 Richardson, *Methodological Considerations in the Study of New Religions*, in *Divergent Perspectives on the New Religions* (B. Kilbourne ed. 1985) at 134 Richardson, *Psychological and Psychiatric Studies of New Religions in II Advances in the Psychology of Religion* 220 (L. Brown ed. 1985) Robbins, *Goodbye to Little Red Riding Hood*, *supra*, at 7 Richardson & Kilbourne, *Classical and Contemporary Applications of Brainwashing Models*, (前掲書) at 38 Kilbourne & Richardson, *Psychotherapy and New Religions*, (前掲書) at 246 n. 1 Lewis & Bromley, *The Cult Withdrawal Syndrome: A Case of Misattribution of Cause* 26 *J. for the Scientific Study of Religion* (1987) (近刊)】。

シンガー博士とベンソン博士の結論をゆるがす「選択の問題」は、科学的

探求の第一原則を守らなかったことからきた。つまり、コントロール集団との比較をしなかったのである。例えば、シンガー博士、ベンソン博士が、統一教会を自発的に離れた元信者の態度を調査していたならば、統一教会の勧誘方法の性質と統一教会における生活の効果についての結論を導いた事実に関わる体系的なゆがみが明らかになり、修正されたはずである。このような調査は、ディプログラムが明確な心理的危害を加えるものかどうかという問題をも扱えたであろう。さらに、両博士が、統一教会のセミナーに参加したけれども加入しなかった人々を調べたならば、統一教会の実践がほんの一握りの人々にしか影響を与えていないのはなぜか、ということの説明することもっとできたであろう。しかし、両博士はこのような重要なコントロール集団との比較を方法論の中に入れなかったのである。

離婚した人にインタビューする時、結婚の制度や離婚した相手の道德観などについて中立的な証拠が出てくることが期待できないのと同様に、ディプログラムされた統一教会員へのインタビューから、統一教会の回心過程に関する中立的な証拠が出てくことは期待できない。シンガー博士、ベンソン博士により提唱された仮説は、比較分析を欠いているために、偏向したデータに依拠した無知な推測の域を出ない。

3. シンガー博士、ベンソン博士は元統一教会員に発見されたと主張する危害が、統一教会へ入会したことによってひきおこされたということを示していない。

シンガー博士、ベンソン博士は、彼等がインタビューした統一教会元信者を特徴づける精神疾患の症状を記録している。両博士は、統一教会の会員になったことが原因としているが、この結論は2つの理由により妥当ではない。

第一に、シンガー博士、ベンソン博士は、教会員であることと、鑑定された危害との相関関係を述べるための信頼できる根拠を示していない。相関ありと主張するのであれば、両博士は、観察された疾患の発生割合が、教会員において、教会員と同じ年齢、性別、社会的地位にある一般社会の人々より

も高いということを示さなければならない〔Barker, Making of a Moonie, (前掲書) at 132〕。両博士はコントロール集団との比較対照をやっていないために、これができていないのである。I-C-2を見よ。

第二に、相関関係の存在を前提したとして、教会員であることが観察された疾患の原因であったという主張は、それ以外の危害の説明要因を考慮していないために、妥当ではない。それは、因果関係と相関関係を同じだといっているようなものである。例えば、両博士の方法論は、4つの明快な他の説明方法を考慮していない。1. 観察された疾患は入会前からあったのではないか、2. 疾患と会員であることとの関係は、第三の媒介的要因によって説明されるのではないか、3. 疾患は、ディプログラムにより発症したものではないか、註13参照、4. 疾患は教会脱会後に、新生活に適應する段階で発症したものではないか。

観察された相関関係に可能な別の説明を加えてみるということをしなかったために、科学研究のもう一つの原則が破られた。「社会科学において、二変数間に相関が見られたとき、そこに因果関係を想定してしまいがちである。この仮定は、観察された関係が他のやり方で合理的に説明される場合には成立しない。従って、因果的推論には、他の可能な対立仮説をコントロールできる研究デザインが必要である。」〔Neale & Liebert, Science and Behavior, supra, quoted in Monahan & Walker, Social Science in Law, (前掲書) at 54-55〕

主張された相関関係に対して、同じ程度に説得力のある解釈をしてみるならば、観察された精神疾患は教会に入る前から存在し、そのために入会したのではないか。シンガー博士、ベンソン博士は、この対立仮説を排除できていない。社会科学では、原因と結果について不確実であることを「方向性」の問題と呼んでいる。両博士は、家族関係に問題があった等の他の要因が、独立に、教会員であることと心理的疾患のそれぞれの原因になったのではないかといった可能性も排除できていない。社会科学ではこれを「第三変数」の問題と呼ぶ。両博士は、観察された心理的疾患が、ディプログラムや、宗教的生活から世俗的生活に環境が変化したこと等の、別の相関変数によって

独立に発生したのではないかという可能性も排除できていない〔Melton & Moore, *The Cult Experience*, (前掲書) at 57 Saliba, *Psychiatry and the New Cults*, (前掲書) at 46 (「人が人生の転換やコミットメントの対象を変える時などは、優柔不断等、再帰に伴う問題がおきる。それらは人生上の問題であり、カルト問題ではない。」)〕。

シンガー博士、ベンソン博士が観察された相関関係から導き出した結論は、以上のように、研究の方法論が科学的研究の基本的水準に達しておらず、憶測でしかなかったという理由で、妥当ではない。この理由において、両博士を批判する学者がいる〔例えば、Melton & Moore, *The Cult Experience*, (前掲書) at 57 Saliba, *Psychiatry and the New Cults*, (前掲書) at 45-56 Kilbourne & Richardson, *Psychotherapy and New Religions*, (前掲書) at 246 n. 1 Balch, *The Study of New Religions*, (前掲書) at 29.〕。現役信者或いは元信者に関する方法論的に優れた研究が、両博士が展開した心理学的危害の仮説を支持しないのことに驚くことはない。統一教会のような新宗教組織に加入することが、本人から心理学的抑圧を取り除くことがあると指摘する多くの文献がある〔例えば、Deutsch and Miller, *A Clinical Study of Four Unification Church Members*, 140 *J. Am. Psychiatry* 767, 769 (1983) Galanter, *Charismatic Religious Sects and Psychiatry: an Overview*, 139 *Am. J. Psychiatry* 1539 (1982). 参照。Melton & Moore, *The Cult Experience*, (前掲書) at 42 T. Ungerleider, *The New Religions* 15-16 (1979). Cf. Griffith, Young & Smith, *An Analysis of the Therapeutic Elements in a Black Church Service*, 35 *Hosp. and Com. Psychiatry* 464 (1984) (同様の知見). (註 15)〕。ディプログラムされたものは、自発的に新宗教を離脱したもののよりもはるかに感情的な抑圧を訴えやすいという研究もある〔Lewis & Bromley, *The Cult Withdrawal Syndrome* (前掲書) (註 16)〕。

D. 科学的論証が不十分であるということを考えると、強制的説得という原告の主張は、原裁判所が結論づけたように、科学的装いをこらした否定的な価値判断にすぎない。

統一教会のような新宗教に加入することを決意すると、劇的な人格変容が生じる、或いは生じているように見える。教会員が神の意志と信じていることに対して全面的に献身すれば、教会員の時間、エネルギー、金銭の大半が必要とされる。教会員は既存宗教の人達には考えもつかない、異質な信念・儀礼に従っている。このような生活全般にわたる変化は、実際にやってみたものでなければよく分からないものである。教会員が誰からの強制も受けずに、献身を求められような生活や既存宗教から外れた信念体系を選択したということは、なかなか考えられないだろう。

シンガー博士、ベンソン博士は、専門家証言において、このような劇的な変化を理解するための科学的な説明を提供したと主張する。原告のように統一教会に加入したものは、この特異な生活を自由に選び取ったのではなく、心理学的強制により加入させられたのだという。法廷助言者は、これまで述べたような理由により、こうした主張に何ら科学的根拠がなく、この主張を展開する専門家証言を法廷から除外したのは適切であったと信じる（註17）。

統一教会の事例に適用された、科学的な正当性がはぎ取られた強制的説得論は、人が統一教会の信念体系と生活様式を選択できたという事実を認められないといっている以上のものではない〔Robbins, “Uncivil” Religions and Religious Deprogramming, 61 *Thought* 277, 280 (1986) (マインド・コントロール仮説には、「単に熱心に宗教活動を行っていたに過ぎないとみなされる行動や過程に対して、否定的な臨床的解釈が含まれることが多い。）」〕。換言すれば、統一教会の信仰と実践に対する否定的な評価を世俗の人間がしてみたというものでしかない〔参照, Anthony and Robbins, *New Religions, Families, and “Brainwashing”*, in *In Gods We Trust* 263, 266-267 (1981) Richardson, *The “Deformation” of New Religions: Impacts of Societal and Organizational Factors*, in *Cults, Culture and the Law* 163, 164 (1985) Balch, *The Study of New Religions*, (前掲書) at 25〕。本件で法廷が述べているように、「両博士は、原告達は説得されてしまったために自由に考えられなかったのだという結論が先にあって、そこから勧誘方法を認めがたいという理由付けを行ったように思える。」〔引用 in 179 Cal. App. 3d at 466 n. 9〕

一つの宗教組織の信仰内容や儀礼の特徴を認めると多数派から反感をかうという理由で、原告の理屈を認めると、その宗教団体に不法行為責任を課すリスクを負うことになる。予審法廷は、801条に基づいて専門家証言に対する監督権を行使し、陪審員に信頼できない、偏見に満ちた証拠を提出することを拒否して、本件においてこのようなリスクを犯す危険性を取り除いた〔参考、カリフォルニア証拠法 352（「法廷は、ある証拠を認めることで不当な先入見を引き起こす可能性があり、それが証明力のある価値を実質的に凌駕するような場合は、そのような証拠を除外する裁量権を有する。」）〕。

II 原告が論じる強制的説得の理論を認知することは、合衆国憲法修正第一条を犯すことになり、法体系の基本的前提を損なうことになる。

A. このような条件で不法行為責任を課すことは、憲法修正第一条にある信教の自由の項目を侵すことになる。

原告は、統一教会に対する申し立てを中立的な科学の装いの中に隠した。彼等の主張は、「社会的影響力の組織的操作」によって個人が統一教会への加入を強制され、教会生活によって心理的危害を被ったというものである。しかし、この科学の覆いによって、原告の新奇な不法行為責任論が提起する宗教的自由への脅威を曖昧にしてはならない。「社会的影響力の組織的操作」として原告が記述する過程は、統一教会の宗教的実践の核心部分であり、どのような宗教にもあるものである。聖歌を歌う、精神的浄化のために断食する、経典を学習する、説教を聞く、罪を告白する、集団で祈る、献金を請うたり、その他の宗教的資金調達活動を行ったり、布教するなどの行為である。統一教会の教義が定めた教会生活、つまり、断食、資金調達活動、布教、贖いから危害がもたらされたというのである。原告の申し立ては、このように憲法修正第一条において最高位の利害に関わるものである。

憲法修正第一条は、恒久の国家的原則として、宗教の自由を保障し、良心の自由をうち立てる。個人の信念の領域は国家権力より上位にある〔「異端審問は合衆国憲法には無縁である。」 United States v. Ballard, 322 U.S. 78, 86

(1944))。しかし、憲法上の保護は個人の信念に関わるものに限定されない。宗教の「自由な活動」を保障すること、すなわち、憲法条文の文言では、信仰的理由に基づく行為も保護している[「宗教的活動の自由権には説教し、布教し、その他の宗教的活動を行うことも含まれている。」McDaniel v. Paty, 435 U.S. 618, 626 (1978) (Burger, C.J.) (複数意見)。参照。Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205, 220 (1972) (Burger, C.J.) (「憲法修正第一条第一項により保護された行為の領域があり、それは国家の支配権を超えている。法が一般的に適用される領域においてすらである。」)]。これらの判例が認めるように、共に祈ること、個人的献身、慈善活動、清浄さの追求など、宗教的实践のみが宗教的信念を維持し、深める〔参照、Wisconsin v. Yoder, (前掲書), at 220 (「信念と行動は厳密に区別することができない。」)]。

宗教的实践は時に、公衆衛生と社会の安寧を守るために必要な措置を取るという国家の見解と対立することがあるため、国家は、宗教实践に間接的に影響を与える中立的な規制を加える権限を持たないわけではない〔例えば、Bowen v. Roy, ___ U.S. ___ 106 S. Ct. 2147 (1986) (社会保障番号の使用に関して宗教上の免除はない) United States v. Lee, 455 U.S. 252 (1982) (社会保障制度への加入に関して宗教上の免除はない) Reynolds v. United States, 191 U.S. 367 (1878) (複婚禁止の規定に宗教上の免除はない)]。しかしながら、これらの判例が示していることは、政府が受益者に対して義務を課すという場合に、行政的手続きは、それが政府のやむにやまれぬ利害を達成するために必要であるという条件でのみ、宗教的信念に動機づけられた行為に介入しうることである〔Bowen v. Roy「この問題について語られ、書かれてきたことの要点は、最高位の利害があり、それなしには達成できないという場合のみが、宗教の自由な活動という正当な主張を抑えることができるということである。」Wisconsin v. Yoder, (前掲書) at 215. Accord Thomas v. Review Board of Indiana Employment Security Division, 450 U.S. 707, 717-718 (1981) Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398, 406 (1963)]。

さらに、仮に政府が最高時の利害を守ることを求める場合、規制はそれが「中立的で普遍的に適用可能な」ものである場合にのみ許容される〔Bowen v.

Roy, (前掲書) 106 S Ct. at 2154]。このように自由な宗教活動に付帯的な負荷のみ課される。すなわち、政府は、宗教的信念によって動機づけられた行動であろうとなかろうと、禁止された行為がなされれば、いつでもそれを規制しなければならない。政府が宗教実践を直接禁止したり、宗教という理由で差別的に不法行為責任を課したりするのであれば、そのような行為は極めて稀な例外をのぞいて、憲法修正第一条の信教の自由条項を侵すことになる。宗教実践を違法とするような政府の行動には、厳密な法的検討がなされるべきである〔Braunfeld v. Brown, 366 U.S. 599, 606 (1961). Accord, Bowen v. Roy, supra, ___ U.S. at ___ & n. 14, 106 S. Ct. at 2154 & n. 14〕。

慣習法上の不法行為責任を課すことは、行政上の規制同様に、宗教活動に効果的な制限を与えるものである。従って、不法行為責任を課するという決定は、憲法修正第一条が保障するものと合致しなければならない〔参照、NAACP v. Claiborne Hardware Co., 458 U.S. 886 (1982); New York Times v. Sullivan, 374 U.S. 276 (1964)〕。政府が宗教活動の自由に制限を課す際、審査を行っている法廷は、「合衆国が追求している利益を精査しなければならない。」と合衆国連邦最高裁判所は述べた〔Wisconsin v. Yoder, supra, at 220〕。州は、政府のやむにやまれる利益という主張を正当化する信頼に値する証拠を挙げなければならない〔(前掲書), at 224-225〕。もちろん、本件において、州は原告が発案した不法行為責任を課そうとはしなかったし、従って、政府のやむにやまれる利益の証拠の提示や、ましてや主張さえもしていない。

これらの明確な憲法上の規定により、原告の新奇な訴訟理由は崩壊を余儀なくされるだろう。原告は統一教会の中心的宗教実践に不法行為責任を課そうとしている。仮に、これらの宗教活動への参加による回心が非自発的なものであり、それゆえ不法行為に相当すると法が判断するとしたら、統一教会は、その論理でいくと、新しいメンバーがセミナーへの参加後、加入を決めた度に法を犯しているということになろう(註18)。そして、仮に、献金を請うたり、布教したり、一生懸命に活動している統一教会員の生活様式が、賠償に値する危害であると判断するのであれば、どの統一教会員の生活も、

統一教会の不法行為責任の可能性があると。法廷は、特定宗教の生活様式が有害であるという判断をなすよう迫られることになる。

原告による統一教会の宗教活動を禁止するために不法行為責任（賠償法）を活用しようという試みは、2つの別々の理由によって失敗せざるを得ない。

第一に、原告は新奇な不法行為責任論を十分正当化しうる政府の利害を示してこなかった。記録文書によって十分に裏打ちされた政府のやむにやまれぬ利害のみが、原告が告発する宗教実践に政府が規制を加えることを正当化しうる〔*Wisconsin v. Yoder*, (前掲書) at 215, 224-225〕。本件において、カリフォルニア州はそのような政府の利害が存在するという主張をしていない。ここで問題となっている活動を規制する法令も規制も存在していない。原告、私的個人のみが、不法行為責任という新理論を作り上げることで、法廷に政府のやむにやまれぬ利害があることを認めるよう要求しているのである。憲法上の超越した権利が問題になり、同時に、政府のやむにやまれる利害がそのような権利を制限することを正当化しなければならないような場合は、立法府や行政府から何らの指令や指示も出ていないような政府のやむにやまれる利害に対して、司法は厳に用心してかからなければならない。立法府や行政府は、自由な宗教活動の権利を制限するに十分な政府のやむにやまれる利害があることを明らかにするべく、事実確認の調査を行ったり、社会政策を作ったりするという点で、控訴裁判所より都合の良い位置にある。この理由からも、宗教実践に不法行為責任を課すための新奇な訴訟理由を法廷が認めることは、特に不適切である（註19）。

たとえ、本法廷が立法府や行政府からの指示なしに政府のやむにやまれぬ利害を発見し、明文化しようとしたとしても、原告は、本法廷にそのような措置をするために証拠を提示するという役目を全く果たしていない。Iで述べているように、原告による強制的説得論に対する事実関係の証拠は、理論（I-B）、方法論（I-C）が一般的に認められた専門家の基準に達していないという理由により、当該学会から支持されていないということを法廷助言者は示してきた。選択の自由に関わる個人的利害が損なわれたという事実を示せなかったことでも、原告は、宗教の自由に制限を加えることを正当化

するための基準にも達していない〔*Wisconsin v. Yoder* (前掲書) at 215, 224-225〕。原告は、政府のやむにやまれぬ利害はおろか、国家の正当な利害の存在を証明することもできなかったのである。

第二に、本件において司法が原告の新奇な訴訟理由を認めると、宗教活動の故に統一教会に対して差別を行う可能性をはらむことになる。統一教会のような新宗教にのみ適用するとしても、原告による強制的説得の議論は、政府は宗教に対して厳正に中立的でなければならないと定めた憲法修正第一条の要請に違反することになる〔*Goldman v. Weinberger*, __ U.S., __, 106 S. Ct. 1310, 1314 (1986), (Stevens, J. 補足意見)〕。この原則が普遍的に適用されるということは考えられないだろう。カリフォルニア州は、原告が強制的説得と名付ける行為を、宗教ではない行為に対して規制していないし、他の宗教団体に対しても規制はしていない。原告が望むように統一教会に規制を課すのであれば、州政府は、若者を教化し、正しい行いを引き出すために罪意識を操作する主流の教団に共通した儀礼や伝統にも規制を課さなければならないだろう〔参照。*James, Brainwashing*, (前掲書) at 255〕。政治や押し売り商法などのような非宗教的領域におけるしつこい説得方法の使用も、不法行為責任とされるであろう。少なくとも、こうした何にでも適用するということで、法廷は、やっかいな事実判断と法的判断の泥沼に引きずり込まれるだろう。最悪の場合、一律に適用していくと、社会的に正当とみなされてきた広範な行為に不法行為責任を課すよう、法廷は要請されるであろう。

原告は、本心では、本法廷に、宗教的回心の過程、及び回心した結果宗教的生活を追求するようになったことに対して不法行為責任を課すという制裁を要求しているのである。本件ほどかけ離れていなくとも、最も極端な条件の下でのみ、法廷はそのような要求に応じるべきである。仮に、原告が主張する法的基準が原始キリスト教団に適用された場合、多くのアメリカ人が持ち得ている信条は、けしてこの世に現れてこなかったであろう。キリスト教の伝統には、熱狂的で、かつ過去の生活を突然切ってしまうような回心の例が多い。ダマスカスに向かう途中のサウロ、商売を継げといった父の求めを拒否したアシジの聖フランシスコ、網を棄ててイエスに従った弟子達。キリ

スト教の年代記記者は、熱烈な信仰生活への回心が、回心者の身内のものにすら反対されていたことを明らかにしている。例えば、聖トマス・アキナスは、托鉢行為は当時の社会では恥ずべきこととされていたので、父と兄によって修道院から拉致された〔Flinn, *Criminalizing Conversion: The Legislative Assault on New Religions*, in *Crimes, Values and Religions* 35 (Day & Laufer eds. 1986)〕。宗教運動の歴史を見ると、社会は、統一教会のような新宗教の布教活動をやめさせようとしてきたことを教えてくれる。それは、新宗教が公衆衛生や社会の安寧にとって脅威を与えたからではなく、当時の社会が、新しい宗教の異質な精神性を理解し、許容することができなかったからである。

このように、憲法が保証する信教の自由の精神を脅かす危険性は、世の中に常にある。「奇妙な生活様式であっても、他者の権利や利益を侵害しないものであれば、それが世の中のものとは異なるという理由で批判されるべきではない。」〔*Wisconsin v. Yoder*, at 224〕。統一教会のような新宗教に加入し、献身的生活をすることを選択すれば、主流の宗教、文化にいる人にとっては異常な、馬鹿げたものに見えるかもしれないが、信仰はその性質から、合理性のテストを課されるものではない〔参照、*United States v. Ballard*, (前掲書) 322 U.S. at 86〕。この国家の宗教の自由を重視し、守っていくという態度は、植民地時代の試練に造られたものである。憲法の起草者達は、宗教的信念の事柄は、政治過程に任せておくには、あまりにも重大であり、問題が起きやすい性質を持っているということを、歴史と経験から知っていた。極めて例外的な場合をのぞき、彼等は宗教を国家権力の上に、次に、敵意をもった多数派の上においたのである。

仮に、本法廷が、原告による不法行為責任の理論を認めるべく賠償法を拡大すれば、合衆国の慣習法は、宗教の自由を保障する憲法修正第一条を逸脱することになろう。しかしながら、本件では、原告は法廷がそのようになすべき何の理由も提示できていないし、原告の非難する宗教実践が、公衆衛生と社会的安寧を守る政府の正当な利害に脅威をもたらすということも証明できていない。Iを見よ。このような状況を鑑み、法廷助言者は謹んで本法廷

に、揺るぎない判決原理に従って、原告が主張する新奇な不法行為責任論を認めるために慣習法を拡大することを拒否することで、憲法上の問題を避けるよう進言する次第である。

B. 原告による強制的説得の理論は、法体系の基本的な諸前提と調整不可能である。

法廷助言者がII-Aで詳細に検討した憲法上の問題により、本法廷は、原告の新奇な不法行為責任論を却下せざるを得ないだろう。それに、原告による強制的説得論を法廷が採用することが、我々の法律学が基本的前提としていることと全く一致しない法体系の原則を導入することになる、ということもつけ加えておきたい。

原告が展開する不法行為責任論の大きな特徴は、原告は統一教会に加入することを決断したことと、それに伴う結果に対して責任を負うべきではないという判断があることである。この主張を弁護することは、法体系を破壊しかねない概念を導入することになる。極めて稀な状況を除いて、人はその行為に対して責任を取らなければならないというのが、刑事法であれ、民事法であれ、基本である。稀な例外はあるが、個人は法的規則を遵守することができるとみなし、それに違反した場合はその行為に対して責任を負うべきであると我々は認識しているために、個人を罰したり、民事上の不法行為責任を課すのである。原告による強制的説得論を受け入れることは、物理的暴力や脅しを伴わずとも、強力な仲間内からの圧力や言葉による説得があったという事実が、行為に対する個人の責任を免罪できるという可能性を、司法が認めるようになるのである。

これは我々の法体系とは無縁の概念である〔Robbins, New Religious Movements, Brainwashing, and Deprogramming, 11 Rel. Studies Rev. 361 (1985) Shapiro, Of Robots, Persons, and the Protection of Religious Beliefs, 56 S. Cal. L. Rev. 1277 (1983)〕。例えば、刑事事件において、犯罪行為が許される強迫の状況を弁護するには、死の恐れや深刻な身体的危害が

加えられるという外形的で、十分根拠のある状況において被告がその行為を行った場合に限られる。仲間内の圧力がどんなに強いものであったにせよ、それが外形的強迫度をあげるということはこれまで考えられていない。都市の街角ギャングのメンバーが、ギャングとして活動していた期間に犯罪を行ったとして、彼の環境がギャングになることを必然ならしめ、ギャングの他の連中によって犯罪を行うよう強制的説得を受けた結果であるから、免責されるというようなことは考えられない〔Reich, Brainwashing, Psychiatry and the Law, 39 Psychiatry 400, 402 (1976)〕。しかし、ギャングに入った状況は、原告によれば個人の責任が免罪されるとする「社会的影響力の組織的操作」にかなり近い状況ではある（註 20）。

要するに、原告による強制的説得論は、我々の法律学における殆ど全ての項目に反しているのである。そのような主張に、事実に根拠が弱いということと、それによってもたらされる様々な問題を考えれば、法廷助言者は本法廷に対して、憲法上の理由と、それ以外の理由も併せて、原告の主張を却下されることを謹んで進言する次第である。

結論

前述の理由により、法廷助言者は本法廷に対して、本件においても原裁判所の判決をそのまま認めるよう謹んで進言する次第である。

アメリカ心理学会等の法廷助言書代理弁護士

ロバート・H・フィリボシアン、モートン・B・ジャクソン

ブルース・J・エニス、ドナルド・N・バーソフ、キット・エーデルマン・ピアソン

註

註 1 原告は統一教会が正式の宗教法人であるということに関して、事実関係の争いはな

い。この点に関して、どの判例でも、統一教会が修正条項第一項によって保障された宗教法人であることを認めている〔例えば、*Holy Spirit Association v. Tax Commissioner*, 55 N.Y. 2d 512, 435 N.E. 2d 662 (1982); *Unification Church v. I.N.S.*, 547 F. Supp. 623 (D.D.C. 1982).〕。

註2 不法監禁とは「人を相当期間、法律上の特権なしで、同意を得ずに意図的に監禁すること」である〔*City of Newport Beach v. Sasse*, 9 Cal. App. 3d 803, 810, 88 Cal. Rptr. 476 (1970) を参照〕。「監禁」とは、身体拘束、暴力的脅迫、或いはその他の非合法行為そのものである〔*People v. Martinez*, 150 Cal. App. 3d 579, 198 Cal. Rptr. 565 (1984) を参照〕。監禁に関するこの定義は、思考し、或いは選択する個人の能力を含んでいない。脅すことで監禁が可能になる。なぜなら、被害者は脅しの内容である危害を被るよりも、逃げることを先延ばしにする合理的選択をするからである。不法監禁の不法行為責任はこのように、移動の自由を拘束することから自由の法益を守るものであり、原告が認めるように統一教会においては、原告に移動の制限が課せられてはいなかった〔*W. Prosser, Law of Torts* SS 11 (1971)〕。

詐欺の要件としては、被告が原告を依存させるために意図的に虚偽の説明をなし、原告は損害の原因となる虚偽の説明に依拠することが合理的であったという2点が重要である〔*Civil Code* SSSS 1572, 1709, 1710 参照 4 Witkin, *Summary of California Law* SS 446 at 271 (1974)〕。原告は、略式判決の申し立ての趣旨に、原告を勧誘した教会員は、最初彼等が統一教会に加入していることを隠していたと主張した。しかし、原告は彼等が統一教会に入会することを決意する時点では、彼等が加入しようとする集団が統一教会であるということをずっと知っていたと繰り返し認めている〔179 Cal. App. 3d at 465〕。十分な情報を得た後の決定であっても、最初の誤った説明と原告の統一教会への加入との間の因果関係を切断するものではないと論じることで、原告は彼等の決定が強制説得を課された非自発的なものであったと主張するのである。要するに、原告による詐欺の主張は、情報を得た上で選択するという原告の利益を回復することを求めたものではない。彼等が入会を選択したときに、原告は十分な情報を得ていたからである。むしろ、原告は、選択する能力を維持することでの利益を回復することを求めているのである。詐欺の申し立ては、強制的説得に由来する被害という新しい主張に過ぎなくなる。

意図的に精神的苦痛を与える虐待の要件は、原告を傷つけることを意図した非道い行為と、その行為によりもたらされた深刻な精神的苦痛があることである〔*Newby v. Alto Rivera Apartments*, 60 Cal. App. 3d 288 (1976)〕。本件において、最初の虚偽の説明という申し立てはそれだけでは非道い行為とはならない。それは原告が損害賠償を求めている危害の申し立ての原因になっていないし、原告は勧誘者達が統一教会員であることを伝えられる以前の短期間に、被害を被ったと主張していないのである。起訴可能な非道い行為は、それがあつたとすれば、宗教的回心過程そのものでなければならない。

その過程は次のような条件でのみ不法行為責任を帰せられるであろう。1) 慣習法が、原告による強制的説得の理論を認知した場合、2) 本法廷が、統一教会が意図したことは救済ではなく、精神操作による危害を与えることであったと評定した場合である。精神的苦痛の申し立てはこのようにして、強制的説得に由来する被害という新奇な主張に過ぎなくなる。

註3 本件では、栄養や睡眠時間の剥奪というような特別の申し立てはない。原告のモルコ氏は、栄養状態は満足すべきものだったと陳述書で何度も認めている〔例えば, Deposition of David Molko at 124, 132, 136〕。また、この証言では原告が一日数時間の睡眠をとっていたと記されている。Galanti, Brainwashing and the Moonies, 1 Cultic Studies Journal 27 (1984) によれば、統一教会のキャンプをもぐりて参与観察したところ、食事と睡眠の剥奪はなかったことが明らかである。いずれにせよ、シンガー博士が別の箇所で論じているような、食事と睡眠の剥奪が個人を無防備にして、感応性を高めるといった事柄の経験的事実はないのである〔Loveland & Singer, Projective Test Assessment of the Effects of Sleep Deprivation, 23 J. of Projective Techniques 23 (1959) 参照のこと。〕。

註4 *People v. Bledsoe*, 36 Cal. 3d 236, 203 Cal. Rptr. 450, 681 P. 2d 291 (1984) の裁判において、法廷は、本件と非常に似た状況で、精神衛生の専門家の証言にフライ基準を適用することを認めた。ブレッドソー裁判で問題になったのは、「レイプ・トラウマ・シンドローム」概念の科学的妥当性であった。政府は、レイプ事件における告訴人は、一般にレイプ・トラウマ・シンドロームの症状を示すという精神衛生の専門家による証言を導入することを求め、その告訴人がレイプされたことを証明する証拠として証言を使おうとした。この裁判では、フライ基準によって、レイプ・トラウマ・シンドロームの説明力に関する許容性が認められたとされた〔36 Cal. 3d at 247 n. 7〕。

本法廷はまたフライ基準の一般的な適用に対する一つの例外をも認識している。*People v. McDonald*, 37 Cal. 3d 351, 690 P. 2d 709, 208 Cal. Rptr. 236 (1984) の裁判において、法廷は、目撃者証言が一般的に信頼できるものではないことを心理学者が専門家として証言したこと、フライ基準を適用することを拒んだ。この事件のコンテキストで明らかになったのは、法廷はフライ基準の適用にわずかな例外を認めたが、その例外は本件には適用されていないということである。マクドナルド裁判では、死刑判決もありうる刑事被告側が、専門家による証言の導入を求めている。被告を死刑の可能性もある有罪に結びつける最も有力な証拠が目撃者証言であった。予審判事は、目撃者証言に関わる理論は、当該学会において十分に認められたものではなかったという理由で、専門家証言を拒否した。

註5 「社会学者にとって意味があるということは、経験的世界、我々が観察可能なものにのみ対応した問題設定になっているかどうかである。しかも、その問題に対応する答えにおいて、観察されるものを測定することが必要になる」〔J. Monahan and L.

Walker, *Social Science in Law* 33-34 (1985); see also J. Neale and R. Liebert, *Science and Behavior: An Introduction to Methods of Research* 9-10 (1980) (「科学的アプローチにおいて必要とされることは、経験的態度であり、経験的研究を行うことである。経験主義が述べるところでは、直接的な観察によって証明しなければならないという主張を受け入れることによってのみ、人間の思想と行為の性質について問題を立てることができる。」)。

註6 Accord, Richardson & Kilbourne, *Classical and Contemporary Applications of Brainwashing Models: A Comparison and Critique*, in *The Brainwashing/Deprogramming Controversy* 29, 30 (D. Bromley & J. Richardson eds. 1983)

註7 新宗教に加入したものの殆どが、最後には教団を離れているという事実は、原告の不法行為理論を疑わせるものになる。統一教会における加入と継続を説明する強制的説得論は、殆どが自発的に教会を離れていくもの達であるという事実を全く無視している〔参照。Robbins, “Uncivil” Religions and Religious Deprogramming, 61 *Thought* 277, 281 (1986) (1名の元信者と1名のディプログラマーによれば、全米では2万人からの元統一教会信者がいるが、そのうち強制脱会させられたものは数百名足らず。このように人が自由に出入りするようなカルトにおいて、強制的ということはどの程度抗しがたいことを意味しているのか?) Wright, *Post-Involvement Attitudes of Voluntary Defectors from Controversial New Religious Movements*, 23 *J. for the Scientific Study of Religions* 23 (1984)]。

註8 参照。E. Barker, *The Making of a Moonie* 144-45 (1984) (「統一教会員になるという決定がなされる社会的コンテクストの効果を客観的に測定し、そのようなコンテクストに影響を与える個人の特性の重要性も考慮に入れようとするならば、非加入者に対する加入者の割合に関する正確な知識が必要である。」)

註9 モノやサービスを宣伝することは、そのようなものを必要と感じている人が反応するように刺激するという点で極めて効果的である。しかし、宣伝したのに対して、商品への欲求を首尾よく仕込むことが出来たからといって、それで不法行為責任を問えるとは誰も考えないであろう。そして、コマーシャルの効果を自由意志の剝奪として特徴づけるものもないのである。

註10 中国側の捕虜となった3500人の兵士のうち、50名のみが共産主義支持を表明し、25人は本国送還を拒否した〔A. Schefflin & E. Opton, *The Mind Manipulators* 89 (1978).〕。Edgar Scheinの研究が強制的説得論の理論的基盤を提供しているのであるが、彼は、罰を逃れ厚遇を得るためのどうでもいい協力行為を行うことと、純粋なイデオロギー的回心を区別している。この種の協力行為が広範に見られるにもかかわらず、純粋な回心はわずかであったとシャインは述べた。彼の結論は、「中国共産党が費やした労力を考えれば、彼等のプログラムは殆ど失敗だった。」〔Schein, *The Chinese Indocination Program for Prisoners of War: A Study of Attempted ‘Brainwashing’*, in

Readings in Social Psychology 332 (Maccoby, Newcomb, and Hartley eds. 1958))。シンガー博士はシャインの研究を彼女の強制的説得論を正当化するために使おうとしていた。しかし、シャインの知見であった身体的強制を伴う戦争捕虜という状況でも失敗した回心のための技術が、統一教会のように拘束を伴わない状況で、不法行為責任を追及するほどに有効であったのか、シンガー博士は説明しないのである。

註 11 Lunde 博士は最近の論文において、このような強制的条件が統一教会に存在していないことを明らかにする〔Psychiatric Testimony in “Cult” Litigation, 5 Bull. of the Am. Academy of Psychiatry and the Law (1987) (近刊)〕。

註 12 1979 年の論文で、シンガー博士は、自分がインタビューした 75% の人々は自発的カルト離脱者ではなく、殆どがディプログラマーに関係した経歴を持つと述べている〔Singer, Coming Out of the Cults, Psychology Today 71, 72 (January 1979)〕。

註 13 「ディプログラム」の用語は、新宗教信者を教団から強制的に引き離すために使われるものであり、両親の依頼でなされるものである。ディプログラムの典型的なやり方には、集団成員をうむをいわずに拉致すること、数日間の監禁、所属していた集団がいかに悪徳集団であるかを繰り返し教え込むこと、脱会するように心理的圧力を加えること等が含まれる〔参照, New Religions and Deprogramming: Who's Brainwashing Whom?, in Cults, Culture and the Law 71 (1985)〕。

註 14 統一教会の現会員にのみインタビューをしたならば、勧誘過程について全く異なった、偏見が混じらない情報を得たであろう〔参照, Barker, (前掲書) note 8 at 124〕。情報を鵜呑みにして出した結論が信用ならぬことが分らないものはいない。シンガー博士、ベンソン博士の結論には同じ欠陥がある。

註 15 同じく, Robbins & Anthony, Deprogramming, Brainwashing and the Medicalization of Deviant Religious Groups, 29 Social Problems 290 (1982)

註 16 シンガー博士、ベンソン博士の方法論が当該学会で一般的認められた基準を満たしていないことを、さらに確認するためにシンガー博士自身の言を引用しよう。1966 年の説得力ある論文で、博士は、アレルギー疾患者に発生する心理状態を評価するための批判的方法を提供している〔Singer, Psychological Variables in Allergic Disease, 38 J. Allergy 143, 144-145 (1966)〕。博士によれば、彼女が検討した方法論は、アレルギー症状と人の心理的特性の観察を含み、「アレルギー症状を持つ集団の心理的特徴は、アレルギー症状に因果的に関係する」という仮説であった。博士は、とりわけ以下の理由によってこの主張の方法論は欠陥を持つと考えた。

1. 疾患が発生する前に、どの程度感情的な特性が表れていたのか定かではない。
2. 感情的な状態とアレルギー症状とが必然的に連結しているかどうか定かではない。
3. 未知の第三の要因により双方の関連が発生しているかどうか定かではない。
4. 観察された心理的状态が病人一般に見られるものであるかどうか定かではない。

博士はアレルギー研究において方向性の問題を理解していたし、第三変数や、第三変数が観察された相関関係を(病気の人一般という)説明するリスクをも考慮していた。また、選択の問題からくる危険性として、多くのアレルギー症の人が精神医療の対象となっていることの問題すら指摘していた。つまり、「研究者はアレルギーとアレルギーでないひとを比べるつもりで、神経症の人と神経症ではない人との比較研究をしていた。」〔前掲書、at 144〕。この論文から明らかになることは、シンガー博士は自らの「強制的説得」論の仮説に深刻な方法論的問題があることを知っていたのであり、博士がインタビューから導き出した結論は、科学的研究というよりも、むしろ、予想されたアイディアに教条的に固執していただけたことだったのである。

註 17 本件を解決するために、法廷は、原告証言には科学的根拠なしと結論づけるだけでよいのであるが、法廷助言者は、この問題をより科学的に説明できると信じている。若人は誰でもそうであるし、それ以上の年齢であっても構わないが、原告は人生の意味を探し求めている。彼等は過去の生活における価値観を否定したわけではない。しかし、理想主義的な若人にありがちなように、そうした価値観に疑問を抱いた。彼等は同じような疑問を共有できる集団を見つけ、同じような解決を見いだした。人は、自らの宗教的洞察を納得できる状況を作り出すべく、信念を人と共有することを求める。原告は、一定期間このやり方を試み、その時は自分たちの探求を満足させる信念体系を発見したと思っていたのである。後に、どのような契機であっても構わないが、彼等はこの信念体系がもはや彼等にとって意味がないと考え始めた。そのために、彼等はその路線で探求することをやめた。年をとり、賢くなったわけである。これが信念体系を探求する多くの人がたどる経過である〔参照。Richardson, *The Active vs. Passive Convert: Paradigm Conflict in Conversion/Recruitment Research*, 24 *J. for the Scientific Study of Religion* 163 (1985) (「探求者型」と記述される)〕。転換期にある多くの人々同様、モルコとリールも、こうした方向転換を説明するために悩んだのであり、彼等が意味を探求することに失敗した理由を、統一教会のせいにすることが好都合であると考えたのだ〔参照。Richardson, van der Lans & Derks, *Leaving and Labelling: Voluntary and Coerced Disaffiliation From Religious Social Movements*, 9 *Research in Social Movements, Conflicts and Change* 97 (1985)〕。

註 18 もう一つの可能性として、仮に、批判を受けている宗教活動に参加する行為の一部にのみ、強制的要素を法が認定するのであれば、統一教会はそれらの活動に従事することを効果的に禁じられよう。統一教会では、会員それぞれが自発的に参加しているか強制されているのか知ることができないために、新しいメンバーを勧誘しようとする度に不法行為を犯すことになる。このようなシナリオの下では、法廷は、控訴裁判所が指摘したように「どの元信者が本当の信仰から加入して、どの元信者がマインド・コントロールされたのかを見分けるはめになる。」〔179 Cal. App. 3d at 472〕。このような法的審査そのものが重大な憲法上の問題を引き起こすことになる。

註 19 カリフォルニア州議會は、この州に新宗教運動があることを知っており、その種の運動が深刻な脅威であると考えれば、活動を禁止するような法を成立させるだろう。その時、本法廷は、主張された利害が宗教活動の制限を許可するに十分なやむにやまれぬ利害であるかどうかを判断するために、その規制を正当化する州の利害を検討する適切な機能を果たすであろう。もちろん、法廷助言者は、慣習法の発展は議會立法をいつでも待たなければならないと主張するものではない。新奇な不法行為責任を課すことで憲法上保護された権利が侵害されるときにのみ、法廷は明確な法の形式をとらない法の拡張を拒否すべきである。

註 20 「ギャングによって占領された都市近隣に住む若者を考えてみよう。近隣に住むどの若者も中立のものはいない。ということは、どれか一つのギャング仲間に入らないと誰にも守ってもらえないということである。しかし、どのようなギャングであれ、入会のイニシエーションには、そいつの男らしさと、ギャングとして認められることを示すための儀式が含まれている。それで、ある若者がギャングにはいることを脅され、集団の圧力によってイニシエーションの儀式をやることを強制されたとする。彼が教え込まれた儀式とは、銀行強盗に加わることである。彼はそれをやり、捕まった。——精神医学者は、その男の集団における経験から推定して、集団状況において機能した彼を苛む圧力を記録し、メンバー各人の行動が個人の意志から決定されたというよりも集団の集合的意志によって決定されていたことを証言し、さらに、このような状況においては、物事の善悪を定義する社会的価値観よりもその集団の道徳観が、外的意志として強く内面化されていたこと、その結果、その男は善悪の区別も知らなかったのであるということが可能であると証言したとする。——もし、このような弁論が法廷で許されるとするならば、法律は我々が知っているようなあり方で存続可能であろうか。」〔Reich, Brainwashing, Psychiatry, and the Law, 39 Psychiatry 400, 402 (1975)〕。